

令和5年度

水道水質基準の逐次改正に関する調査等一式

報 告 書

令和6年3月

株式会社三菱ケミカルリサーチ

目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	1
2. 水質基準等の水質検査結果の整理	3
2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	3
2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	35
2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	76
3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計	104
3-1. 水道水質の被害状況等調査	104
3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査	109
3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査	114
3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査	131
3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査	143
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	145
4-1. 調査概要	145
4-2. 集計結果	146
5. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理	157
6. 水質基準等に関する情報の更新	182
6-1. 水質基準等の見直しの動向	182
6-2. データベースの整理・情報更新	209

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査は、水道水及び水道原水における水質検査結果や、国内外の水道法の水質基準に係る情報等を収集・整理し、水質基準等の逐次改正等に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1) 水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書 2（1）（2））

(1) 水道統計水質編（令和 3 年度版）の水質検査結果データ整理

水質基準及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編（令和 3 年度版）の水質検査結果データ（給水栓水）を整理し、データテーブルを作成した。

(2) 直近の過去 5 年分の水質検査結果の整理

上記にて作成したデータテーブルについて、直近の過去 5 年分（平成 29 年度から令和 3 年度）の水質検査結果（給水栓水、最高値）を、平成 22 年 2 月 2 日の第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（同部会資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、令和 5 年 4 月時点の基準値又は目標値の 10% 値超、50% 値超、100% 値超の経年的な超過状況を表に整理してリスクレベルの評価を行い、水質基準及び水質管理目標設定項目間での分類変更についての原案資料を作成した。対象農薬リスト掲載農薬類については、目標値の 1% 値超、10% 値超、50% 値超、100% 値超の経年的な超過状況を表に整理し、同様に資料を作成した。

(3) 水道水質基準項目等に係る状況の情報整理表の更新

水道統計水質編及び水道事業者等における要検討項目等の水質検査結果を基に、令和 4 年度調査において作成された水道水質基準等項目に係る状況の情報整理表を更新した。

(4) 水道水質関連調査（要検討項目の検出状況に関する調査以外）及び簡易専用水道の管理に関する調査結果の集計

水道水質関連調査の結果の集計は、令和 5 年 5 月に厚生労働省より都道府県に依頼し、回収された水道水質関連調査について、回答内容を確認、整理して行った。

2) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書 2 の (3)）

平成 29 年度から令和 5 年 12 月までに厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について整理及び集計し、見やすく図表にとりまとめた。

3) 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理（仕様書 2 の(4)）

我が国の現行の水質基準等に係る内閣府食品安全委員会における評価結果（令和 5 年 3 月～12 月に公表されたもの）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（令和 4 年度調査：表 5-1～表 5-3）を更新した。

4) 水質基準等に関する情報の更新（仕様書 2 の(5)）

(1) 関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報（令和 4 年度調査：表 6-1～表 6-7）を更新した。

(2) データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、令和 4 年度調査において作成したデータベースを更新した。

5) 報告書作成（仕様書 2 の(6)）

以上の調査結果をとりまとめ、報告書を作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度に変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするように、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

(1) 定期見直しの対象物質

全ての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

(2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素※、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジェオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン ル） 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く） 水道法第 4 条の例示項目 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数% 	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによって当てはめるべきものではない。

2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

(1) データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 29 年度版～令和 3 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に、農薬類の整理結果は表 2-9 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※5			R03 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	8,368	5	0.1%	8,669	2	0.0%	8,813	4	0.0%	9,339	8	0.1%	9,359	4	0.0%
				対50%値	8,368	33	0.4%	8,669	31	0.4%	8,813	31	0.4%	9,339	21	0.2%	9,359	33	0.4%
				対10%値	8,368	177	2.1%	8,669	182	2.1%	8,813	176	2.0%	9,339	197	2.1%	9,359	193	2.1%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	8,368	0	0.0%	8,668	1	0.0%	8,813	0	0.0%	9,339	1	0.0%	9,359	1	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	7,558	0	0.0%	7,898	0	0.0%	8,158	0	0.0%	8,401	0	0.0%	8,482	0	0.0%
				対50%値	7,558	1	0.0%	7,898	5	0.1%	8,158	3	0.0%	8,401	1	0.0%	8,482	0	0.0%
				対10%値	7,558	6	0.1%	7,898	11	0.1%	8,158	13	0.2%	8,401	7	0.1%	8,482	4	0.0%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	7,441	0	0.0%	7,784	0	0.0%	8,044	0	0.0%	8,295	0	0.0%	8,359	0	0.0%
				対50%値	7,441	14	0.2%	7,784	10	0.1%	8,044	17	0.2%	8,295	16	0.2%	8,359	0	0.0%
				対10%値	7,441	16	0.2%	7,784	15	0.2%	8,044	19	0.2%	8,295	18	0.2%	8,359	1	0.0%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,537	0	0.0%	7,873	0	0.0%	8,133	0	0.0%	8,382	0	0.0%	8,434	0	0.0%
				対50%値	7,537	0	0.0%	7,873	0	0.0%	8,133	1	0.0%	8,382	0	0.0%	8,434	0	0.0%
				対10%値	7,537	7	0.1%	7,873	4	0.1%	8,133	9	0.1%	8,382	8	0.1%	8,434	7	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,741	0	0.0%	8,047	2	0.0%	8,329	0	0.0%	8,568	1	0.0%	8,601	0	0.0%
				対50%値	7,741	28	0.4%	8,047	32	0.4%	8,329	27	0.3%	8,568	33	0.4%	8,601	27	0.3%
				対10%値	7,741	325	4.2%	8,047	337	4.2%	8,329	321	3.9%	8,568	318	3.7%	8,601	350	4.1%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,630	0	0.0%	7,968	0	0.0%	8,209	0	0.0%	8,497	0	0.0%	8,543	1	0.0%
				対50%値	7,630	88	1.2%	7,968	92	1.2%	8,209	89	1.1%	8,497	94	1.1%	8,543	92	1.1%
				対10%値	7,630	769	10.1%	7,968	809	10.2%	8,209	823	10.0%	8,497	882	10.4%	8,543	872	10.2%
基-8	六価クロム化合物	0.02mg/L	健康項目	対基準値	7,646	0	0.0%	7,970	0	0.0%	8,237	0	0.0%	8,965	0	0.0%	9,055	0	0.0%
				対50%値	7,646	0	0.0%	7,970	0	0.0%	8,237	0	0.0%	8,965	3	0.0%	9,055	1	0.0%
				対10%値	7,646	4	0.1%	7,970	5	0.1%	8,237	6	0.1%	8,965	133	1.5%	9,055	71	0.8%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	7,925	0	0.0%	8,120	0	0.0%	8,352	0	0.0%	8,615	0	0.0%	8,668	0	0.0%
				対50%値	7,925	3	0.0%	8,120	4	0.0%	8,352	4	0.0%	8,615	7	0.1%	8,668	0	0.0%
				対10%値	7,925	84	1.1%	8,120	76	0.9%	8,352	94	1.1%	8,615	81	0.9%	8,668	76	0.9%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	8,349	0	0.0%	8,647	0	0.0%	8,797	0	0.0%	9,316	0	0.0%	9,343	0	0.0%
				対50%値	8,349	0	0.0%	8,647	0	0.0%	8,797	2	0.0%	9,316	1	0.0%	9,343	0	0.0%
				対10%値	8,349	15	0.2%	8,647	8	0.1%	8,797	20	0.2%	9,316	25	0.3%	9,343	18	0.2%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	7,918	0	0.0%	8,206	0	0.0%	8,429	0	0.0%	8,779	0	0.0%	8,829	0	0.0%
				対50%値	7,918	166	2.1%	8,206	160	1.9%	8,429	160	1.9%	8,779	186	2.1%	8,829	165	1.9%
				対10%値	7,918	2,392	30.2%	8,206	2,381	29.0%	8,429	2,501	29.7%	8,779	2,562	29.2%	8,829	2,496	28.3%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	7,780	0	0.0%	8,087	1	0.0%	8,371	1	0.0%	8,637	2	0.0%	8,708	0	0.0%
				対50%値	7,780	87	1.1%	8,087	98	1.2%	8,371	93	1.1%	8,637	91	1.1%	8,708	87	1.0%
				対10%値	7,780	2,269	29.2%	8,087	2,367	29.3%	8,371	2,394	28.6%	8,637	2,323	26.9%	8,708	2,284	26.2%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	7,571	0	0.0%	7,916	0	0.0%	8,173	0	0.0%	8,435	0	0.0%	8,525	0	0.0%
				対50%値	7,571	19	0.3%	7,916	19	0.2%	8,173	22	0.3%	8,435	20	0.2%	8,525	19	0.2%
				対10%値	7,571	165	2.2%	7,916	184	2.3%	8,173	186	2.3%	8,435	190	2.3%	8,525	189	2.2%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	7,526	0	0.0%	7,859	0	0.0%	8,124	0	0.0%	8,376	0	0.0%	8,431	0	0.0%
				対50%値	7,526	4	0.1%	7,859	5	0.1%	8,124	8	0.1%	8,376	8	0.1%	8,431	1	0.0%
				対10%値	7,526	11	0.1%	7,859	9	0.1%	8,124	10	0.1%	8,376	11	0.1%	8,431	6	0.1%

※1 令和5年4月1日時点の基準値で評価。「六価クロム化合物」は基準値変更後(R2年度)の値で評価。

※2 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過5地点が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※3 平成30年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過1地点)

※4 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対10%値超過多数)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過3地点)

※5 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過7地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過3地点)、ベンゼン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※6 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
カドミウム及びその化合物(対50%値超過4地点)、水銀及びその化合物(対50%値超過10地点)、セレン及びその化合物(対50%値超過2地点)等

表 2-7 水道水質基準項目の水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※5			R03 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	7,497	0	0.0%	7,835	0	0.0%	8,101	0	0.0%	8,346	0	0.0%	8,443	0	0.0%
				対50%値	7,497	1	0.0%	7,835	1	0.0%	8,101	1	0.0%	8,346	0	0.0%	8,443	2	0.0%
				対10%値	7,497	2	0.0%	7,835	2	0.0%	8,101	5	0.1%	8,346	2	0.0%	8,443	4	0.0%
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン 及トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	7,543	0	0.0%	7,863	0	0.0%	8,127	0	0.0%	8,381	0	0.0%	8,466	0	0.0%
				対50%値	7,543	0	0.0%	7,863	0	0.0%	8,127	0	0.0%	8,381	1	0.0%	8,466	0	0.0%
				対10%値	7,543	2	0.0%	7,863	2	0.0%	8,127	5	0.1%	8,381	7	0.1%	8,466	4	0.0%
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	7,526	0	0.0%	7,862	0	0.0%	8,124	0	0.0%	8,374	0	0.0%	8,432	0	0.0%
				対50%値	7,526	1	0.0%	7,862	0	0.0%	8,124	0	0.0%	8,374	0	0.0%	8,432	2	0.0%
				対10%値	7,526	3	0.0%	7,862	4	0.1%	8,124	1	0.0%	8,374	3	0.0%	8,432	3	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,529	0	0.0%	7,866	0	0.0%	8,126	0	0.0%	8,378	0	0.0%	8,434	0	0.0%
				対50%値	7,529	0	0.0%	7,866	0	0.0%	8,126	0	0.0%	8,378	0	0.0%	8,434	0	0.0%
				対10%値	7,529	12	0.2%	7,866	8	0.1%	8,126	4	0.0%	8,378	10	0.1%	8,434	13	0.2%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,538	0	0.0%	7,874	0	0.0%	8,129	0	0.0%	8,384	0	0.0%	8,439	0	0.0%
				対50%値	7,538	1	0.0%	7,874	0	0.0%	8,129	2	0.0%	8,384	5	0.1%	8,439	1	0.0%
				対10%値	7,538	28	0.4%	7,874	21	0.3%	8,129	23	0.3%	8,384	29	0.3%	8,439	23	0.3%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	7,526	0	0.0%	7,863	0	0.0%	8,124	0	0.0%	8,373	0	0.0%	8,432	0	0.0%
				対50%値	7,526	0	0.0%	7,863	0	0.0%	8,124	0	0.0%	8,373	0	0.0%	8,432	1	0.0%
				対10%値	7,526	1	0.0%	7,863	1	0.0%	8,124	1	0.0%	8,373	1	0.0%	8,432	3	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,354	8	0.1%	8,653	6	0.1%	8,801	8	0.1%	9,326	12	0.1%	9,346	11	0.1%
				対50%値	8,354	307	3.7%	8,653	319	3.7%	8,801	312	3.5%	9,326	384	4.1%	9,346	321	3.4%
				対10%値	8,354	4,326	51.8%	8,653	4,630	53.5%	8,801	4,606	52.3%	9,326	5,023	53.9%	9,346	5,049	54.0%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	1	0.0%	8,652	0	0.0%	8,800	0	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対50%値	8,355	6	0.1%	8,652	7	0.1%	8,800	8	0.1%	9,326	7	0.1%	9,346	0	0.0%
				対10%値	8,355	35	0.4%	8,652	30	0.3%	8,800	39	0.4%	9,326	35	0.4%	9,346	39	0.4%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	2	0.0%	8,653	1	0.0%	8,800	4	0.0%	9,326	6	0.1%	9,346	5	0.1%
				対50%値	8,355	285	3.4%	8,653	244	2.8%	8,800	279	3.2%	9,326	244	2.6%	9,346	292	3.1%
				対10%値	8,355	2,937	35.2%	8,653	3,041	35.1%	8,800	3,126	35.5%	9,326	3,274	35.1%	9,346	3,262	34.9%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	3	0.0%	8,653	1	0.0%	8,800	3	0.0%	9,326	2	0.0%	9,346	1	0.0%
				対50%値	8,355	116	1.4%	8,653	98	1.1%	8,800	118	1.3%	9,326	121	1.3%	9,346	123	1.3%
				対10%値	8,355	2,200	26.3%	8,653	2,299	26.6%	8,800	2,159	24.5%	9,326	2,304	24.7%	9,346	2,200	23.5%
基-25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	0	0.0%	8,653	0	0.0%	8,800	0	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対50%値	8,355	10	0.1%	8,653	12	0.1%	8,800	10	0.1%	9,326	7	0.1%	9,346	8	0.1%
				対10%値	8,355	200	2.4%	8,653	245	2.8%	8,800	262	3.0%	9,326	275	2.9%	9,346	263	2.8%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,354	0	0.0%	8,653	1	0.0%	8,800	1	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対50%値	8,354	12	0.1%	8,653	10	0.1%	8,800	13	0.1%	9,326	9	0.1%	9,346	9	0.1%
				対10%値	8,354	255	3.1%	8,653	246	2.8%	8,800	245	2.8%	9,326	226	2.4%	9,346	235	2.5%

- ※1 令和5年4月1日時点の基準値で評価。「六価クロム化合物」は基準値変更後(R2年度)の値で評価。
- ※2 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過5地点が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)
- ※3 平成30年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過1地点)
- ※4 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対10%値超過多数)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過3地点)
- ※5 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過7地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過3地点)、ベンゼン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)
- ※6 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
ガドミウム及びその化合物(対50%値超過4地点)、水銀及びその化合物(対50%値超過10地点)、セレン及びその化合物(対50%値超過2地点)等

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※5			R03 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	1	0.0%	8,653	0	0.0%	8,800	1	0.0%	9,326	6	0.1%	9,346	2	0.0%
				対50%値	8,355	212	2.5%	8,653	220	2.5%	8,800	254	2.9%	9,326	221	2.4%	9,346	248	2.7%
				対10%値	8,355	3,654	43.7%	8,653	3,735	43.2%	8,800	3,794	43.1%	9,326	3,966	42.5%	9,346	3,963	42.4%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,354	8	0.1%	8,649	4	0.0%	8,800	9	0.1%	9,325	8	0.1%	9,346	10	0.1%
				対50%値	8,354	458	5.5%	8,649	385	4.5%	8,800	417	4.7%	9,325	372	4.0%	9,346	413	4.4%
				対10%値	8,354	2,700	32.3%	8,649	2,799	32.4%	8,800	2,824	32.1%	9,325	2,952	31.7%	9,346	2,948	31.5%
基-29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	1	0.0%	8,653	2	0.0%	8,800	0	0.0%	9,326	3	0.0%	9,346	1	0.0%
				対50%値	8,355	153	1.8%	8,653	170	2.0%	8,800	206	2.3%	9,326	211	2.3%	9,346	183	2.0%
				対10%値	8,355	3,196	38.3%	8,653	3,234	37.4%	8,800	3,291	37.4%	9,326	3,479	37.3%	9,346	3,420	36.6%
基-30	プロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,355	0	0.0%	8,653	0	0.0%	8,800	0	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対50%値	8,355	2	0.0%	8,653	1	0.0%	8,800	4	0.0%	9,326	1	0.0%	9,346	2	0.0%
				対10%値	8,355	154	1.8%	8,653	182	2.1%	8,800	150	1.7%	9,326	168	1.8%	9,346	142	1.5%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	8,353	1	0.0%	8,651	0	0.0%	8,801	0	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対50%値	8,353	2	0.0%	8,651	1	0.0%	8,801	3	0.0%	9,326	0	0.0%	9,346	0	0.0%
				対10%値	8,353	45	0.5%	8,651	47	0.5%	8,801	48	0.5%	9,326	83	0.9%	9,346	109	1.2%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	7,655	0	0.0%	7,973	0	0.0%	8,248	0	0.0%	8,489	0	0.0%	8,569	0	0.0%
				対50%値	7,655	1	0.0%	7,973	1	0.0%	8,248	2	0.0%	8,489	1	0.0%	8,569	2	0.0%
				対10%値	7,655	21	0.3%	7,973	31	0.4%	8,248	29	0.4%	8,489	29	0.3%	8,569	30	0.4%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	7,823	14	0.2%	8,104	13	0.2%	8,408	10	0.1%	8,663	14	0.2%	8,716	11	0.1%
				対50%値	7,823	167	2.1%	8,104	146	1.8%	8,408	144	1.7%	8,663	146	1.7%	8,716	133	1.5%
				対10%値	7,823	1,794	22.9%	8,104	1,828	22.6%	8,408	1,892	22.5%	8,663	1,966	22.7%	8,716	1,887	21.6%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	7,782	3	0.0%	8,062	2	0.0%	8,361	1	0.0%	8,598	1	0.0%	8,658	0	0.0%
				対50%値	7,782	38	0.5%	8,062	24	0.3%	8,361	40	0.5%	8,598	31	0.4%	8,658	32	0.4%
				対10%値	7,782	425	5.5%	8,062	439	5.4%	8,361	451	5.4%	8,598	447	5.2%	8,658	439	5.1%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	7,658	0	0.0%	7,972	0	0.0%	8,245	0	0.0%	8,488	0	0.0%	8,542	0	0.0%
				対50%値	7,658	3	0.0%	7,972	2	0.0%	8,245	1	0.0%	8,488	4	0.0%	8,542	3	0.0%
				対10%値	7,658	25	0.3%	7,972	30	0.4%	8,245	28	0.3%	8,488	31	0.4%	8,542	24	0.3%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	7,611	0	0.0%	7,949	0	0.0%	8,220	0	0.0%	8,474	0	0.0%	8,535	1	0.0%
				対50%値	7,611	2	0.0%	7,949	3	0.0%	8,220	6	0.1%	8,474	5	0.1%	8,535	6	0.1%
				対10%値	7,611	708	9.3%	7,949	730	9.2%	8,220	728	8.9%	8,474	735	8.7%	8,535	740	8.7%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	7,687	2	0.0%	7,995	0	0.0%	8,275	1	0.0%	8,522	0	0.0%	8,604	0	0.0%
				対50%値	7,687	14	0.2%	7,995	13	0.2%	8,275	11	0.1%	8,522	10	0.1%	8,604	14	0.2%
				対10%値	7,687	129	1.7%	7,995	130	1.6%	8,275	151	1.8%	8,522	147	1.7%	8,604	136	1.6%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	8,368	0	0.0%	8,666	0	0.0%	8,812	0	0.0%	9,336	0	0.0%	9,359	1	0.0%
				対50%値	8,368	17	0.2%	8,666	18	0.2%	8,812	16	0.2%	9,336	18	0.2%	9,359	19	0.2%
				対10%値	8,368	1,278	15.3%	8,666	1,268	14.6%	8,812	1,280	14.5%	9,336	1,403	15.0%	9,359	1,388	14.8%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	7,879	0	0.0%	8,225	0	0.0%	8,427	0	0.0%	8,798	0	0.0%	8,884	2	0.0%
				対50%値	7,879	76	1.0%	8,225	67	0.8%	8,427	72	0.9%	8,798	77	0.9%	8,884	87	1.0%
				対10%値	7,879	5,429	68.9%	8,225	5,541	67.4%	8,427	5,702	67.7%	8,798	5,900	67.1%	8,884	5,907	66.5%

※1 令和5年4月1日時点の基準値で評価。「六価クロム化合物」は基準値変更後(R2年度)の値で評価。

※2 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過5地点が誤報告であることを確認)。六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※3 平成30年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。トリクロロエチレン(対50%値超過1地点)

※4 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。六価クロム化合物(対10%値超過多数)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過3地点)

※5 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過7地点が誤報告であることを確認)。トリクロロエチレン(対50%値超過3地点)、ベンゼン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※6 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。ガドリウム及びその化合物(対50%値超過4地点)、水銀及びその化合物(対50%値超過10地点)、セレン及びその化合物(対50%値超過2地点)等

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※5			R03 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	7,951	0	0.0%	8,343	0	0.0%	8,511	0	0.0%	8,946	0	0.0%	9,058	2	0.0%
				対50%値	7,951	224	2.8%	8,343	211	2.5%	8,511	248	2.9%	8,946	249	2.8%	9,058	230	2.5%
				対10%値	7,951	7,254	91.2%	8,343	7,479	89.6%	8,511	7,662	90.0%	8,946	8,030	89.8%	9,058	8,100	89.4%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	7,428	0	0.0%	7,756	0	0.0%	8,009	0	0.0%	8,263	0	0.0%	8,332	0	0.0%
				対50%値	7,428	0	0.0%	7,756	0	0.0%	8,009	0	0.0%	8,263	0	0.0%	8,332	0	0.0%
				対10%値	7,428	2	0.0%	7,756	0	0.0%	8,009	0	0.0%	8,263	0	0.0%	8,332	0	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	7,676	5	0.1%	7,954	4	0.1%	8,251	0	0.0%	8,545	2	0.0%	8,544	1	0.0%
				対50%値	7,676	59	0.8%	7,954	41	0.5%	8,251	53	0.6%	8,545	58	0.7%	8,544	44	0.5%
				対10%値	7,676	755	9.8%	7,954	689	8.7%	8,251	691	8.4%	8,545	720	8.4%	8,544	684	8.0%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	7,677	1	0.0%	7,952	2	0.0%	8,248	2	0.0%	8,544	5	0.1%	8,545	2	0.0%
				対50%値	7,677	19	0.2%	7,952	19	0.2%	8,248	28	0.3%	8,544	31	0.4%	8,545	16	0.2%
				対10%値	7,677	347	4.5%	7,952	365	4.6%	8,248	370	4.5%	8,544	382	4.5%	8,545	349	4.1%
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	7,505	0	0.0%	7,848	0	0.0%	8,091	0	0.0%	8,370	0	0.0%	8,463	0	0.0%
				対50%値	7,505	2	0.0%	7,848	3	0.0%	8,091	6	0.1%	8,370	0	0.0%	8,463	1	0.0%
				対10%値	7,505	318	4.2%	7,848	364	4.6%	8,091	500	6.2%	8,370	598	7.1%	8,463	626	7.4%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	7,402	0	0.0%	7,742	0	0.0%	8,008	0	0.0%	8,261	0	0.0%	8,330	0	0.0%
				対50%値	7,402	10	0.1%	7,742	6	0.1%	8,008	8	0.1%	8,261	11	0.1%	8,330	0	0.0%
				対10%値	7,402	11	0.1%	7,742	7	0.1%	8,008	10	0.1%	8,261	12	0.1%	8,330	1	0.0%
基-46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	8,368	2	0.0%	8,666	0	0.0%	8,813	1	0.0%	9,338	0	0.0%	9,359	0	0.0%
				対50%値	8,368	140	1.7%	8,666	109	1.3%	8,813	136	1.5%	9,338	150	1.6%	9,359	160	1.7%
				対10%値	8,368	4,531	54.1%	8,666	4,600	53.1%	8,813	4,717	53.5%	9,338	5,132	55.0%	9,359	5,186	55.4%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	6,636	3	0.0%	8,666	2	0.0%	8,813	2	0.0%	9,339	3	0.0%	9,359	4	0.0%
				アルカリ側超	6,636	2	0.0%	8,666	4	0.0%	8,813	0	0.0%	9,339	5	0.1%	9,359	2	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	6,637	2	0.0%	8,668	1	0.0%	8,813	0	0.0%	9,338	0	0.0%	9,358	2	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	6,636	6	0.1%	8,668	6	0.1%	8,813	5	0.1%	9,339	6	0.1%	9,359	7	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	6,636	7	0.1%	8,668	10	0.1%	8,813	7	0.1%	9,339	9	0.1%	9,359	8	0.1%
				対50%値	6,636	148	2.2%	8,668	192	2.2%	8,813	191	2.2%	9,339	211	2.3%	9,359	186	2.0%
				対10%値	6,636	2,203	33.2%	8,668	2,310	26.6%	8,813	2,249	25.5%	9,339	2,522	27.0%	9,359	2,425	25.9%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	6,636	3	0.0%	8,668	3	0.0%	8,813	1	0.0%	9,339	4	0.0%	9,359	4	0.0%
				対50%値	6,636	44	0.7%	8,668	58	0.7%	8,813	68	0.8%	9,339	68	0.7%	9,359	61	0.7%
				対10%値	6,636	525	7.9%	8,668	531	6.1%	8,813	526	6.0%	9,339	634	6.8%	9,359	569	6.1%

※1 令和5年4月1日時点の基準値で評価。「六価クロム化合物」は基準値変更後(R2年度)の値で評価。

※2 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過5地点が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※3 平成30年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過1地点)

※4 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
六価クロム化合物(対10%値超過多数)、トリクロロエチレン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過3地点)

※5 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過7地点が誤報告であることを確認)。
トリクロロエチレン(対50%値超過3地点)、ベンゼン(対50%値超過2地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

※6 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過多数が誤報告であることを確認)。
ガドミウム及びその化合物(対50%値超過4地点)、水銀及びその化合物(対50%値超過10地点)、セレン及びその化合物(対50%値超過2地点)等

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%	2,473	0	0.0%	2,484	0	0.0%
				対50%値	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%	2,473	0	0.0%	2,484	0	0.0%
				対10%値	2,432	3	0.1%	2,440	8	0.3%	2,456	2	0.1%	2,473	2	0.1%	2,484	3	0.1%
目-2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	2,402	1	0.0%	2,414	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,461	0	0.0%	2,471	0	0.0%
				対50%値	2,402	5	0.2%	2,414	3	0.1%	2,432	7	0.3%	2,461	3	0.1%	2,471	3	0.1%
				対10%値	2,402	38	1.6%	2,414	38	1.6%	2,432	45	1.9%	2,461	50	2.0%	2,471	54	2.2%
目-3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,720	0	0.0%	2,717	0	0.0%	2,728	0	0.0%	2,739	0	0.0%	2,756	0	0.0%
				対50%値	2,720	1	0.0%	2,717	1	0.0%	2,728	0	0.0%	2,739	0	0.0%	2,756	0	0.0%
				対10%値	2,720	25	0.9%	2,717	26	1.0%	2,728	25	0.9%	2,739	22	0.8%	2,756	26	0.9%
目-5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	2,346	0	0.0%	2,355	0	0.0%	2,362	0	0.0%	2,371	0	0.0%	2,377	0	0.0%
				対50%値	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	0	0.0%	2,371	0	0.0%	2,377	0	0.0%
				対10%値	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	0	0.0%	2,371	0	0.0%	2,377	0	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%	2,424	0	0.0%
				対50%値	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%	2,424	0	0.0%
				対10%値	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%	2,424	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	2,114	0	0.0%	2,129	0	0.0%	2,151	0	0.0%	2,174	0	0.0%	2,179	0	0.0%
				対50%値	2,114	0	0.0%	2,129	1	0.0%	2,151	0	0.0%	2,174	0	0.0%	2,179	0	0.0%
				対10%値	2,114	5	0.2%	2,129	2	0.1%	2,151	14	0.7%	2,174	6	0.3%	2,179	15	0.7%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	1,285	0	0.0%	1,253	0	0.0%	1,263	0	0.0%	1,258	0	0.0%	1,251	0	0.0%
				対50%値	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	0	0.0%	1,258	0	0.0%	1,251	0	0.0%
				対10%値	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	4	0.3%	1,258	1	0.1%	1,251	1	0.1%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%	634	0	0.0%
				対50%値	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%	634	0	0.0%
				対10%値	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%	634	0	0.0%
目-13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	3,016	0	0.0%	3,068	0	0.0%	3,092	0	0.0%	3,106	0	0.0%	3,102	0	0.0%
				対50%値	3,016	7	0.2%	3,068	3	0.1%	3,092	5	0.2%	3,106	4	0.1%	3,102	7	0.2%
				対10%値	3,016	369	12.2%	3,068	335	10.9%	3,092	388	12.5%	3,106	303	9.8%	3,102	339	10.9%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	3,018	0	0.0%	3,066	0	0.0%	3,096	0	0.0%	3,108	1	0.0%	3,104	1	0.0%
				対50%値	3,018	32	1.1%	3,066	19	0.6%	3,096	30	1.0%	3,108	21	0.7%	3,104	22	0.7%
				対10%値	3,018	792	26.2%	3,066	815	26.6%	3,096	832	26.9%	3,108	770	24.8%	3,104	746	24.0%
目-15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	健康項目	対目標値	840	0	0.0%	828	0	0.0%	873	0	0.0%	877	0	0.0%	877	0	0.0%
				対50%値	840	3	0.4%	828	4	0.5%	873	4	0.5%	877	3	0.3%	877	0	0.0%
				対10%値	840	4	0.5%	828	8	1.0%	873	5	0.6%	877	4	0.5%	877	1	0.1%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	8,217	72	0.9%	8,498	61	0.7%	8,668	77	0.9%	9,092	68	0.7%	9,133	64	0.7%
				対50%値	8,217	2,309	28.1%	8,498	2,271	26.7%	8,668	2,301	26.5%	9,092	2,446	26.9%	9,133	2,444	26.8%
				対10%値	8,217	8,097	98.5%	8,498	8,360	98.4%	8,668	8,556	98.7%	9,092	8,975	98.7%	9,133	9,035	98.9%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の1,2-ジクロロエタンについては、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過8地点、対10%値超過1地点が誤報告であることを確認)。

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過4地点が誤報告であることを確認)。

アンチモン及びその化合物(対50%値超過1地点)、1,2-ジクロロエタン(対50%値超過1地点)、1,1,1-トリクロロエタン(対50%値超過1地点)、メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)(対50%値超過1地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

農薬類(対50%値超過2地点)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)(対50%値超過50地点)

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	区分	評価	H29			H30			R01 ^{※2}			R02 ^{※3}			R03 ^{※4}			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	7,879	189	2.4%	8,225	226	2.7%	8,427	242	2.9%	8,798	473	5.4%	8,884	341	3.8%	
				>100	7,879	484	6.1%	8,225	503	6.1%	8,427	492	5.8%	8,798	96	1.1%	8,884	515	5.8%	
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	7,687	2	0.0%	7,995	61	0.8%	8,275	58	0.7%	8,522	64	0.8%	8,604	48	0.6%	
				対50%値	7,687	14	0.2%	7,995	130	1.6%	8,275	151	1.8%	8,522	147	1.7%	8,604	136	1.6%	
				対10%値	7,687	129	1.7%	7,995	628	7.9%	8,275	757	9.1%	8,522	801	9.4%	8,604	779	9.1%	
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,623	93	3.5%	2,657	96	3.6%	2,677	103	52.5%	2,701	100	51.6%	2,715	100	3.7%	
				対50%値	2,623	381	14.5%	2,657	385	14.5%	2,677	388	80.5%	2,701	376	77.9%	2,715	384	14.1%	
				対10%値	2,623	2,007	76.5%	2,657	1,983	74.6%	2,677	2,032	64.8%	2,701	2,016	63.6%	2,715	2,025	74.6%	
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	0	0.0%	2,503	0	0.0%	
				対50%値	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	0	0.0%	2,503	0	0.0%	
				対10%値	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	0	0.0%	2,503	0	0.0%	
目-21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	2,297	0	0.0%	2,348	0	0.0%	2,358	0	0.0%	2,375	0	0.0%	2,388	0	0.0%	
				対50%値	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%	2,375	0	0.0%	2,388	0	0.0%	
				対10%値	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%	2,375	0	0.0%	2,388	3	0.1%	
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,903	30	1.6%	1,834	29	1.6%	1,824	40	2.2%	1,832	28	1.5%	1,867	21	1.1%	
				対50%値	1,903	408	21.4%	1,834	402	21.9%	1,824	426	23.4%	1,832	395	21.6%	1,867	389	20.8%	
				対10%値	1,903	1,531	80.5%	1,834	1,473	80.3%	1,824	1,465	80.3%	1,832	1,490	81.3%	1,867	1,500	80.3%	
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	2,418	36	1.5%	2,358	34	1.4%	2,356	11	0.5%	2,351	6	0.3%	2,385	8	0.3%	
				対50%値	2,418	169	7.0%	2,358	138	5.9%	2,356	98	4.2%	2,351	92	3.9%	2,385	61	2.6%	
				対10%値	2,418	474	19.6%	2,358	472	20.0%	2,356	491	20.8%	2,351	405	17.2%	2,385	389	16.3%	
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	7,951	88	1.1%	8,343	76	0.9%	8,511	66	0.8%	8,946	94	1.1%	9,058	61	0.7%	
				>200	7,951	677	8.5%	8,343	681	8.2%	8,511	729	8.6%	8,946	737	8.2%	9,058	687	7.6%	
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	6,636	3	0.0%	8,668	58	0.7%	8,813	68	0.8%	9,339	68	0.7%	9,359	61	0.7%	
				対50%値	6,636	44	0.7%	8,668	208	2.4%	8,813	191	2.2%	9,339	217	2.3%	9,359	201	2.1%	
				対10%値	6,636	525	7.9%	8,668	1,089	12.6%	8,813	1,119	12.7%	9,339	1,290	13.8%	9,359	1,256	13.4%	
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	6,636	5,992	90.3%	8,667	3,094	35.7%	8,813	3,091	35.1%	9,339	6,605	70.7%	9,359	6,670	71.3%	
				7.7以上	6,636	2,783	41.9%	8,667	2,838	32.7%	8,813	2,998	34.0%	9,339	3,172	34.0%	9,359	3,102	33.1%	
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	3,222	1,785	55.4%	2,644	1,777	67.2%	2,668	1,943	72.8%	2,662	1,799	67.6%	2,674	1,835	68.6%	
				>0	3,222	59	1.8%	2,644	72	2.7%	2,668	79	3.0%	2,662	93	3.5%	2,674	101	3.8%	
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	健康項目	対目標値	2,894	3	0.1%	2,932	4	0.1%	2,960	2	0.1%	2,990	1	0.0%	3,028	0	0.0%	
				対50%値	2,894	8	0.3%	2,932	8	0.3%	2,960	5	0.2%	2,990	5	0.2%	3,028	2	0.1%	
				対10%値	2,894	37	1.3%	2,932	42	1.4%	2,960	55	1.9%	2,990	55	1.8%	3,028	45	1.5%	
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	健康項目	対目標値	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	0	0.0%	2,485	0	0.0%	
				対50%値	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	0	0.0%	2,485	0	0.0%	
				対10%値	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	1	0.0%	2,485	1	0.0%	
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	7,823	14	0.2%	8,104	146	1.8%	8,408	144	1.7%	8,663	14	0.2%	8,716	133	1.5%	
				対50%値	7,823	167	2.1%	8,104	608	7.5%	8,408	634	7.5%	8,663	146	1.7%	8,716	589	6.8%	
				対10%値	7,823	1,794	22.9%	8,104	2,819	34.8%	8,408	2,966	35.3%	8,663	1,966	22.7%	8,716	2,977	34.2%	
目-31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005mg/L	健康項目	対目標値									589	5	0.8%	1,247	2	0.2%		
				対50%値											589	13	2.2%	1,247	19	1.5%
				対10%値											589	162	27.5%	1,247	157	12.6%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の1,2-ジクロロエタンについては、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過8地点、対10%値超過1地点が誤報告であることを確認)。

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過4地点が誤報告であることを確認)。

アンチモン及びその化合物(対50%値超過1地点)、1,2-ジクロロエタン(対50%値超過1地点)、1,1,1-トリクロロエタン(対50%値超過1地点)、メチルtertブチルエーテル(MTBE)(対50%値超過1地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

農薬類(対50%値超過2地点)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)(対50%値超過50地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	699	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	699	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	699	0	0.0%
				対1%値超	615	1	0.2%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	699	0	0.0%
対	2	ダラポン	0.08	対目標値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	444	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	444	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	444	0	0.0%
				対1%値超	430	10	2.3%	411	0	0.0%	480	2	0.4%	458	3	0.7%	444	0	0.0%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.02	対目標値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	602	0	0.0%
				対1%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	1	0.2%	602	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	710	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	710	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	710	0	0.0%
				対1%値超	610	16	2.6%	565	0	0.0%	672	2	0.3%	691	2	0.3%	710	0	0.0%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	536	0	0.0%
				対50%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	536	0	0.0%
				対10%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	536	0	0.0%
				対1%値超	404	11	2.7%	423	0	0.0%	524	12	2.3%	507	2	0.4%	536	0	0.0%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	548	0	0.0%
				対50%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	548	0	0.0%
				対10%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	548	0	0.0%
				対1%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	3	0.5%	614	0	0.0%	548	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	578	16	2.8%	547	1	0.2%	638	2	0.3%	637	4	0.6%	639	9	1.4%
				対1%値超	578	17	2.9%	547	1	0.2%	638	3	0.5%	637	9	1.4%	639	9	1.4%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	710	0	0.0%
				対50%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	710	0	0.0%
				対10%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	710	0	0.0%
				対1%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	710	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	618	0	0.0%
				対50%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	618	0	0.0%
				対10%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	618	0	0.0%
				対1%値超	506	11	2.2%	477	3	0.6%	567	4	0.7%	589	3	0.5%	618	0	0.0%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	446	0	0.0%
				対50%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	446	0	0.0%
				対10%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	446	0	0.0%
				対1%値超	359	10	2.8%	358	0	0.0%	452	1	0.2%	441	5	1.1%	446	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (2/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	709	0	0.0%	
				対50%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	709	0	0.0%	
				対10%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	709	0	0.0%	
				対1%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	1	0.2%	656	0	0.0%	709	0	0.0%	
対	12	イソキサチオン	0.005	対目標値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	752	0	0.0%	
				対50%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	752	0	0.0%	
				対10%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	752	0	0.0%	
				対1%値超	630	1	0.2%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	1	0.1%	752	0	0.0%	
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%	
				対50%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%	
				対10%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%	
				対1%値超	537	13	2.4%	508	3	0.6%	628	5	0.8%	652	4	0.6%	614	0	0.0%	
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%	
				対50%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%	
				対10%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%	
				対1%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%	
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	727	0	0.0%	
				対50%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	727	0	0.0%	
				対10%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	727	0	0.0%	
				対1%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	727	0	0.0%	
対	17	イプフェンカルバゾン	0.002	対目標値超							36	0	0.0%	30	0	0.0%	36	0	0.0%	
				対50%値超								36	0	0.0%	30	0	0.0%	36	0	0.0%
				対10%値超								36	0	0.0%	30	0	0.0%	36	0	0.0%
				対1%値超								36	5	13.9%	30	5	16.7%	36	3	8.3%
対	18	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	690	0	0.0%	
				対50%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	690	0	0.0%	
				対10%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	690	0	0.0%	
				対1%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	690	0	0.0%	
対	19	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%	472	0	0.0%	
				対50%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	472	0	0.0%	
				対10%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	472	0	0.0%	
				対1%値超	403	1	0.2%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	472	0	0.0%	
対	20	インダノファン	0.009	対目標値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対50%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対10%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対1%値超	485	1	0.2%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	3	0.5%	567	0	0.0%	

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	21	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	704	0	0.0%
				対50%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	704	0	0.0%
				対10%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	704	0	0.0%
				対1%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	704	0	0.0%
対	21	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	810	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	810	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	810	0	0.0%
				対1%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	3	0.4%	739	0	0.0%	810	0	0.0%
対	22	エンドスルファン(ベンゾ)エヒン, エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	525	0	0.0%
				対50%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	525	0	0.0%
				対10%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	525	0	0.0%
				対1%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	525	0	0.0%
対	23	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	540	0	0.0%
				対50%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	540	0	0.0%
				対10%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	540	0	0.0%
				対1%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	540	0	0.0%
対	24	オキシ銅	0.03	対目標値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	544	0	0.0%
				対1%値超	513	1	0.2%	484	3	0.6%	556	3	0.5%	548	3	0.5%	544	0	0.0%
対	25	オリサストロビン	0.1	対目標値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	464	0	0.0%
				対50%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	464	0	0.0%
				対10%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	464	0	0.0%
				対1%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	464	0	0.0%
対	26	カズサホス	0.0006	対目標値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	505	0	0.0%
				対50%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	505	0	0.0%
				対10%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	505	0	0.0%
				対1%値超	413	2	0.5%	420	1	0.2%	518	1	0.2%	503	1	0.2%	505	0	0.0%
対	27	カフェンストール	0.008	対目標値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	749	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	749	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	749	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	607	1	0.2%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	749	0	0.0%
対	28	カルタップ	0.08	対目標値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	510	0	0.0%
				対50%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	510	0	0.0%
				対10%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	510	0	0.0%
				対1%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	12	2.7%	510	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	29	カルバリル(NAC)	0.02	対目標値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	590	0	0.0%
				対50%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	590	0	0.0%
				対10%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	590	0	0.0%
				対1%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	7	1.3%	542	0	0.0%	590	0	0.0%
対	30	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.0003	対目標値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	530	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	530	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	530	5	0.9%
				対1%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	530	5	0.9%
対	31	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	479	0	0.0%
				対50%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	479	0	0.0%
				対10%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	479	0	0.0%
				対1%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	2	0.4%	479	0	0.0%
対	32	キャプタン	0.3	対目標値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	681	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	681	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	681	0	0.0%
				対1%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	681	0	0.0%
対	33	クミルロン	0.03	対目標値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	564	0	0.0%
				対50%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	564	0	0.0%
				対10%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	564	0	0.0%
				対1%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	564	0	0.0%
対	34	グリホサート	2	対目標値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	620	0	0.0%
				対50%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	620	0	0.0%
				対10%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	620	0	0.0%
				対1%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	620	0	0.0%
対	35	グルホシネート	0.02	対目標値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	497	0	0.0%
				対50%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	497	0	0.0%
				対10%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	497	0	0.0%
				対1%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	497	0	0.0%
対	36	クロメプロップ	0.02	対目標値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	496	0	0.0%
				対50%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	496	0	0.0%
				対10%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	496	0	0.0%
				対1%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	496	0	0.0%
対	37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	対目標値超	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%	525	0	0.0%
				対50%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	525	0	0.0%
				対10%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	525	0	0.0%
				対1%値超	493	0	0.0%	454	7	1.5%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	525	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点))

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	38	クロルピリホス	0.003	対目標値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	745	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	745	0	0.0%
				対10%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	745	0	0.0%
				対1%値超	609	12	2.0%	566	0	0.0%	685	3	0.4%	721	4	0.6%	745	0	0.0%
対	39	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	760	0	0.0%
				対50%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	760	0	0.0%
				対10%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	760	0	0.0%
				対1%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	760	0	0.0%
対	40	シアナジン	0.001	対目標値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	576	0	0.0%
				対50%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	576	0	0.0%
				対10%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	576	0	0.0%
				対1%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	2	0.3%	576	0	0.0%
対	41	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	524	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	524	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	524	0	0.0%
				対1%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	524	0	0.0%
対	42	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	582	0	0.0%
				対1%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	582	0	0.0%
対	43	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	766	0	0.0%
				対50%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	766	0	0.0%
				対10%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	766	0	0.0%
				対1%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	1	0.2%	670	0	0.0%	766	0	0.0%
対	44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	651	0	0.0%
				対50%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	651	0	0.0%
				対10%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	651	0	0.0%
				対1%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	1	0.2%	639	0	0.0%	651	0	0.0%
対	45	ジクワット	0.01	対目標値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	552	0	0.0%
				対50%値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	552	0	0.0%
				対10%値超	436	22	5.0%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	0	0.0%	552	0	0.0%
				対1%値超	436	23	5.3%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	1	0.2%	552	0	0.0%
対	46	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	666	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	666	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	666	0	0.0%
				対1%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	3	0.5%	618	0	0.0%	666	0	0.0%
対	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	対目標値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	0	0.0%	316	0	0.0%	427	0	0.0%
				対50%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	427	0	0.0%
				対10%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	427	0	0.0%
				対1%値超	179	1	0.6%	243	3	1.2%	316	7	2.2%	316	1	0.3%	427	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(GNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(GNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(GNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	48	ジチオピル	0.009	対目標値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	617	0	0.0%
				対1%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	617	0	0.0%
対	49	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	573	0	0.0%
				対50%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	573	0	0.0%
				対10%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	573	0	0.0%
				対1%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	573	0	0.0%
対	50	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	775	0	0.0%
				対50%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	775	0	0.0%
				対10%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	775	0	0.0%
				対1%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	1	0.1%	723	0	0.0%	775	0	0.0%
対	51	ジメタメリン	0.02	対目標値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	720	0	0.0%
				対50%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	720	0	0.0%
				対10%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	720	0	0.0%
				対1%値超	579	1	0.2%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	720	0	0.0%
対	52	ジメトエート	0.05	対目標値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	639	0	0.0%
対	53	シメトリン	0.03	対目標値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	800	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	800	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	800	0	0.0%
				対1%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	800	0	0.0%
対	54	ダイアジノン	0.003	対目標値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	0	0.0%	856	0	0.0%
				対50%値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	856	0	0.0%
				対10%値超	708	1	0.1%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	856	0	0.0%
				対1%値超	708	27	3.8%	665	7	1.1%	765	5	0.7%	796	7	0.9%	856	0	0.0%
対	55	ダイムロン	0.8	対目標値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	620	0	0.0%
				対50%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	620	0	0.0%
				対10%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	620	0	0.0%
				対1%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	620	0	0.0%
対	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート※	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	対目標値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	440	0	0.0%
				対50%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	440	0	0.0%
				対10%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	440	0	0.0%
				対1%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	440	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

※ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート(MITC)についてはH25～27年度のデータより、原体(ダゾメット、メタム)の検出結果から分子量(ダゾメット:162、メタム:129、MITC:73)を基に換算。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4				
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合		
対	57	チアジニル	0.1	対目標値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%		
				対50%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%		
				対10%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%		
				対1%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%		
対	58	チウラム	0.02	対目標値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	674	0	0.0%		
				対50%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	674	0	0.0%		
				対10%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	674	0	0.0%		
				対1%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	674	0	0.0%		
対	59	チオジカルブ	0.08	対目標値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対50%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対10%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対1%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	544	0	0.0%		
対	60	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	604	0	0.0%		
				対50%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	604	0	0.0%		
				対10%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	604	0	0.0%		
				対1%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	3	0.5%	593	0	0.0%	604	0	0.0%		
対	61	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	715	0	0.0%		
				対50%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	715	0	0.0%		
				対10%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	715	0	0.0%		
				対1%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	715	0	0.0%		
対	62	テフリルトリオン	0.002	対目標値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%		
				対50%値超									298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対10%値超									298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対1%値超									298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
対	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	624	0	0.0%		
				対50%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	624	0	0.0%		
				対10%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	624	0	0.0%		
				対1%値超	513	1	0.2%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	624	0	0.0%		
対	64	トリクロピル	0.006	対目標値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	563	0	0.0%		
				対50%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	563	0	0.0%		
				対10%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	563	0	0.0%		
				対1%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	563	0	0.0%		
対	65	トリクロロホン(DEP)	0.005	対目標値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	577	0	0.0%		
				対50%値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	577	0	0.0%		
				対10%値超	541	0	0.0%	497	1	0.2%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	577	0	0.0%		
				対1%値超	541	5	0.9%	497	6	1.2%	594	6	1.0%	572	4	0.7%	577	0	0.0%		

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。
 クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点))

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。
 クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。
 イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	66	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	596	0	0.0%
				対1%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	596	0	0.0%
対	67	トリフルラリン	0.06	対目標値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	741	0	0.0%
				対50%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	741	0	0.0%
				対10%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	741	0	0.0%
				対1%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	741	0	0.0%
対	68	ナプロパミド	0.03	対目標値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	629	0	0.0%
				対50%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	629	0	0.0%
				対10%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	629	0	0.0%
				対1%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	629	0	0.0%
対	69	パラコート	0.005	対目標値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	529	0	0.0%
				対50%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	529	0	0.0%
				対10%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	529	0	0.0%
				対1%値超	269	1	0.4%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	529	0	0.0%
対	70	ピペロホス	0.0009	対目標値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	597	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	597	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	597	0	0.0%
				対1%値超	504	11	2.2%	481	7	1.5%	566	6	1.1%	586	6	1.0%	597	0	0.0%
対	71	ピラクロニル	0.01	対目標値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	493	0	0.0%
				対50%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	493	0	0.0%
				対10%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	493	0	0.0%
				対1%値超	203	4	2.0%	317	1	0.3%	427	1	0.2%	448	4	0.9%	493	0	0.0%
対	72	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	488	0	0.0%
				対50%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	488	0	0.0%
				対10%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	488	0	0.0%
				対1%値超	398	1	0.3%	393	4	1.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	488	0	0.0%
対	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	対目標値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	529	0	0.0%
				対50%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	529	0	0.0%
				対10%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	529	0	0.0%
				対1%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	529	0	0.0%
対	74	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	637	0	0.0%
				対1%値超	534	11	2.1%	495	7	1.4%	583	4	0.7%	612	4	0.7%	637	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (9/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	75	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	699	0	0.0%
				対50%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	699	0	0.0%
				対10%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	699	0	0.0%
				対1%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	699	0	0.0%
対	76	ピロキロン	0.05	対目標値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	697	0	0.0%
				対50%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	697	0	0.0%
				対10%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	697	0	0.0%
				対1%値超	587	1	0.2%	554	0	0.0%	641	1	0.2%	666	1	0.2%	697	0	0.0%
対	77	フィプロニル	0.0005	対目標値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	651	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	651	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	651	0	0.0%
				対1%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	1	0.1%	666	2	0.3%	651	0	0.0%
対	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	810	0	0.0%
				対50%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	810	0	0.0%
				対10%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	810	0	0.0%
				対1%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	810	0	0.0%
対	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	759	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	759	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	759	0	0.0%
				対1%値超	637	1	0.2%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	759	0	0.0%
対	80	フェリムゾン	0.05	対目標値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	566	0	0.0%
				対50%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	566	0	0.0%
				対10%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	566	0	0.0%
				対1%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	566	0	0.0%
対	81	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	690	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	690	0	0.0%
				対10%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	690	0	0.0%
				対1%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	690	0	0.0%
対	82	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	716	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	716	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	716	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	716	0	0.0%
対	83	フェントラザミド	0.01	対目標値超				432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超				432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超				432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	527	0	0.0%
				対1%値超				432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	527	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP) (対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (10/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	84	フサライド	0.1	対目標値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	812	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	812	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	812	0	0.0%
				対1%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	812	0	0.0%
対	85	ブタクロール	0.03	対目標値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	565	0	0.0%
				対50%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	565	0	0.0%
				対10%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	565	0	0.0%
				対1%値超	431	3	0.7%	438	1	0.2%	528	0	0.0%	548	1	0.2%	565	0	0.0%
対	86	ブタミホス	0.02	対目標値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	709	0	0.0%
				対50%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	709	0	0.0%
				対10%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	709	0	0.0%
				対1%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	709	0	0.0%
対	87	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	740	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	740	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	740	0	0.0%
				対1%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	740	0	0.0%
対	88	フルアジナム	0.03	対目標値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	587	0	0.0%
				対50%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	587	0	0.0%
				対10%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	587	0	0.0%
				対1%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	587	0	0.0%
対	89	プレチラクロール	0.05	対目標値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	813	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	813	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	813	0	0.0%
				対1%値超	631	1	0.2%	615	1	0.2%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	813	0	0.0%
対	90	プロシモドン	0.09	対目標値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	613	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	613	0	0.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	613	0	0.0%
				対1%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	613	0	0.0%
対	91	プロチオホス	0.007	対目標値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	431	0	0.0%
				対50%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	431	0	0.0%
				対10%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	431	0	0.0%
				対1%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	1	0.3%	348	0	0.0%	431	0	0.0%
対	92	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	641	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	641	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	641	0	0.0%
				対1%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	641	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (11/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	93	プロピザミド	0.05	対目標値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	693	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	693	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	693	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	693	0	0.0%
対	94	プロベナゾール	0.03	対目標値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	691	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	691	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	691	0	0.0%
				対1%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	7	1.1%	594	0	0.0%	691	0	0.0%
対	95	プロモブチド	0.1	対目標値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	760	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	760	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	760	0	0.0%
				対1%値超	602	2	0.3%	592	1	0.2%	693	3	0.4%	722	0	0.0%	760	0	0.0%
対	96	ベノミル	0.02	対目標値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	623	0	0.0%
				対50%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	623	0	0.0%
				対10%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	623	0	0.0%
				対1%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	623	0	0.0%
対	97	ペンシクロン	0.1	対目標値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	678	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	678	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	678	0	0.0%
				対1%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	678	0	0.0%
対	98	ベンゾピシクロン	0.09	対目標値超				449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	526	0	0.0%
				対50%値超				449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	526	0	0.0%
				対10%値超				449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	526	0	0.0%
				対1%値超				449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	526	0	0.0%
対	99	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	547	0	0.0%
				対1%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	547	0	0.0%
対	100	ベンタゾン	0.2	対目標値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	717	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	717	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	717	0	0.0%
				対1%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	1	0.2%	717	0	0.0%
対	101	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	714	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	714	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	714	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	714	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン（GNP）（対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過1地点）

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン（GNP）（対50%値超過10地点）

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（GNP）（対50%値超過11地点）

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (12/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	102	ベンフラカルブ	0.02	対目標値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	549	0	0.0%
				対50%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	549	0	0.0%
				対10%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	549	0	0.0%
				対1%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	549	0	0.0%
対	103	ベンフルラリン(ベスロ ジン)	0.01	対目標値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	625	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	625	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	625	0	0.0%
				対1%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	625	0	0.0%
対	104	ベンフレセート	0.07	対目標値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	477	0	0.0%
				対50%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	477	0	0.0%
				対10%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	477	0	0.0%
				対1%値超	379	1	0.3%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	477	0	0.0%
対	105	ホスチアゼート	0.005	対目標値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対1%値超	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	2	0.4%	553	0	0.0%
対	106	マラソン(マラチオン)	0.7	対目標値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	753	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	753	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	753	0	0.0%
				対1%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	753	0	0.0%
対	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	605	0	0.0%
				対1%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	605	0	0.0%
対	108	メソミル	0.03	対目標値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	628	0	0.0%
				対50%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	628	0	0.0%
				対10%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	628	0	0.0%
				対1%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	3	0.5%	613	0	0.0%	628	0	0.0%
対	109	メタラキシル	0.2	対目標値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	757	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	757	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	757	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	757	0	0.0%
対	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	790	0	0.0%
				対50%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	790	0	0.0%
				対10%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	790	0	0.0%
				対1%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	3	0.4%	730	0	0.0%	790	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (13/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H29			H30			R01 ※2			R02 ※3			R03 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	111	メトミノストロピン	0.04	対目標値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	554	0	0.0%
				対1%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	554	0	0.0%
対	112	メトリブジン	0.03	対目標値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	584	0	0.0%
				対1%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	584	0	0.0%
対	113	メフェナセット	0.02	対目標値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	814	0	0.0%
				対50%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	814	0	0.0%
				対10%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	814	0	0.0%
				対1%値超	625	0	0.0%	601	1	0.2%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	814	0	0.0%
対	114	メプロニル	0.1	対目標値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	692	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	692	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	692	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	692	0	0.0%
対	115	モリネート	0.005	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	798	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	798	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	798	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	798	0	0.0%

※1 令和5年4月1日時点の目標値で評価。

※2 令和元年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過3地点、ジチオカルバメート系農薬(対目標値超過1地点)

※3 令和2年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過10地点)

※4 令和3年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している。

イミノクタジン(対50%値超過2地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過11地点)

(2) 水質基準等の超過状況

前項で整理した過去5年間(平成29～令和3年度)の水道水質データを対象として、以下に掲げる二つの観点から100%値(基準値又は目標値)、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表2-10、表2-11に示す。

① 5ヶ年経年での超過状況

○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上

△：直近3ヶ年で、継続ではないが3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上

－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

② 直近1年の超過割合

0% 0% (超過地点数が1地点もない)

0-0.1% 0%超、0.1%以下

0.1-1% 0.1%超、1%以下

1-10% 1%超、10%以下

10-100% 10%超、100%以下

表 2-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値 の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10% 値		基準項目の見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	クロロホルム 総トリハロメタン	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等(過マンガン酸カリ ウム消費量) 臭気強度(TON) 濁度 アルミニウム及びその化合物
2				1-10%			一般細菌 2-メチルイソボルネオール 濁度		マンガン
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		ブロモジクロロメタン	ヒ素及びその化合物 フッ素及びその化合物 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム (硬度) 蒸発残留物 有機物(全有機炭素(TOC)の 量)		抱水クロラール
5				1-10%		臭素酸	鉛及びその化合物 鉄及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 ジェオスミン		従属栄養細菌
6				0.1-1%					
7	※	○	○	10-100%					
8				1-10%					ウラン及びその化合物
9				0.1-1%					

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値 の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10% 値		基準項目の見直し対象とす る項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目※3
10	-	○	○	10-100%			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		ジクロロアセトニトリル
11				1-10%	ホウ素及びその化合物	ジプロモクロロメタン プロモホルム			
12				0.1-1%	亜鉛及びその化合物		トリクロロエチレン 銅及びその化合物		
13				0-0.1%	四塩化炭素				
15				1-10%	ホルムアルデヒド				
16	※	△	○	0.1-1%	クロロ酢酸				
17	※	※	○	0.1-1%					
18	-	△	○	1-10%	非イオン界面活性剤				
19				0.1-1%		六価クロム化合物	亜硝酸態窒素 シアン化物及び塩化シアン		
20				0-0.1%	セレン及びその化合物 1,4-ジオキサン cis-1,2-ジクロロエチレン及 びトランス-1,2-ジクロロエ チレン ジクロロメタン ベンゼン	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物 フェノール類		
21	-	※	○	0.1-1%				ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ(2-エチルヘキ シル)	
22	-	-	○	0-0.1%				亜塩素酸	
23	-	-	○	1-10%					
24	-	-	○	0.1-1%			テトラクロロエチレン	アンチモン及びその化合物	
25	-	-	○	0-0.1%					
26	△	△	△	10-100%				ペルフルオロオクタンスルホ ン酸(PFOS)及びペルフルオ ロオクタンスルホン酸 (PFOA)	
27	-	△	△	0-0.1%				メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況 ^{※4}			対10%値 の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10% 値		基準項目の見直し対象とす る項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目 ^{※1}	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目 ^{※2}	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目 ^{※3}
				0%					
28	—	※	△	0%					
29	—	※	※	0%				1,2-ジクロロエタン	
30	—	—	△	0-0.1%				1,1-ジクロロエチレン	
31	—	—	△	0%					
32	—	—	※	0%	陰イオン界面活性剤				
33	—	—	—	0%				トルエン 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン	

凡例

- ：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
- △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3カ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
- ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
- ：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1:大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8～8.6)、味(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。

※2:農薬類を除く。

※3:カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10～100)、蒸発残留物(目標値:30～200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1～0)を除く。

※4:令和5年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況 ^{※1}			対 10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目		
	対基準値 対目標値	対 50%値	対 10% 値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目		
1	○	○	○	10-100%			
2				1-10%			
3				0.1-1%			
4	△	○	○	10-100%			
5				1-10%			
6				0.1-1%			
7	※	○	○	1-10%			
8	-	○	○	10-100%			
9				1-10%			
10				0.1-1%			
11	△	△	○	1-10%			
12				0.1-1%			
13	※	△	○	1-10%			
14	-	△	○	0.1-1%			
15				0-0.1%			
16	-	※	○	1-10%			
17	-	-	○	1-10%	アセフェート		
18				0.1-1%			
19				0%			
20	△	△	△	0.1-1%			
				0%	ジチオカルバメート系農薬		
21	-	△	△	1-10%			
22				0.1-1%			
23				0%	クロルニトロフェン(GNP)		
24	-	※	※	0%	イミノクタジン酢酸塩 ダイアジノン		
25	-	-	△	1-10%			
26				0.1-1%			
27				0-0.1%			
28				0%	シアナジン トリクロピル パラコート		
29	-	-	※	0%	ジクワット トリクロルホン(DEP) ベノミル		

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※1			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目				
	対基準値 対目標値	対50%値	対10% 値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
30	-	-	-	0%	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	カフェンストロール	ダイムロン	フェンチオン(MPP)	ホスチアゼート
					ダラボン	カルタップ	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	フェントエート(PAP)	マラソン(マラチオン)
					2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	カルバリル(NAC)	チアジニル	フェントラザミド	メコプロップ(MCPP)
					EPN	カルボフラン(カルボスルファン代 謝物)	チウラム	フサライド	メソミル
					MCPA	キノクラミン(ACN)	チオジカルブ	ブタクロール	メタラキシル
					アシュラム	キャプタン	チオフアネートメチル	ブタミホス	メチダチオン(DMTP)
					アトラジン	クミルロン	チオベンカルブ	ブプロフェジン	メミノストロビン
					アニロホス	グリホサート	テフリルトリオン	フルアジナム	メトリブジン
					アミラズ	グルホシネート	テルブカルブ(MBPMC)	プレチラクロール	メフェナセット
					アラクロール	クロメプロップ	トリクロルホン(DEP)	プロシミドン	メプロニル
					イソキサチオン	クロルピリホス	トリシクラゾール	プロチオホス	モリネート
					イソフェンホス	クロロタロニル(TPN)	トリフルラリン	プロピコナゾール	
					イソプロカルブ(MIPC)	シアノホス(CYAP)	ナプロパミド	プロピザミド	
					イソプロチオラン(IPT)	ジウロン(DCMU)	ピペロホス	プロベナゾール	
					イブフェンカルバゾン	ジクロベニル(DBN)	ピラクロニル	プロモブチド	
					イプロベンホス(IPB)	ジクロルボス(DDVP)	ピラゾキシフェン	ベノミル	
					インダノファン	ジクワット	ピラゾリネート(ピラゾレート)	ペンシクロン	
					エスプロカルブ	エチルチオメトン	ピリダフェンチオン	ベンゾビシクロン	
					エトフェンプロックス	ジチオピル	ピリブチカルブ	ベンゾフェナップ	
					エンドスルファン(ベンゾエピン、エンドスルフェー ト)	シハロホップブチル	ピロキロン	ベンタゾン	
オキサジクロメホン	シマジン(GAT)	フィプロニル	ペンディメタリン						
オキシ銅	ジメタメリン	フェントロチオン(MEP)	ベンフラカルブ						
オリサストロビン	ジメトエート	フェノブカルブ(BPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)						
カズサホス	シメトリン	フェリムゾン	ベンフレゼート						

凡例

- ：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
- △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
- ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
- －：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1:令和5年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った（表 2-13～表 2-14）。

表 2-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 ホウ素及びその化合物 亜鉛及びその化合物 四塩化炭素 クロロホルム 総トリハロメタン ブロモジクロロメタン 臭素酸 ジブロモクロロメタン ブロモホルム	非イオン界面活性剤 セレン及びその化合物 1,4-ジオキサン cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン ホルムアルデヒド クロロ酢酸 ベンゼン 六価クロム化合物 カドミウム及びその化合物	陰イオン界面活性剤
	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質管理目標 設定項目		ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 亜塩素酸 アンチモン及びその化合物	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸 (PF6A) メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン トルエン 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン

表 2-14 対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在			
	YES		NO	
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在			
	YES	NO		
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目	
見直し時点で水質管理目標設定項目	アセフェート	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) ダラボン	ジウロン(DCMU) ジクロベニル (DBN)	フェントエート(PAP) フェントラザミド
		2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D) EPN	ジクロルボス(DDVP) ジクワット	フサライド ブタクロール
		MC P A	エチルチオメトン	ブタミホス
		アジュラム	ジチオカルバメート系農薬	ブプロフェジン
		アトラジン	ジチオピル	フルアジナム
		アニロホス	シハロホップブチル	プレチラクロール
		アミトラズ	シマジン (CAT)	プロシミドン
		アラクロール	ジメタメトリン	プロチオホス
		イソキサチオン	ジメトエート	プロピコナゾール
		イソフェンホス	シメトリン	プロピザミド
		イソプロカルブ (MIPC)	ダイアジノン	プロベナゾール
		イソプロチオラン (IPT)	ダイムロン	プロモブチド
		イプフェンカルバゾン	<small>ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート</small>	ベノミル
		イプロベンホス (IBP)	チアジニル	ペンシクロン
		イミノクタジン酢酸塩	チウラム	ベンゾピシクロン
		インダノフェン	チオジカルブ	ベンゾフェナップ
		エスプロカルブ	チオファネートメチル	バンタゾン
		エトフェンプロックス	チオベンカルブ	ペンディメタリン
		<small>エトスルファン(ペソゾエピソ, エトスルフェート)</small>	テフリルトリオン	ベンフラカルブ
		オキサジクロメホン	テルブカルブ (MBPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)
		オキシ銅	トリクロピル	ベンフレセート
		オリサストロビン	トリクロルホン (DEP)	ホスチアゼート
		カズサホス	トリシクラゾール	マラソン (マラチオン)
		カフェンストロール	トリフルラリン	メコプロップ(MCPP)
		カルタップ	ナプロパミド	メソミル
		カルバリル (NAC)	パラコート	メタラキシル
		カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	ビペロホス	メチダチオン(DMTP)
		キノクラミン (A C N)	ピラクロニル	メミノストロビン
		キャプタン	ピラゾキシフェン	メトリブジン
		クミルロン	ピラゾリネート(ピラゾレート)	メフェナセート
		グリホサート	ピリダフェンチオン	メプロニル
		グルホシネート	ピリプチカルブ	モリネート
		クロメプロップ	ピロキロン	
		クロルニトロフェン (CNP)	フィプロニル	
		クロルピリホス	フェニトロチオン(MEP)	
		クロロタロニル (TPN)	フェノブカルブ(BPMC)	
		シアナジン	フェリムゾン	
		シアノホス (C Y A P)	フェンチオン(MPP)	

2-2. 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 29 年度～令和 4 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 29 年度～令和 4 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 145 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- ・ 要検討項目 49 項目（うち 3 項目削除）
- ・ 農薬類 96 項目（要検討：14 項目、その他：84 項目）

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀及びその化合物	—
要検討項目	検-02	バリウム及びその化合物	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス及びその化合物	—
要検討項目	検-04	モリブデン及びその化合物	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2,4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2,6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N,N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1,2-ブタジエン	—
要検討項目	検-23	1,3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	プロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	プロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジプロモクロロ酢酸	—

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-31	ブromo酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブromo酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブromo酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブromokloroアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブromoアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	—
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	削除	—
要検討項目	検-43	削除	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討項目	検-49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	—
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	—
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート：メチルイソチオンシアネート (~H27)	-
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	—
その他農薬類	他-002	2,4-DB	—
その他農薬類	他-003	DBEDC	—
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	—
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキシリニック酸	0.05

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	—
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフェン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	—
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルピンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	—
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラズスルフロリエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPPS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-073	プロポキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

- 《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点
- 《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合		
検-01	銀及びその化合物	-	R03	131	171	2	1	1.5%	0.6%	4	3	3.1%	1.8%	0.016	目標値ナ	0.001	目標値ナ
			R04	133	169	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	0.6%	0.0002	目標値ナ	0.0001	目標値ナ
検-02	バリウム及びその化合物	0.7	R03	148	202	4	0	2.7%	0.0%	72	111	48.6%	55.0%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
			R04	141	184	2	0	1.4%	0.0%	60	107	42.6%	58.2%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス及びその化合物	-	R03	107	151	0	1	0.0%	0.7%	2	3	1.9%	2.0%	0.001	目標値ナ	0.001	目標値ナ
			R04	103	142	0	1	0.0%	0.7%	0	1	0.0%	0.7%	ND	目標値ナ	0.0011	目標値ナ
検-04	モリブデン及びその化合物	0.07	R03	301	455	2	0	0.7%	0.0%	19	26	6.3%	5.7%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
			R04	285	424	1	0	0.4%	0.0%	10	27	3.5%	6.4%	0.002	2.9%	0.0013	1.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	R03	55	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	54	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	-	R03	42	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	42	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-07	17-β-エストラジオール	0.00008	R03	41	47	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.00001	1.3%	ND	0%
			R04	40	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチニル-エストラジオール	0.00002	R03	37	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	R03	52	46	0	0	0.0%	0.0%	13	10	25.0%	21.7%	0.017	3.4%	0.0095	1.9%
			R04	45	26	0	0	0.0%	0.0%	9	10	20.0%	38.5%	0.013	2.6%	0.0082	1.6%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004	R03	55	58	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	51	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	R03	54	59	1	0	1.9%	0.0%	1	3	1.9%	5.1%	0.002	100.0%	0.0002	10.0%
			R04	54	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-12	酢酸ビニル	-	R03	43	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	43	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	R03	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	21	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	R03	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	21	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	R03	53	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	55	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-16	スチレン	0.02	R03	67	61	0	0	0.0%	0.0%	2	1	3.0%	1.6%	0.0002	1.0%	0.0002	1.0%
			R04	67	51	0	0	0.0%	0.0%	1	2	1.5%	3.9%	0.0001	0.5%	0.0001	0.5%
検-17	ダイオキシン類	1	R03	251	214	36	1	14.3%	0.5%	77	80	30.7%	37.4%	1.3	130.0%	0.056	5.6%
			R04	242	211	28	1	11.6%	0.5%	105	107	43.4%	50.7%	0.68	68.0%	0.064	6.4%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
検-18	トリエチレンテトラミン	-	R03	22	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R04	23	24	1	0	8.7%	0.0%	1	0	4.3%	0.0%	0.013	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-19	ノニルフェノール	0.3	R03	94	95	0	0	0.0%	0.0%	2	3	2.1%	3.2%	0.001	0.3%	0.001	0.3%
			R04	93	75	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-20	ビスフェノールA	0.1	R03	96	98	0	0	0.0%	0.0%	7	3	7.3%	3.1%	0.001	1.0%	0.001	1.0%
			R04	92	78	0	0	0.0%	0.0%	4	0	4.3%	0.0%	0.00003	0.0%	ND	0%
検-21	ヒドラジン	-	R03	49	49	4	0	8.2%	0.0%	1	0	2.0%	0.0%	0.012	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R04	63	58	6	4	9.5%	6.9%	1	2	1.6%	3.4%	0.015	目標値ヲ	0.007	目標値ヲ
検-22	1, 2-ブタジエン	-	R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R04	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-23	1, 3-ブタジエン	-	R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R04	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01	R03	106	159	4	3	3.8%	1.9%	1	0	0.9%	0.0%	0.004	40.0%	0.004	40.0%
			R04	116	158	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0.9%	0.0%	0.001	10.0%	ND	0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	R03	106	158	0	0	0.0%	0.0%	2	3	1.9%	1.9%	0.01	2.0%	0.01	2.0%
			R04	115	158	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008	R03	84	87	8	0	9.5%	0.0%	7	0	8.3%	0.0%	0.0019	237.5%	ND	0%
			R04	77	72	12	1	15.6%	1.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.00053	66.3%	ND	0%
検-27	有機すず化合物	0.0006	R03	18	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	17	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	R03	11	113	0	18	0.0%	15.9%	0	19	0.0%	16.8%	ND	目標値ヲ	0.016	目標値ヲ
			R04	6	121	0	27	0.0%	22.3%	0	8	0.0%	6.6%	ND	目標値ヲ	0.02	目標値ヲ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	R03	8	88	0	8	0.0%	9.1%	0	8	0.0%	9.1%	ND	目標値ヲ	0.004	目標値ヲ
			R04	3	95	0	14	0.0%	14.7%	0	4	0.0%	4.2%	ND	目標値ヲ	0.015	目標値ヲ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	R03	8	77	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	5.2%	ND	目標値ヲ	0.001	目標値ヲ
			R04	3	95	0	1	0.0%	1.1%	0	1	0.0%	1.1%	ND	目標値ヲ	0.006	目標値ヲ
検-31	ブロモ酢酸	-	R03	14	141	0	3	0.0%	2.1%	0	3	0.0%	2.1%	ND	目標値ヲ	0.001	目標値ヲ
			R04	9	141	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-32	ジブロモ酢酸	-	R03	11	124	0	3	0.0%	2.4%	0	6	0.0%	4.8%	ND	目標値ヲ	0.004	目標値ヲ
			R04	6	120	0	9	0.0%	7.5%	0	3	0.0%	2.5%	ND	目標値ヲ	0.004	目標値ヲ
検-33	トリブロモ酢酸	-	R03	8	77	0	0	0.0%	0.0%	0	3	0.0%	3.9%	ND	目標値ヲ	0.001	目標値ヲ
			R04	3	95	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.1%	ND	目標値ヲ	0.002	目標値ヲ
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	R03	15	157	0	1	0.0%	0.6%	0	3	0.0%	1.9%	ND	目標値ヲ	0.002	目標値ヲ
			R04	9	157	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
検-35	プロモクロロアセトニトリル	-	R03	12	134	0	0	0.0%	0.0%	0	3	0.0%	2.2%	ND	目標値ナ	0.001	目標値ナ
			R04	7	135	0	1	0.0%	0.7%	3	4	42.9%	3.0%	0.001	目標値ナ	0.002	目標値ナ
検-36	ジプロモアセトニトリル	0.06	R03	27	182	0	0	0.0%	0.0%	0	6	0.0%	3.3%	ND	0%	0.002	3.3%
			R04	20	175	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	0.6%	ND	0%	0.001	1.7%
検-37	アセトアルデヒド	-	R03	36	151	0	4	0.0%	2.6%	0	13	0.0%	8.6%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			R04	30	150	0	8	0.0%	5.3%	0	4	0.0%	2.7%	ND	目標値ナ	0.008	目標値ナ
検-38	MX	0.001	R03	7	11	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	6	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	R03	283	386	0	0	0.0%	0.0%	2	8	0.7%	2.1%	0.01	2.5%	0.04	10.0%
			R04	294	398	0	0	0.0%	0.0%	0	3	0.0%	0.8%	ND	0%	0.04	10.0%
検-41	過塩素酸	0.025	R03	63	81	4	6	6.3%	7.4%	11	12	17.5%	14.8%	0.0039	15.6%	0.0036	14.4%
			R04	46	54	1	0	2.2%	0.0%	13	15	28.3%	27.8%	0.0026	10.4%	0.0023	9.2%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	R03	29	41	0	0	0.0%	0.0%	3	1	10.3%	2.4%	0.000002	2.0%	0.000001	1.0%
			R04	25	31	0	0	0.0%	0.0%	1	1	4.0%	3.2%	0.000001	1.0%	0.000001	1.0%
検-45	アニリン	0.02	R03	45	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	35	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	R03	47	68	2	3	4.3%	4.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.00003	30.0%	0.00003	30.0%
			R04	40	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	R03	40	49	0	0	0.0%	0.0%	2	3	5.0%	6.1%	0.001	5.0%	0.001	5.0%
			R04	41	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	R03	26	30	0	0	0.0%	0.0%	5	1	19.2%	3.3%	0.0013	0.7%	0.0007	0.4%
			R04	25	30	0	0	0.0%	0.0%	5	0	20.0%	0.0%	0.0007	0.4%	ND	0%
検-49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	-	R03	112	119	9	7	8.0%	5.9%	4	3	3.6%	2.5%	0.000041	目標値ナ	0.000022	目標値ナ
			R04	199	179	26	19	13.1%	10.6%	2	3	1.0%	1.7%	0.00011	目標値ナ	0.000016	目標値ナ

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (4/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
				要-001	アセタミプリド	0.2	R03	72	88	0	0	0.0%	0.0%	1	1	1.4%	1.1%
			R04	71	86	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	R03	84	93	0	0	0.0%	0.0%	6	2	7.1%	2.2%	0.000013	0.0%	0.000013	0.0%
			R04	83	93	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-003	イプロジオン	0.05	R03	35	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	0.0%	0.00004	0.1%
			R04	46	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-004	エチプロール	0.01	R03	37	25	1	0	2.7%	0.0%	1	0	2.7%	0.0%	0.0002	2.0%	ND	0%
			R04	53	63	3	0	5.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	2.0%	ND	0%
要-005	クロロピクリン	0.003	R03	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	2	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
要-006	テブコナゾール	0.07	R03	59	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	55	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-007	パラチオンメチル	0.04	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	R03	11	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	14	11	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-009	ピラクロホス	-	R03	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	27	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-010	フルスルファミド	-	R03	39	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	37	54	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-011	プロマシル	0.05	R03	56	58	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00015	0.3%	ND	0%
			R04	61	82	0	0	0.0%	0.0%	11	0	18.0%	0.0%	0.00029	0.6%	ND	0%
要-012	ペントキサゾン	0.6	R03	65	76	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	61	73	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	ホサロン	0.005	R03	31	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	30	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-014	メタアルデヒド	0.06	R03	11	0	9	0	81.8%	-	0	0	0.0%	-	0.012	20.0%	ND	0%
			R04	10	0	3	0	30.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
要-015	メトラクロール	0.2	R03	31	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	36	42	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	2.4%	ND	0%	0.0001	0.1%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《c》 最大値及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値に対する割合	濃度 (mg/L)	目標値に対する割合
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	-	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND
他-002	2, 4-DB	-	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND
他-003	DBEDC	-	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND
他-004	MCPB	0.03	R03	9	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	9	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-006	アジムスルフロン	0.2	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-007	アミトロール	0.003	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-008	アメトリン	0.2	R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	30	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-009	イナベンフィド	0.3	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-010	イマズスルフロン	0.2	R03	20	18	0	0	0.0%	0.0%	2	0	10.0%	0.0%	0.00003	0.0%	ND	0%
				R04	22	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-011	ウニコナゾールP	0.05	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	21	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-012	エトキシスルフロン	0.1	R03	36	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	35	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-013	エトベンザニド	0.1	R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	33	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-014	エンドタール	-	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND
他-015	オキサジアルギル	0.02	R03	31	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-016	オキサミル	0.05	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	33	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-017	オキシリニック酸	0.05	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合		
他-018	キザロホップエチル	0.02	R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	31	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	R03	88	102	0	0	0.0%	0.0%	13	6	14.8%	5.9%	0.00128	0.6%	0.00001	0.0%
			R04	85	114	0	0	0.0%	0.0%	5	0	5.9%	0.0%	0.00007	0.0%	ND	0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロルタルジメチル (TCTP)	-	R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R04	7	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	R03	26	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	24	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファミロン	0.08	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	R03	21	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	19	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルブロッブ	0.09	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-029	ジチアノン	0.03	R03	4	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-030	シノスルフロン	0.2	R03	26	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	25	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-031	ジノテフラン	0.6	R03	116	122	0	0	0.0%	0.0%	21	13	18.1%	10.7%	0.006	1.0%	0.000119	0.0%
			R04	103	153	0	0	0.0%	0.0%	5	2	4.9%	1.3%	0.00023	0.0%	0.00007	0.0%
他-032	ジフェノコナゾール	0.02	R03	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	36	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-033	シフルトリン	0.06	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-034	ジフルベンズロン	0.05	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
他-035	シプロコナゾール	0.02	R03	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	36	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シプロジニル	0.07	R03	36	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	35	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-037	シペルメトリン	0.06	R03	2	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R04	3	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	シメコナゾール	0.02	R03	54	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	59	89	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	ジメチルビンホス	0.01	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	21	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-040	ジメピペレート	0.003	R03	38	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	32	34	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	シラフルオフェン	0.3	R03	48	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	39	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	シンメチリン	0.1	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	21	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-043	スピノサド	0.06	R03	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-044	セトキシジム	0.2	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チアクロプリド	0.03	R03	50	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R04	41	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-046	チアメトキサム	0.05	R03	59	76	0	0	0.0%	0.0%	5	3	8.5%	3.9%	0.000013	0.0%	0.000003	0.0%
			R04	50	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-047	チオシクラム	0.05	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-048	チフルザミド	0.04	R03	55	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	53	82	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テクロフタラム	0.1	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-050	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-051	テトラコナゾール	0.01	R03	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	32	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
他-052	テブフェノジド	0.04	R03	40	51	1	0	2.5%	0.0%	1	0	2.5%	0.0%	0.00047	1.2%	ND	0%
			R04	40	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-053	トリネキサバックエチル	0.01	R03	33	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	34	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-054	トリフルミゾール	0.04	R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	33	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-055	トルフェンピラド	0.01	R03	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-056	ナプロアニリド	0.02	R03	32	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	30	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	ニテンピラム	1.3	R03	46	64	0	0	0.0%	0.0%	4	0	8.7%	0.0%	0.000015	1.15385E-05	ND	0%
			R04	36	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-058	パクロブトラゾール	0.05	R03	27	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	22	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-059	バリダマイシン	0.9	R03	5	0	3	0	60.0%	-	3	0	60.0%	-	0.0005	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R04	6	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-060	ビスピリバック	0.03	R03	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R04	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-061	ピメトロジン	0.03	R03	52	61	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.9%	0.0%	0.000003	0.0%	ND	0%
			R04	42	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-062	ピラゾスルフロンエチル	0.03	R03	54	68	1	0	1.9%	0.0%	4	1	7.4%	1.5%	0.0015	5.0%	0.00003	0.1%
			R04	53	68	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-063	ピリミノバックメチル	0.05	R03	42	61	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			R04	42	79	0	0	0.0%	0.0%	0	0	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-064	ピリミホスメチル	0.06	R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	30	47	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-065	ピレトリン	0.1	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-066	フェノキサニル	0.02	R03	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R04	11	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-067	フェンバレレート	0.04	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-068	フラチオカルブ	0.008	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度 (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
他-069	フラメトピル	0.02	R03	75	81	0	0	0.0%	0.0%	4	2	5.3%	2.5%	0.000029	0.1%	0.00001	0.1%
				R04	67	92	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-070	フルアジホップ	0.01	R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	33	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-071	プロバニル (DCPA)	0.04	R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	30	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-072	プロバホス	0.001	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	12	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	ND	0%	ND	0%	
他-073	プロバルギット (BPPS)	0.02	R03	12	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	10	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-074	プロヘキサジオン	0.5	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-075	プロボキスル (PHC)	0.2	R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	21	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-076	プロメトリン	0.08	R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	31	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	ND	0%	ND	0%	
他-077	ペルメトリン	0.1	R03	5	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
				R04	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND
他-078	ベンズルタップ	0.06	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-079	ベンダイオカルブ	0.009	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-080	ホキシム	0.003	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-081	ボスカリド	0.1	R03	37	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	35	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-082	ミルネブ (チアジアジン)	-	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND
他-083	メタミドホス	0.001	R03	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	18	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-084	メチルイソシアネート	0.006	R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R04	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-085	モノクロトホス	0.002	R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	27	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-086	リニューロン	0.02	R03	43	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R04	43	63	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表2-17に示す。

表2-17 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（R03・R04の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム及びその化合物	0.7	14%	7%
検-04	モリブデン及びその化合物	0.07	26%	3%
検-11	塩化ビニル	0.002	100%	10%
検-17	ダイオキシン類	1	130%	6%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	40%	40%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008	238%	0%
検-41	過塩素酸	0.025	16%	14%
検-46	キノリン	0.0001	30%	30%
要-004	エチプロール	0.01	2%	0%
要-014	メタアルデヒド	0.06	20%	0%
他-052	テブフェノジド	0.04	1%	0%
他-059	パリダマイシン	0.9	5%	0%
他-062	ピラゾスルフロンエチル	0.03	5%	0%

注) %値は、最大値の目標値に対する割合を表す

※目標値が存在する項目のうち、R03・R04年どちらかにおいて原水・浄水一方以上が基準を満たした項目を抽出

※最大値の目標値に対する割合は、R03・R04年のうち、より大きい年度の値を使用

2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18 目標値のない項目の最大値（R03・R04 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値(mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀及びその化合物	R03	0.016	0.001
		R04	0.0002	0.0001
検-03	ビスマス及びその化合物	R03	0.001	0.001
		R04	ND	0.0011
検-18	トリエチレンテトラミン	R03	ND	ND
		R04	0.013	ND
検-21	ヒドラジン	R03	0.012	ND
		R04	0.015	0.007
検-28	ブロモクロロ酢酸	R03	ND	0.016
		R04	ND	0.02
検-29	ブロモジクロロ酢酸	R03	ND	0.004
		R04	ND	0.015
検-30	ジブロモクロロ酢酸	R03	ND	0.001
		R04	ND	0.006
検-31	ブロモ酢酸	R03	ND	0.001
		R04	ND	ND
検-32	ジブロモ酢酸	R03	ND	0.004
		R04	ND	0.004
検-33	トリブロモ酢酸	R03	ND	0.001
		R04	ND	0.002
検-34	トリクロロアセトニトリル	R03	ND	0.002
		R04	ND	ND
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	R03	ND	0.001
		R04	0.001	0.002
検-37	アセトアルデヒド	R03	ND	0.005
		R04	ND	0.008
検-49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	R03	0.000041	0.000022
		R04	0.00011	0.000016

3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目の一覧を表2-19に示す。

表2-19 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-04	モリブデン及びその化合物	0.07	3%	3%
検-07	17-β-エストラジオール	0.00008	1%	ND
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	3%	2%
検-16	スチレン	0.02	1%	1%
検-19	ノニルフェノール	0.3	0%	0%
検-20	ビスフェノールA	0.1	1%	1%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	2%	2%
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	0%	3%
検-40	キシレン	0.4	3%	10%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	2%	1%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	5%	5%
検-48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	1%	0%
要-001	アセタミプリド	0.2	0%	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	0%	0%
要-011	ブロマシル	0.05	1%	0%
要-015	メトラクロール	0.2	ND	0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	0%	ND
他-019	クロチアニジン	0.2	1%	0%
他-031	ジノテフラン	0.6	1%	0%
他-046	チアメトキサム	0.05	0%	0%
他-057	ニテンピラム	1.3	0%	ND
他-061	ピメロジン	0.03	0%	ND
他-062	ピラゾスルフロンエチル	0.03	5%	0%
他-063	ピリミノバックメチル	0.05	0%	ND
他-069	フラメピル	0.02	0%	0%

注) %値は、最大値の目標値に対する割合を表す

4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(R03・R04の2年分)(1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
検-05	アクリルアミド	0.0005
検-06	アクリル酸	—
検-08	エチニルエストラジオール	0.00002
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004
検-12	酢酸ビニル	—
検-13	2, 4-トルエンジアミン	—
検-14	2, 6-トルエンジアミン	—
検-15	N, N-ジメチルアニリン	—
検-22	1, 2-ブタジエン	—
検-23	1, 3-ブタジエン	—
検-27	有機すず化合物	0.0006
検-38	MX	0.001
検-45	アニリン	0.02
要-003	イプロジオン	0.05
要-005	クロロピクリン	0.003
要-006	テブコナゾール	0.07
要-007	パラチオンメチル	0.04
要-008	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要-009	ピラクロホス	—
要-010	フルスルファミド	—
要-012	ペントキサゾン	0.6
要-013	ホサロン	0.005
他-002	2, 4-DB	—
他-003	DBEDC	—
他-004	MCPB	0.03
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-008	アメトリン	0.2
他-009	イナベンフィド	0.3
他-011	ウニコナゾールP	0.05
他-012	エトキシスルフロン	0.1
他-013	エトベンザニド	0.1
他-015	オキサジアルギル	0.02
他-016	オキサミル	0.05
他-018	キザロホップエチル	0.02
他-020	クロマフェノジド	0.7
他-021	クロルタールジメチル(TCTP)	—
他-022	クロルピリホスメチル	0.03
他-023	シクロスルファムロン	0.08
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006
他-025	シクロプロトリン	0.008
他-026	ジクロメジン	0.05
他-027	ジクロルプロップ	0.09

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表 (R03・R04の2年分) (2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
他-029	ジチアノン	0.03
他-030	シノスルフロン	0.2
他-032	ジフェノコナゾール	0.02
他-034	ジフルベンズロン	0.05
他-035	シプロコナゾール	0.02
他-036	シプロジニル	0.07
他-037	シペルメトリン	0.06
他-038	シメコナゾール	0.02
他-039	ジメチルビンホス	0.01
他-040	ジメピペレート	0.003
他-041	シラフルオフエン	0.3
他-042	シンメチリン	0.1
他-043	スピノサド	0.06
他-044	セトキシジム	0.2
他-045	チアクロプリド	0.03
他-048	チフルザミド	0.04
他-050	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01
他-051	テトラコナゾール	0.01
他-053	トリネキサパックエチル	0.01
他-054	トリフルミゾール	0.04
他-055	トルフェンピラド	0.01
他-056	ナプロアニリド	0.02
他-058	パクロブトラゾール	0.05
他-060	ビスピリバック	0.03
他-064	ピリミホスメチル	0.06
他-066	フェノキサニル	0.02
他-070	フルアジホップ	0.01
他-071	プロパニル(DCPA)	0.04
他-072	プロパホス	0.001
他-073	プロパルギット(BPPS)	0.02
他-075	プロポキスル(PHC)	0.2
他-076	プロメトリン	0.08
他-077	ペルメトリン	0.1
他-079	ベンダイオカルブ	0.009
他-080	ホキシム	0.003
他-081	ボスカリド	0.1
他-083	メタミドホス	0.001
他-085	モノクロトホス	0.002
他-086	リニューロン	0.02

5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21 測定されていなかった項目

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	—
他-007	アミトロール	0.003
他-014	エンドタール	—
他-017	オキシリニック酸	0.05
他-028	ジコホル(ケルセン)	0.06
他-033	シフルトリン	0.06
他-047	チオシクラム	0.05
他-049	テクロフタラム	0.1
他-065	ピレトリン	0.1
他-067	フェンバレレート	0.04
他-068	フラチオカルブ	0.008
他-074	プロヘキサジオン	0.5
他-078	ベンスルタップ	0.06
他-082	ミルネブ(チアジアジン)	—
他-084	メチルイソシアネート	0.006

6) 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-22～表 2-42 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目 ----- 表 2-22～表 2-28
- ・ 要検討農薬類 ----- 表 2-29～表 2-30
- ・ その他農薬類 ----- 表 2-31～表 2-42

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
R03	原水	131	125	4													2
	浄水	171	165	5													1
R04	原水	133	132	1													
	浄水	169	168	1													

ND: 定量下限値未満

検-02 バリウム及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.07	10% 0.07	10%超過 20%以下 ≤0.14	20%超過 30%以下 ≤0.21	30%超過 40%以下 ≤0.28	40%超過 50%以下 ≤0.35	50%超過 60%以下 ≤0.42	60%超過 70%以下 ≤0.49	70%超過 80%以下 ≤0.56	80%超過 90%以下 ≤0.63	90%超過 100%以下 ≤0.7	100%超過 >0.7			
R03	原水	148	144		4												
	浄水	202	202														
R04	原水	141	139		2												
	浄水	184	184														

検-03 ビスマス及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
R03	原水	107	105	2													
	浄水	151	146	4	1												
R04	原水	103	103														
	浄水	142	139	2	1												

ND: 定量下限値未満

検-04 モリブデン及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.007	10% 0.007	10%超過 20%以下 ≤0.014	20%超過 30%以下 ≤0.021	30%超過 40%以下 ≤0.028	40%超過 50%以下 ≤0.035	50%超過 60%以下 ≤0.042	60%超過 70%以下 ≤0.049	70%超過 80%以下 ≤0.056	80%超過 90%以下 ≤0.063	90%超過 100%以下 ≤0.07	100%超過 >0.07			
R03	原水	301	299		1	1											
	浄水	455	455														
R04	原水	285	284		1												
	浄水	424	424														

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.00005	10% 0.00005	10%超過 20%以下 ≤0.0001	20%超過 30%以下 ≤0.00015	30%超過 40%以下 ≤0.0002	40%超過 50%以下 ≤0.00025	50%超過 60%以下 ≤0.0003	60%超過 70%以下 ≤0.00035	70%超過 80%以下 ≤0.0004	80%超過 90%以下 ≤0.00045	90%超過 100%以下 ≤0.0005	100%超過 >0.0005			
R03	原水	55	55														
	浄水	56	56														
R04	原水	54	54														
	浄水	49	49														

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002			
R03	原水	42	42														
	浄水	60	60														
R04	原水	42	42														
	浄水	45	45														

ND: 定量下限値未満

検-07 17-β-エストラジオール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.00008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.000008	10% 0.000008	10%超過 20%以下 ≤0.000016	20%超過 30%以下 ≤0.000024	30%超過 40%以下 ≤0.000032	40%超過 50%以下 ≤0.00004	50%超過 60%以下 ≤0.000048	60%超過 70%以下 ≤0.000056	70%超過 80%以下 ≤0.000064	80%超過 90%以下 ≤0.000072	90%超過 100%以下 ≤0.00008	100%超過 >0.00008			
R03	原水	41	41														
	浄水	47	47														
R04	原水	40	40														
	浄水	40	40														

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチルニールエストラジオール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000002	0.000002	≤0.000004	≤0.000006	≤0.000008	≤0.00001	≤0.000012	≤0.000014	≤0.000016	≤0.000018	≤0.00002	>0.00002
R03	原水	37												
	浄水	46												
R04	原水	36												
	浄水	39												

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
R03	原水	52												
	浄水	46												
R04	原水	45												
	浄水	26												

検-10 エピクロロヒドリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
R03	原水	55												
	浄水	58												
R04	原水	51												
	浄水	43												

検-11 塩化ビニル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
R03	原水	54		52	1								1	
	浄水	59		56	3									
R04	原水	54												
	浄水	48												

検-12 酢酸ビニル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
R03	原水	43												
	浄水	28												
R04	原水	43												
	浄水	25												

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
R03	原水	14												
	浄水	16												
R04	原水	21												
	浄水	24												

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
R03	原水	14												
	浄水	16												
R04	原水	21												
	浄水	24												

ND: 定量下限値未満

表 2-24 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その3）

検-15 N、N-ジメチルアニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001			
R03	原水	53	53														
	浄水	39	39														
R04	原水	55	55														
	浄水	36	36														

ND: 定量下限値未満

検-16 スチレン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.002	10% 0.002	10%超過 20%以下 ≤0.004	20%超過 30%以下 ≤0.006	30%超過 40%以下 ≤0.008	40%超過 50%以下 ≤0.01	50%超過 60%以下 ≤0.012	60%超過 70%以下 ≤0.014	70%超過 80%以下 ≤0.016	80%超過 90%以下 ≤0.018	90%超過 100%以下 ≤0.02	100%超過 >0.02			
R03	原水	67	67														
	浄水	61	61														
R04	原水	67	67														
	浄水	51	51														

検-17 ダイオキシン類

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1pg-TEQ/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:pg-TEQ/L)														
			10%未満 <0.1	10% 0.1	10%超過 20%以下 ≤0.2	20%超過 30%以下 ≤0.3	30%超過 40%以下 ≤0.4	40%超過 50%以下 ≤0.5	50%超過 60%以下 ≤0.6	60%超過 70%以下 ≤0.7	70%超過 80%以下 ≤0.8	80%超過 90%以下 ≤0.9	90%超過 100%以下 ≤1	100%超過 >1			
R03	原水	251	211	4	16	6	3	5	3	1		1					1
	浄水	214	213						1								
R04	原水	242	211	3	15	5	1	3		3			1				
	浄水	211	210									1					

検-18 トリエチレンテトラミン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
R03	原水	22	22														
	浄水	24	24														
R04	原水	23	21													1	1
	浄水	24	24														

ND: 定量下限値未満

検-19 ノニルフェノール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.03	10% 0.03	10%超過 20%以下 ≤0.06	20%超過 30%以下 ≤0.09	30%超過 40%以下 ≤0.12	40%超過 50%以下 ≤0.15	50%超過 60%以下 ≤0.18	60%超過 70%以下 ≤0.21	70%超過 80%以下 ≤0.24	80%超過 90%以下 ≤0.27	90%超過 100%以下 ≤0.3	100%超過 >0.3			
R03	原水	94	94														
	浄水	95	95														
R04	原水	93	93														
	浄水	75	75														

検-20 ビスフェノールA

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満 <0.01	10% 0.01	10%超過 20%以下 ≤0.02	20%超過 30%以下 ≤0.03	30%超過 40%以下 ≤0.04	40%超過 50%以下 ≤0.05	50%超過 60%以下 ≤0.06	60%超過 70%以下 ≤0.07	70%超過 80%以下 ≤0.08	80%超過 90%以下 ≤0.09	90%超過 100%以下 ≤0.1	100%超過 >0.1			
R03	原水	96	96														
	浄水	98	98														
R04	原水	92	92														
	浄水	78	78														

検-21 ヒドラジン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
R03	原水	49	45												1	3
	浄水	49	49													
R04	原水	63	57												1	5
	浄水	58	54												2	2

ND: 定量下限値未満

表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1, 2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001				
R03	原水	16	16															
	浄水	18	18															
R04	原水	12	12															
	浄水	14	14															

ND: 定量下限値未満

検-23 1, 3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001				
R03	原水	16	16															
	浄水	18	18															
R04	原水	12	12															
	浄水	14	14															

ND: 定量下限値未満

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過				
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01				
R03	原水	106	101	1	1	1	2											
	浄水	159	156				3											
R04	原水	116	115	1														
	浄水	158	158															

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過				
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5				
R03	原水	106	106															
	浄水	158	158															
R04	原水	115	115															
	浄水	158	158															

検-26 ミクロキスチン-LR

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過				
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.00032	≤0.0004	≤0.00048	≤0.00056	≤0.00064	≤0.00072	≤0.0008	>0.0008				
R03	原水	84	76		4		1	1										
	浄水	87	87															
R04	原水	77	65		8	1	1			2								
	浄水	72	71		1													

検-27 有機すず化合物

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過				
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.00024	≤0.0003	≤0.00036	≤0.00042	≤0.00048	≤0.00054	≤0.0006	>0.0006				
R03	原水	18	18															
	浄水	22	22															
R04	原水	17	17															
	浄水	26	26															

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01				
R03	原水	11	11															
	浄水	113	78	17	8	5		4										1
R04	原水	6	6															
	浄水	121	87	7	17	4	3	1										2

ND: 定量下限値未満

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R03	原水	8	8													
	浄水	88	75	5	5	2	1									
R04	原水	3	3													
	浄水	95	79	2	5	7										2

ND: 定量下限値未満

検-30 ジプロモクロ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03		
R03	原水	8	8													
	浄水	77	73	4												
R04	原水	3	3													
	浄水	95	93	1	1											

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
R03	原水	14	14													
	浄水	141	138		3											
R04	原水	9	9													
	浄水	141	141													

ND: 定量下限値未満

検-32 ジプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R03	原水	11	11													
	浄水	124	115	6	1	1	1									
R04	原水	6	6													
	浄水	120	108	3	4	2	3									

ND: 定量下限値未満

検-33 トリプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05		
R03	原水	8	8													
	浄水	77	74	3												
R04	原水	3	3													
	浄水	95	93	2												

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトリル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R03	原水	15	15													
	浄水	157	153	3	1											
R04	原水	9	9													
	浄水	157	157													

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトリル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R03	原水	12	12													
	浄水	134	131	3												
R04	原水	7	4	3												
	浄水	135	130	4	1											

ND: 定量下限値未満

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 ジプロモアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06
R03	原水	27	27											
	浄水	182	182											
R04	原水	20	20											
	浄水	175	175											

検-37 アセトアルデヒド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
R03	原水	36	36											
	浄水	151	138	9	1			3						
R04	原水	30	30											
	浄水	150	139	3	6	1					1			

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001
R03	原水	7	7											
	浄水	11	11											
R04	原水	6	6											
	浄水	10	10											

検-40 キシレン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4
R03	原水	283	283											
	浄水	386	385	1										
R04	原水	294	294											
	浄水	398	397	1										

検-41 過塩素酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.025mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025
R03	原水	63	58	1	4									
	浄水	81	75		6									
R04	原水	46	45		1									
	浄水	54	54											

検-44 N-ニトロジメチルアミン(NDMA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
R03	原水	29	29											
	浄水	41	41											
R04	原水	25	25											
	浄水	31	31											

検-45 アニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
R03	原水	45	45											
	浄水	64	64											
R04	原水	35	35											
	浄水	45	45											

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-46 キノリン

		0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
R03	原水	47	45			2								
	浄水	68	65		3									
R04	原水	40	40											
	浄水	46	46											

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
R03	原水	40	40											
	浄水	49	49											
R04	原水	41	41											
	浄水	56	56											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≤0.04	≤0.06	≤0.08	≤0.1	≤0.12	≤0.14	≤0.16	≤0.18	≤0.2	>0.2
R03	原水	26	26											
	浄水	30	30											
R04	原水	25	25											
	浄水	30	30											

検-49 ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000004	≤0.0000005	≤0.0000006	≤0.0000007	≤0.0000008	≤0.0000009	≤0.000001	>0.000001
			R03	原水	112	100	1							
浄水	119	107		1									4	7
R04	原水	199	173		3		1						1	21
	浄水	179	160		1								1	17

ND: 定量下限値未満

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセタミプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	72	<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
	浄水	88												
R04	原水	71												
	浄水	86												

要-002 イミダクロプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	84	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	93												
R04	原水	83												
	浄水	93												

要-003 イプロジオン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	35	<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
	浄水	36												
R04	原水	46												
	浄水	64												

要-004 エチプロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	37	<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
	浄水	25			1									
R04	原水	53			1		1			1				
	浄水	63												

要-005 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	5	<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
	浄水	3												
R04	原水	2												
	浄水	0												

要-006 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	59	<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
	浄水	70												
R04	原水	55												
	浄水	70												

要-007 パラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	0	<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
	浄水	0												
R04	原水	1												
	浄水	1												

表 2-30 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ヒメキサゾール(ヒドロキシソキサゾール)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	11	11											
	浄水	9	9											
R04	原水	14	14											
	浄水	11	11											

要-009 ビラクロホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
R03	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R04	原水	27	27											
	浄水	29	29											

ND: 定量下限値未満

要-010 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
R03	原水	39	39											
	浄水	55	55											
R04	原水	37	37											
	浄水	54	54											

ND: 定量下限値未満

要-011 プロマシル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	56	56											
	浄水	58	58											
R04	原水	61	61											
	浄水	82	82											

要-012 ペントキサゾン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
R03	原水	65	65											
	浄水	76	76											
R04	原水	61	61											
	浄水	73	73											

要-013 ホサロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.00025	≤0.00035	≤0.0005	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	>0.005
R03	原水	31	31											
	浄水	31	31											
R04	原水	30	30											
	浄水	32	32											

要-014 メタルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R03	原水	11	2		3		1	4		1				
	浄水	0												
R04	原水	10	7				3							
	浄水	0												

要-015 モラクロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	31	31											
	浄水	35	35											
R04	原水	36	36											
	浄水	42	42											

表 2-31 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)									
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007
R03	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
R04	原水	0										
	浄水	0										

ND: 定量下限値未満

他-002 2,4-DB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)																			
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001								
R03	原水	0																				
	浄水	0																				
R04	原水	1											1									
	浄水	1											1									

ND: 定量下限値未満

他-003 DBEDC

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)																			
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001								
R03	原水	0																				
	浄水	0																				
R04	原水	1											1									
	浄水	1											1									

ND: 定量下限値未満

他-004 MCPB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)										
			1%未満 <0.0003	1% 0.0003	1%超過 2%以下 ≤0.0006	2%超過 3%以下 ≤0.0009	3%超過 5%以下 ≤0.0015	5%超過 7%以下 ≤0.0021	7%超過 10%以下 ≤0.003	10%超過 30%以下 ≤0.009	30%超過 50%以下 ≤0.015	50%超過 70%以下 ≤0.021	70%超過 100%以下 ≤0.03
R03	原水	9	9										
	浄水	4	4										
R04	原水	9	9										
	浄水	4	4										

他-005 アシベンゾラルSメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)										
			1%未満 <0.002	1% 0.002	1%超過 2%以下 ≤0.004	2%超過 3%以下 ≤0.006	3%超過 5%以下 ≤0.01	5%超過 7%以下 ≤0.014	7%超過 10%以下 ≤0.02	10%超過 30%以下 ≤0.06	30%超過 50%以下 ≤0.1	50%超過 70%以下 ≤0.14	70%超過 100%以下 ≤0.2
R03	原水	28	28										
	浄水	44	44										
R04	原水	27	27										
	浄水	44	44										

他-006 アジメスルフロ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)																			
			1%未満 <0.002	1% 0.002	1%超過 2%以下 ≤0.004	2%超過 3%以下 ≤0.006	3%超過 5%以下 ≤0.01	5%超過 7%以下 ≤0.014	7%超過 10%以下 ≤0.02	10%超過 30%以下 ≤0.06	30%超過 50%以下 ≤0.1	50%超過 70%以下 ≤0.14	70%超過 100%以下 ≤0.2	100%超過 >0.2								
R03	原水	0																				
	浄水	0																				
R04	原水	1											1									
	浄水	1											1									

他-007 アミトロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)									
			1%未満 <0.00003	1% 0.00003	1%超過 2%以下 ≤0.00006	2%超過 3%以下 ≤0.00009	3%超過 5%以下 ≤0.00015	5%超過 7%以下 ≤0.00021	7%超過 10%以下 ≤0.0003	10%超過 30%以下 ≤0.0009	30%超過 50%以下 ≤0.0015	50%超過 70%以下 ≤0.0021
R03	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
R04	原水	0										
	浄水	0										

表 2-32 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アメトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											
R04	原水	30	30											
	浄水	47	47											

他-009 イナベンフィド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-010 イマズスルフロン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	20	20											
	浄水	18	18											
R04	原水	22	22											
	浄水	20	20											

他-011 ウニコナゾールP

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											
R04	原水	21	21											
	浄水	23	23											

他-012 エトキシスルフロン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	36	36											
	浄水	47	47											
R04	原水	35	35											
	浄水	47	47											

他-013 エトベンザニド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											
R04	原水	33	33											
	浄水	49	49											

他-014 エンドタール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)										
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001
R03	原水	0	水質測定結果なし										
	浄水	0											
R04	原水	0											
	浄水	0											

ND: 定量下限値未満

表 2-33 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	31	31											
	浄水	46	46											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-016 オキサミル

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											
R04	原水	33	33											
	浄水	49	49											

他-017 オキシロニック酸

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-018 キザロホップエチル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											
R04	原水	31	31											
	浄水	48	48											

他-019 クロチアニジン

			0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	88	88											
	浄水	102	102											
R04	原水	85	85											
	浄水	114	114											

他-020 クロマフェノジド

			0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-021 クロルタルジメチル(TCTP)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
R03	原水	16	16											
	浄水	18	18											
R04	原水	7	7											
	浄水	7	7											

ND: 定量下限値未満

表 2-34 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピリホスメチル

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	26	26											
	浄水	25	25											
R04	原水	24	24											
	浄水	25	25											

他-023 シクロスルファミロン

			0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	1	1											
	浄水	0												

他-024 ジクロフェンチオン(ECP)

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
R03	原水	21	21											
	浄水	21	21											
R04	原水	19	19											
	浄水	21	21											

他-025 シクロプロトリン

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	1	1											
	浄水	1	1											

他-026 ジクロメジン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-027 ジクロプロップ

			0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-028 ジコホル(ケルセン)

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

表 2-35 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 ジチアン

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	4	4											
	浄水	3	3											
R04	原水	0												
	浄水	0												

他-030 シノスルフロ

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	26	26											
	浄水	42	42											
R04	原水	25	25											
	浄水	42	42											

他-031 ジノテフラン

		0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
R03	原水	116	112	4										
	浄水	122	122											
R04	原水	103	103											
	浄水	153	153											

他-032 ジフェノコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	38	38											
	浄水	49	49											
R04	原水	36	36											
	浄水	49	49											

他-033 シフルトリ

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

他-034 ジフルベンズ

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-035 シプロコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	38	38											
	浄水	49	49											
R04	原水	36	36											
	浄水	49	49											

表 2-36 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シプロジニル

			0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
R03	原水	36	36											
	浄水	51	51											
R04	原水	35	35											
	浄水	51	51											

他-037 シベルメトリン

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R03	原水	2	2											
	浄水	0												
R04	原水	3	3											
	浄水	1	1											

他-038 シメコナゾール

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	54	54											
	浄水	70	70											
R04	原水	59	59											
	浄水	89	89											

他-039 ジメチルピホス

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											
R04	原水	21	21											
	浄水	23	23											

他-040 ジメピレート

			0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
R03	原水	38	38											
	浄水	37	37											
R04	原水	32	32											
	浄水	34	34											

他-041 シラフルオフェン

			0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
R03	原水	48	47	1										
	浄水	49	49											
R04	原水	39	39											
	浄水	43	43											

他-042 シンメチリン

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											
R04	原水	21	21											
	浄水	23	23											

表 2-37 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 スピノサド

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R03	原水	8	8											
	浄水	4	4											
R04	原水	8	8											
	浄水	4	4											

他-044 セトキシジム

			0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	1	1											
	浄水	1	1											

他-045 チアクロプリド

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	50	50											
	浄水	64	64											
R04	原水	41	41											
	浄水	56	56											

他-046 チアメトキサム

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	59	59											
	浄水	76	76											
R04	原水	50	50											
	浄水	70	70											

他-047 テオシクラム

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

他-048 チフルザミド

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R03	原水	55	55											
	浄水	64	64											
R04	原水	53	53											
	浄水	82	82											

他-049 テクロフタラム

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

表 2-38 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テトラクロロピンホス(CVMP)

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-051 テトラコナゾール

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	33	33											
	浄水	47	47											
R04	原水	32	32											
	浄水	47	47											

他-052 テブフェンジド

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R03	原水	40	39		1									
	浄水	51	51											
R04	原水	40	40											
	浄水	52	52											

他-053 トリネキサバクエチル

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	33	33											
	浄水	46	46											
R04	原水	34	34											
	浄水	46	46											

他-054 トリフルミゾール

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											
R04	原水	33	33											
	浄水	49	49											

他-055 トルフェンピラド

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	2	2											
	浄水	2	2											
R04	原水	2	2											
	浄水	2	2											

他-056 ナプロアニリド

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	32	32											
	浄水	47	47											
R04	原水	30	30											
	浄水	47	47											

表 2-39 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 ニテンピラム

		1.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.013	0.013	≤0.026	≤0.039	≤0.065	≤0.091	≤0.13	≤0.39	≤0.65	≤0.91	≤1.3	>1.3
R03	原水	46	46											
	浄水	64	64											
R04	原水	36	36											
	浄水	56	56											

他-058 バクロブトラーゾール

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	27	27											
	浄水	23	23											
R04	原水	22	22											
	浄水	23	23											

他-059 バリダマイシン

		0.9mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.009	0.009	≤0.018	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	≤0.27	≤0.45	≤0.63	≤0.9	>0.9
R03	原水	5	2											3
	浄水	0												
R04	原水	6	6											
	浄水	0												

他-060 ビスピリバック

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	1	1											
	浄水	0												
R04	原水	1	1											
	浄水	0												

他-061 ピメトロジン

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	52	52											
	浄水	61	61											
R04	原水	42	42											
	浄水	52	52											

他-062 ピラゾスルフロンエチル

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R03	原水	54	53				1							
	浄水	68	68											
R04	原水	53	53											
	浄水	68	68											

他-063 ビリミノバックメチル

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R03	原水	42	42											
	浄水	61	61											
R04	原水	42	42											
	浄水	79	79											

表 2-40 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 ピリミホスメチル

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											
R04	原水	30	30											
	浄水	47	47											

他-065 ピレトリン

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-066 フェノキサニル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	2	2											
	浄水	2	2											
R04	原水	11	11											
	浄水	13	13											

他-067 フェンバレート

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-068 フラチオカルブ

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-069 フラメピル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	75	75											
	浄水	81	81											
R04	原水	67	67											
	浄水	92	92											

他-070 フルアジホップ

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											
R04	原水	33	33											
	浄水	49	49											

表 2-41 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 11）

他-071 プロパニル(DCPA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	31	<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
	浄水	47												
R04	原水	30												
	浄水	47												

他-072 プロバホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	23	<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
	浄水	23												
R04	原水	12												
	浄水	12												

他-073 プロバルギット(BPPS)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	12	<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
	浄水	9												
R04	原水	10												
	浄水	9												

他-074 プロヘキサジオン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	0	<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5
	浄水	0	水質測定結果なし											
R04	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-075 プロボキシル(PHC)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	23	<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
	浄水	23												
R04	原水	21												
	浄水	23												

他-076 プロメリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	31	<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
	浄水	47												
R04	原水	31												
	浄水	48												

他-077 ベルメリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	5	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0												
R04	原水	1												
	浄水	0												

他-078 ベンシルタップ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R03	原水	0	<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
	浄水	0	水質測定結果なし											
R04	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

表 2-42 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-079 ベンダイオカルブ

			0.009mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00009	0.00009	≤0.00018	≤0.00027	≤0.00045	≤0.00063	≤0.0009	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	>0.009
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-080 ホキシム

			0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-081 ポスカリド

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R03	原水	37	37											
	浄水	50	50											
R04	原水	35	35											
	浄水	50	50											

他-082 ミルネブ(チアアジアジン)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-083 メタミドホス

			0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
R03	原水	14	14											
	浄水	14	14											
R04	原水	18	18											
	浄水	20	20											

他-084 メチルイソシアネート

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
R03	原水	0												
	浄水	0												
R04	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-085 モノクロトホス

			0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											
R04	原水	27	27											
	浄水	44	44											

他-086 リニユロン

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R03	原水	43	43											
	浄水	61	61											
R04	原水	43	43											
	浄水	63	63											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（令和 3 年度版）及び本章で収集した情報に基づき、水質基準項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況※3 (R02水道統計)		浄水超過状況※3 (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直*						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 8 / 9,339 対50%値 21 / 9,339 対10%値 197 / 9,339	対基準値 4 / 9,359 対50%値 33 / 9,359 対10%値 193 / 9,359	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)			
基-2	2	大腸菌	不検出	直*						・糞便汚染の指標として適当	陽性 1 / 9,339	陽性 1 / 9,359				
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003→0.01	H20.9.25 答申済み			・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持 ・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐用週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	対基準値 0 / 8,401 対50%値 1 / 8,401 対10%値 7 / 8,401	対基準値 0 / 8,482 対50%値 0 / 8,482 対10%値 4 / 8,482	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。			
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直*	0.7	H20.12.16 H15からの 変更無し (メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮 ・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐用週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 8,295 対50%値 16 / 8,295 対10%値 18 / 8,295	対基準値 0 / 8,359 対50%値 0 / 8,359 対10%値 1 / 8,359				
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持 ・食安委答申(H.24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 8,382 対50%値 0 / 8,382 対10%値 8 / 8,382	対基準値 0 / 8,434 対50%値 0 / 8,434 対10%値 7 / 8,434				
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5			R3.6.29 答申済み 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01	・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的減を図るとした ・食安委答申(R3.6.29) 現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からならぬ影響が示唆される血中鉛濃度1~2 $\mu\text{g}/\text{dL}$ と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。	対基準値 1 / 8,568 対50%値 33 / 8,568 対10%値 318 / 8,568	対基準値 0 / 8,601 対50%値 27 / 8,601 対10%値 350 / 8,601				
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01					H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P	・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持 ・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 8,497 対50%値 94 / 8,497 対10%値 882 / 8,497	対基準値 1 / 8,543 対50%値 92 / 8,543 対10%値 872 / 8,543				
基-8	8	六価クロム化合物	0.02	R02.4.1 施行				R元.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当 ・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H30.9.18、R1.8.6) →TDI=1.1	対基準値 0 / 8,965 対50%値 3 / 8,965 対10%値 133 / 8,965	対基準値 0 / 9,055 対50%値 1 / 9,055 対10%値 71 / 9,055	・分析法上は全Crを測定			
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	H26.1.14 水質基準として 追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイド ライン値 設定せず→0.2P		・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする ・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 8,615 対50%値 7 / 8,615 対10%値 81 / 8,615	対基準値 0 / 8,668 対50%値 0 / 8,668 対10%値 76 / 8,668	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・外へモグロビン血症LOAELは0.4mg-NO ₂ /kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当			
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版) →0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、 2007)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長 期暴露 0.6(塩化シアンと して)、0.3(シアンとして)	・水質基準として維持 ・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 9,316 対50%値 1 / 9,316 対10%値 25 / 9,316	対基準値 0 / 9,343 対50%値 0 / 9,343 対10%値 18 / 9,343	・消毒副生成物であるClCNを含む			

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「→」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況※3 (R02水道統計)		浄水超過状況※3 (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが 毒性評価の観点から暫定値とされていること から水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15	対基準値 0 / 8,779 対50%値 186 / 8,779 対10%値 2,562 / 8,779	対基準値 0 / 8,829 対50%値 165 / 8,829 対10%値 2,496 / 8,829	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向			
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8		1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状菌発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 2 / 8,637 対50%値 91 / 8,637 対10%値 2,323 / 8,637	対基準値 0 / 8,708 対50%値 87 / 8,708 対10%値 2,284 / 8,708	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0	92(AF=40%)	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバ スケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、 地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合 意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 8,435 対50%値 20 / 8,435 対10%値 190 / 8,435	対基準値 0 / 8,525 対50%値 19 / 8,525 対10%値 189 / 8,525				
基-14	13	四塩化炭素	0.002	0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 8,376 対50%値 8 / 8,376 対10%値 11 / 8,376	対基準値 0 / 8,431 対50%値 1 / 8,431 対10%値 6 / 8,431				
基-15	14	1,4-ジオキサン	0.05	10 ⁻⁵ Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 8,346 対50%値 0 / 8,346 対10%値 2 / 8,346	対基準値 0 / 8,443 対50%値 2 / 8,443 対10%値 4 / 8,443				
基-16	15	1,1-ジクロロエチレン	削除		9	H21.4.1水 質管理目 標設定項 目に変更 (旧基-15 (0.02mg/ L))	H19.3.15 答申済み	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観 点から水質基準とする		対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-16	16	シス-1,2-ジクロ ロエチレン及びト ランス-1,2-ジクロ ロエチレン	0.04	H21.4.1追 加(旧基- 15・旧目- 6)	17	0.05	H19.10.26 シス及びト ランス-1,2-ジ クロロエチ レンを合算して評 価、シス-1,2- ジクロロエチ レンの基準を 廃止	H19.3.15(シ ス体) H20.5.29(ト ランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観 点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 8,381 対50%値 1 / 8,381 対10%値 7 / 8,381	対基準値 0 / 8,466 対50%値 0 / 8,466 対10%値 4 / 8,466	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地 点はない)		
基-17	17	ジクロロメタン	0.02	6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが 1地点で60%を超えており継続性の観 点から水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 8,374 対50%値 0 / 8,374 対10%値 3 / 8,374	対基準値 0 / 8,432 対50%値 2 / 8,432 対10%値 3 / 8,432	H16は基準超過件数が多かった(7件)			

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況※3 (R02水道統計)		浄水超過状況※3 (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10 ⁻⁵ Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 8,378 対50%値 0 / 8,378 対10%値 10 / 8,378	対基準値 0 / 8,434 対50%値 0 / 8,434 対10%値 13 / 8,434			
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1施行 (0.03 →0.01)	10 ⁻⁵ Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 8,384 対50%値 5 / 8,384 対10%値 29 / 8,384	対基準値 0 / 8,439 対50%値 1 / 8,439 対10%値 23 / 8,439			
基-20	20	ベンゼン	0.01		10 ⁻⁵ Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 8,373 対50%値 0 / 8,373 対10%値 1 / 8,373	対基準値 0 / 8,432 対50%値 1 / 8,432 対10%値 3 / 8,432			
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施行 (水質管理 目標設定項 目(旧目- 11)から変 更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO2 が水道水の浄水処理に使用される場合で あり、水質管理目標設定項目としClO2が浄 水処理に使用される場合の指針として活用 されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 12 / 9,326 対50%値 384 / 9,326 対10%値 5,023 / 9,326	対基準値 11 / 9,346 対50%値 321 / 9,346 対10%値 5,049 / 9,346	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注 入等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	食安委答申(H26.10.7)はTDI=3.5 μg/kg/日 であり、過去の評価結果と同じ	対基準値 0 / 9,326 対50%値 7 / 9,326 対10%値 35 / 9,326	対基準値 0 / 9,346 対50%値 0 / 9,346 対10%値 39 / 9,346	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)	対基準値 6 / 9,326 対50%値 244 / 9,326 対10%値 3,274 / 9,326	対基準値 5 / 9,346 対50%値 292 / 9,346 対10%値 3,262 / 9,346	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	(変更)	1.3 (10 ⁻⁵ Risk)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委答申(H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3	対基準値 2 / 9,326 対50%値 121 / 9,326 対10%値 2,304 / 9,326	対基準値 1 / 9,346 対50%値 123 / 9,346 対10%値 2,200 / 9,346	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-25	25	ジプロモクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 9,326 対50%値 7 / 9,326 対10%値 275 / 9,326	対基準値 0 / 9,346 対50%値 8 / 9,346 対10%値 263 / 9,346	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-26	26	臭素酸	0.01	(新規)	10 ⁻⁵ Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 9,326 対50%値 9 / 9,326 対10%値 226 / 9,326	対基準値 0 / 9,346 対50%値 9 / 9,346 対10%値 235 / 9,346	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの 選定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要		

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期曝露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

旧番号	項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロモクロメタン+プロモジクロメタン+プロモホルム	設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 6 / 9,326 対50%値 221 / 9,326 対10%値 3,966 / 9,326	対基準値 2 / 9,346 対50%値 248 / 9,346 対10%値 3,963 / 9,346		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	(変更)	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H26.10.7) →TDI=6	対基準値 8 / 9,325 対50%値 372 / 9,325 対10%値 2,952 / 9,325	対基準値 10 / 9,346 対50%値 413 / 9,346 対10%値 2,948 / 9,346		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-29	29	プロモジクロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 3 / 9,326 対50%値 211 / 9,326 対10%値 3,479 / 9,326	対基準値 1 / 9,346 対50%値 183 / 9,346 対10%値 3,420 / 9,346		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-30	30	プロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 9,326 対50%値 1 / 9,326 対10%値 168 / 9,326	対基準値 0 / 9,346 対50%値 2 / 9,346 対10%値 142 / 9,346		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) →2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮 ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 0 / 9,326 対50%値 0 / 9,326 対10%値 83 / 9,326	対基準値 0 / 9,346 対50%値 0 / 9,346 対10%値 109 / 9,346		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み		・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 8,489 対50%値 1 / 8,489 対10%値 29 / 8,489	対基準値 0 / 8,569 対50%値 2 / 8,569 対10%値 30 / 8,569				
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有 H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 14 / 8,663 対50%値 146 / 8,663 対10%値 1,966 / 8,663	対基準値 11 / 8,716 対50%値 133 / 8,716 対10%値 1,887 / 8,716		・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等で対応		
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色	設定せず			H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持 ・推奨摂取量=10mg/日(成人、上限量40~50mg/日)の必須元素	対基準値 1 / 8,598 対50%値 31 / 8,598 対10%値 447 / 8,598	対基準値 0 / 8,658 対50%値 32 / 8,658 対10%値 439 / 8,658				
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色	2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う		H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持 ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 8,488 対50%値 4 / 8,488 対10%値 31 / 8,488	対基準値 0 / 8,542 対50%値 3 / 8,542 対10%値 24 / 8,542		・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)		
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚							対基準値 0 / 8,474 対50%値 5 / 8,474 対10%値 735 / 8,474	対基準値 1 / 8,535 対50%値 6 / 8,535 対10%値 740 / 8,535		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

旧番号	項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWG ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C	・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 8,522 対50%値 10 / 8,522 対10%値 147 / 8,522	対基準値 0 / 8,604 対50%値 14 / 8,604 対10%値 136 / 8,604	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)			
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚							対基準値 0 / 9,336 対50%値 18 / 9,336 対10%値 1,403 / 9,336	対基準値 1 / 9,359 対50%値 19 / 9,359 対10%値 1,388 / 9,359	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	対基準値 0 / 8,798 対50%値 77 / 8,798 対10%値 5,900 / 8,798	対基準値 2 / 8,884 対50%値 87 / 8,884 対10%値 5,907 / 8,884	・おいしい水の観点から管理目標設定(10-100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-40	40	蒸発残留物	500								対基準値 0 / 8,946 対50%値 249 / 8,946 対10%値 8,030 / 8,946	対基準値 2 / 9,058 対50%値 230 / 9,058 対10%値 8,100 / 9,058	・おいしい水の観点から管理目標設定(30-200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 8,263 対50%値 0 / 8,263 対10%値 0 / 8,263	対基準値 0 / 8,332 対50%値 0 / 8,332 対10%値 0 / 8,332				
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 2 / 8,545 対50%値 58 / 8,545 対10%値 720 / 8,545	対基準値 1 / 8,544 対50%値 44 / 8,544 対10%値 684 / 8,544				
基-43	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 5 / 8,544 対50%値 31 / 8,544 対10%値 382 / 8,544	対基準値 2 / 8,545 対50%値 16 / 8,545 対10%値 349 / 8,545				
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 8,370 対50%値 0 / 8,370 対10%値 598 / 8,370	対基準値 0 / 8,463 対50%値 1 / 8,463 対10%値 626 / 8,463	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L			
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持	対基準値 0 / 8,261 対50%値 11 / 8,261 対10%値 12 / 8,261	対基準値 0 / 8,330 対50%値 0 / 8,330 対10%値 1 / 8,330				

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況※3 (R02水道統計)		浄水超過状況※3 (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1施行 有機物				H19.10.26 基準値を3に 強化	・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 9,338 対50%値 150 / 9,338 対10%値 5,132 / 9,338	対基準値 0 / 9,359 対50%値 160 / 9,359 対10%値 5,186 / 9,359				
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止					・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 3 / 9,339 アルカリ側超 5 / 9,339	酸側超 4 / 9,359 アルカリ側超 2 / 9,359	・より高いレベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)			
基-48	48	味	異常でない	基本指標							陽性 0 / 9,338	陽性 2 / 9,358				
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標					・水質基準として維持		陽性 6 / 9,339	陽性 7 / 9,359				
基-50	50	色度	5度	基本指標					・水質基準として維持		対基準値 9 / 9,339 対50%値 211 / 9,339 対10%値 2,522 / 9,339	対基準値 8 / 9,359 対50%値 186 / 9,359 対10%値 2,425 / 9,359				
基-51	51	濁度	2度	基本指標					・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 4 / 9,339 対50%値 68 / 9,339 対10%値 634 / 9,339	対基準値 4 / 9,359 対50%値 61 / 9,359 対10%値 569 / 9,359	・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			

※1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直* 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 基準超過有 10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6	対目標値 0 / 2,473 対50%値 0 / 2,473 対10%値 2 / 2,473	対目標値 0 / 2,484 対50%値 0 / 2,484 対10%値 3 / 2,484			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2-0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P- 0.015P,T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)	対目標値 0 / 2,461 対50%値 3 / 2,461 対10%値 50 / 2,461	対目標値 0 / 2,471 対50%値 3 / 2,471 対10%値 54 / 2,471			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを取りやめ	4	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ、評価値を0.02とする	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4	対目標値 0 / 2,739 対50%値 0 / 2,739 対10%値 22 / 2,739	対目標値 0 / 2,756 対50%値 0 / 2,756 対10%値 26 / 2,756			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,371 対50%値 0 / 2,371 対10%値 0 / 2,371	対目標値 0 / 2,377 対50%値 0 / 2,377 対10%値 0 / 2,377			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-6	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シスとの混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-7	7	1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質管理目標設定項目から削除(旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4-0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 2,418 対50%値 0 / 2,418 対10%値 0 / 2,418	対目標値 0 / 2,424 対50%値 0 / 2,424 対10%値 0 / 2,424				
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	(変更)	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1	・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,174 対50%値 0 / 2,174 対10%値 6 / 2,174	対目標値 0 / 2,179 対50%値 0 / 2,179 対10%値 15 / 2,179			・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 目標値超過有 10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

目番号	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況※2 (R02水道統計)		浄水超過状況※2 (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)	対目標値 0 / 1,258 対50%値 0 / 1,258 対10%値 1 / 1,258	対目標値 0 / 1,251 対50%値 0 / 1,251 対10%値 1 / 1,251	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L			
目-11		塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目標 設定項目(旧目-11)から変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30							
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定	対目標値 0 / 637 対50%値 0 / 637 対10%値 0 / 637	対目標値 0 / 634 対50%値 0 / 634 対10%値 0 / 634	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L				
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)→ 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 3,106 対50%値 4 / 3,106 対10%値 303 / 3,106	対目標値 0 / 3,102 対50%値 7 / 3,102 対10%値 339 / 3,102	・超過事例は近接地点で一時的に発生				
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)→ 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 1 / 3,108 対50%値 21 / 3,108 対10%値 770 / 3,108	対目標値 0 / 2 対50%値 0 / 38 対10%値 0 / 606	・超過事例はいずれも一時的なもの				
目-15	14	農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り (特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)	対目標値 0 / 877 対50%値 3 / 877 対10%値 4 / 877	対目標値 0 / 877 対50%値 0 / 877 対10%値 1 / 877	・現行目標値が小さいのはGNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメピベレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。			
目-16	15	残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 68 / 9,092 対50%値 2,446 / 9,092 対10%値 8,975 / 9,092	対目標値 64 / 9,133 対50%値 2,444 / 9,133 対10%値 9,035 / 9,133	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い			
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹼の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	10未満 473 / 8,798 100超過 96 / 8,798	10未満 341 / 8,884 100超過 515 / 8,884	・水質基準 300			
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→ 0.4C	・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 64 / 8,522 対50%値 147 / 8,522 対10%値 801 / 8,522	対目標値 48 / 8,604 対50%値 136 / 8,604 対10%値 779 / 8,604	・水質基準 0.05				
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値 1,395 / 2,701 対50%値 2,105 / 2,701 対10%値 1,719 / 2,701	対目標値 100 / 2,715 対50%値 384 / 2,715 対10%値 2,025 / 2,715	・目標超過件数はH16増加			

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 目標値超過有 10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

目-番号	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,494 対50%値 0 / 2,494 対10%値 0 / 2,494	対目標値 0 / 2,503 対50%値 0 / 2,503 対10%値 0 / 2,503				
目-21	20	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) →0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは臭気閾値を0.015mg/Lと設定	対目標値 0 / 2,375 対50%値 0 / 2,375 対10%値 0 / 2,375	対目標値 0 / 2,388 対50%値 0 / 2,388 対10%値 3 / 2,388				
目-22	21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理 目標設定項目として維持		対目標値 28 / 1,832 対50%値 395 / 1,832 対10%値 1,490 / 1,832	対目標値 21 / 1,867 対50%値 389 / 1,867 対10%値 1,500 / 1,867	・旧水質基準 10mg/L			
目-23	22	臭気強度(TON)	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値 6 / 2,351 対50%値 92 / 2,351 対10%値 405 / 2,351	対目標値 8 / 2,385 対50%値 61 / 2,385 対10%値 389 / 2,385				
目-24	23	蒸発残留物	30-200									30未満 94 / 8,946 200超過 737 / 8,946	30未満 61 / 9,058 200超過 687 / 9,058	・水質基準 500			
目-25	24	濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための 目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値 68 / 9,339 対50%値 217 / 9,339 対10%値 1,290 / 9,339	対目標値 61 / 9,359 対50%値 201 / 9,359 対10%値 1,256 / 9,359	・水質基準 2度			
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための 目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 6,605 / 9,339 7.7以上 3,172 / 9,339	7.3以下 6,670 / 9,359 7.7以上 3,102 / 9,359	・水質基準 5.8~8.6			
目-27	26	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理やCaCO ₃ 析出防止 の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,799 / 2,662 0超過 93 / 2,662	-1未満 1,835 / 2,674 0超過 101 / 2,674				
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、 施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖 環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が 国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 1 / 2,990 対50%値 5 / 2,990 対10%値 55 / 2,990	対目標値 0 / 3,028 対50%値 2 / 3,028 対10%値 45 / 3,028				

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 目標値超過有 10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注	
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値				
目-29		1,1-ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基準-15 (0.02 mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02		H19.3.15 答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46	対目標値 0 / 2,476 対50%値 0 / 2,476 対10%値 1 / 2,476	対目標値 0 / 2,485 対50%値 0 / 2,485 対10%値 1 / 2,485					
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1 mg/L を達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 14 / 8,663 対50%値 146 / 8,663 対10%値 1,966 / 8,663	対目標値 133 / 8,716 対50%値 589 / 8,716 対10%値 2,977 / 8,716					
目-31		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	暫定値							・R2.3.23厚科審にて以下を承認 ・暫定評価値設定: 海外機関の設定評価値を参照し、妥当と考えられるものの中から、安全側の観点より最も低いものを採用(TDI 20 $\text{ng}/\text{kg}/\text{日}$) ・水質管理目標設定項目に追加(旧検-42 PFOS及び旧検-43 PFOAを統合し移行) ・R2.4.1から適用	対目標値 5 / 589 対50%値 13 / 589 対10%値 162 / 589	対目標値 2 / 1,247 対50%値 19 / 1,247 対10%値 157 / 1,247					
【答申言及】																		
対策指針		耐塩素性病原生物	-				USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム99%除去 ・ジアルジア99.9%除去又は不活化			・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定							
101		ウイルスその他の病原微生物	-				USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化			・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進							・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)	
102		不快生物(線虫等)	-							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性/バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした							

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 超過状況凡例: 10地点以上で基準超過 目標値超過有 10地点以上で10%超過

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(1/2)

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (R03年水質測定結果)		浄水超過状況 (R04年水質測定結果)		課題、留意事項
		(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対目標値	対10%値	対目標値	対10%値	
検01	銀及びその化合物	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があることから知見収集に努める		対0.01mg/L 1/171	対0.01mg/L 0/169			・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01mg/L
検02	バリウム及びその化合物	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)	対目標値 対10%値	0/202 0/202	対目標値 対10%値	0/184 0/184	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
検03	ビスマス及びその化合物	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1ug/L 0/151	対1ug/L 0/142			
検04	モリブデン及びその化合物	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDW Q第4版変更 設定せず← 0.07			対目標値 対10%値	0/455 0/455	対目標値 対10%値	0/424 0/424	
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値 対10%値	0/56 0/56	対目標値 対10%値	0/49 0/49	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定		対0.2ug/L 0/60	対0.2ug/L 0/45			
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/47 0/47	対目標値 対10%値	0/40 0/40	
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/46 0/46	対目標値 対10%値	0/39 0/39	
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 対10%値	0/46 0/46	対目標値 対10%値	0/26 0/26	
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 対10%値	0/58 0/58	対目標値 対10%値	0/43 0/43	
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定		対目標値 対10%値	0/59 0/59	対目標値 対10%値	0/48 0/48	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L 0/28	対0.01ug/L 0/25			
検13	2,4-トルエンジアミン	-									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定		対0.05ug/L 0/16	対0.05ug/L 0/24			
検14	2,6-トルエンジアミン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.05ug/L 0/16	対0.05ug/L 0/24			
検15	N,N-ジメチルアニリン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L 0/39	対0.01ug/L 0/36			
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致		対目標値 対10%値	0/61 0/61	対目標値 対10%値	0/51 0/51	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日									対目標値 対10%値	0/214 1/214	対目標値 対10%値	0/211 1/211	
検18	トリエチレンテトラミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対1ug/L 0/24	対1ug/L 0/24			
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/95 0/95	対目標値 対10%値	0/75 0/75	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値 対10%値	0/98 0/98	対目標値 対10%値	0/78 0/78	
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定		対0.5ug/L 0/49	対0.5ug/L 0/58			
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L 0/18	対0.001ug/L 0/14			
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L 0/18	対0.001ug/L 0/14			
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/159 3/159	対目標値 対10%値	0/158 0/158	
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/158 0/158	対目標値 対10%値	0/158 0/158	
検26	マイクロキスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 対10%値	0/87 0/87	対目標値 対10%値	0/72 1/72	
検27	有機ず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値 対10%値	0/22 0/22	対目標値 対10%値	0/26 0/26	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (R03年水質測定結果)		浄水超過状況 (R04年水質測定結果)		課題、留意事項
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等							
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	18/113	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	27/121	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	8/88	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	14/95	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/77	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/95	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/141	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/141	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	3/124	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	9/120	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/77	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/95	
検34	トリクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/157	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/157	
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/134	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/135	
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値 対10%値	0/182 0/182	対目標値 対10%値	0/175 0/175	
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16		H17.7.21 答申済み		・食安委答申(添加物、H17.7.21) ・食品の着色の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	4/151	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	8/150	
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデル を適用						対目標値 対10%値	0/11 0/11	対目標値 対10%値	0/10 0/10	
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値 対10%値	0/386 0/386	対目標値 対10%値	0/398 0/398	
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)	・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{L}$ を定めている(RFD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量	対目標値 対10%値	0/81 6/81	対目標値 対10%値	0/54 0/54	・利根川流域の関係企業 で排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	-									・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	/0	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	/0	・作業従事者で高い血清 中濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	-									・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/0	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/0	・作業従事者で高い血清 中濃度が報告されている	
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2			WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加	・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/41	対1 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/31	
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/64 0/64	対目標値 対10%値	0/45 0/45	
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/68 3/68	対目標値 対10%値	0/46 0/46	
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加			0.02	設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/49 0/49	対目標値 対10%値	0/56 0/56	
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/30 0/30	対目標値 対10%値	0/30 0/30	
検49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	-											対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	7/119	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	19/179	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(1/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌熏蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み	・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15) → ADI = 20	10%値超 0 / 727 1%値超 0 / 727	10%値超 0 / 699 1%値超 0 / 699	・地下水からの検出事例が多い				
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30			H29.3.28 答申済み	・平成29年3月28日府食第199号	10%値超 0 / 459 1%値超 0 / 459	10%値超 0 / 444 1%値超 0 / 444					
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.02	H30.4.1より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み	・評価第四部会審議中(H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超 0 / 610 1%値超 0 / 610	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602					
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み	・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4	10%値超 0 / 721 1%値超 0 / 721	10%値超 0 / 710 1%値超 0 / 710	・【H17】浄水からの検出レベルは 最高11%(表流水)				
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	・食安委答申(H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536					
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み	・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	10%値超 0 / 548 1%値超 0 / 548					
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み	・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13, R6.2.14) → ADI = 2.4	10%値超 15 / 645 1%値超 15 / 645	10%値超 9 / 639 1%値超 9 / 639					
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)	10%値超 0 / 726 1%値超 0 / 726	10%値超 0 / 710 1%値超 0 / 710				
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出	・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629	10%値超 0 / 618 1%値超 0 / 618					
対	10	アミラズ	殺虫剤	-	-	0.006		2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み	・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5	10%値超 0 / 471 1%値超 0 / 471	10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446					
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み	・食安委答申(H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10	10%値超 0 / 743 1%値超 0 / 743	10%値超 0 / 709 1%値超 0 / 709					
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み	・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2	10%値超 0 / 778 1%値超 0 / 778	10%値超 0 / 752 1%値超 0 / 752					
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5				・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 625 1%値超 0 / 625	10%値超 0 / 614 1%値超 0 / 614					
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4				・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641					

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(2/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)	浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等					
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28,R4.8.9) → ADI = 100	10%値超 0 / 725 1%値超 0 / 725	10%値超 0 / 727 1%値超 0 / 727	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審議。 基準値は0.3mg/Lとなる方向	
対	16	イプフェンカルバゾン	除草剤	-	-	0.002	R04.4.1より	0.99						10%値超 0 / 30 1%値超 5 / 30	10%値超 0 / 36 1%値超 3 / 36	・左記は、要検討農薬類としての 測定値。	
対	17	イプロベンホス(IPP)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 696 1%値超 0 / 696	10%値超 0 / 690 1%値超 0 / 690		
対	18	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 2.3	10%値超 0 / 477 1%値超 0 / 477	10%値超 0 / 472 1%値超 0 / 472	・定量下限 \leq 0.005mg/L	
対	19	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567		
対	20	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 715 1%値超 0 / 715	10%値超 0 / 704 1%値超 0 / 704	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審議。 基準値は0.03mg/Lとなる方向	
対	21	エトフェンブロックス	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.08	H15年からの 変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24,R3.10.16) → ADI = 31	10%値超 0 / 817 1%値超 0 / 817	10%値超 0 / 810 1%値超 0 / 810		
対	22	エンドスルファン(ベンゾエピン、 エンドスルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536	10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525	・定量下限 \leq 0.01mg/L	
対	23	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561	10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540		
対	24	オキシ銅	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544		
対	25	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌 剤	-	-	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 482 1%値超 0 / 482	10%値超 0 / 464 1%値超 0 / 464		
対	26	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23,R3.5.18) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 0 / 505 1%値超 0 / 505		
対	27	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	-	-	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3	10%値超 0 / 786 1%値超 0 / 786	10%値超 0 / 749 1%値超 0 / 749		
対	28	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.08	H15年答申	100			R元.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)	10%値超 0 / 500 1%値超 0 / 500	10%値超 0 / 510 1%値超 0 / 510		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超		10%値超			
対	29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.02		20			H30.9.4 答申済み		・食安委答申(H30.9.4) → ADI = 7.3	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588	10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590				
対	30	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.0003	R03.4.1より 0.005→ 0.0003	2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申(R2.2.4) → ADI = 0.15	10%値超 28 / 544 1%値超 28 / 544	10%値超 5 / 530 1%値超 5 / 530				
対	31	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 498 1%値超 0 / 498	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479				
対	32	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申(H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16) → ADI = 100	10%値超 0 / 687 1%値超 0 / 687	10%値超 0 / 681 1%値超 0 / 681				
対	33	クミロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578	10%値超 0 / 564 1%値超 0 / 564				
対	34	グリホサート	除草剤	-	-	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申(H28.7.12) → ADI = 1000	10%値超 0 / 607 1%値超 0 / 607	10%値超 0 / 620 1%値超 0 / 620				
対	35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29, R4.3.9, R5.2.1) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 489 1%値超 0 / 489	10%値超 0 / 497 1%値超 0 / 497				
対	36	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 519 1%値超 0 / 519	10%値超 0 / 496 1%値超 0 / 496				
対	37	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 11 / 528 1%値超 11 / 528	10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	38	クロルピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)	10%値超 0 / 726 1%値超 0 / 726	10%値超 0 / 745 1%値超 0 / 745				
対	39	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18			H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI = クロロタロニル: 18, 代謝物: 8.3	10%値超 0 / 790 1%値超 0 / 790	10%値超 0 / 760 1%値超 0 / 760				
対	40	シアナジン	除草剤	-	-	0.001	H30.4.1より 0.004→ 0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53	10%値超 0 / 599 1%値超 0 / 599	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576				
対	41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H29.10.17) → ADI = 1	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544	10%値超 0 / 524 1%値超 0 / 524				
対	42	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(4/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)	浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等					
対	43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) → ADI = 10	10%値超 0 / 782 1%値超 0 / 782	10%値超 0 / 766 1%値超 0 / 766		
対	44	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)	10%値超 0 / 653 1%値超 0 / 653	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651		
対	45	ジクワット	除草剤	-	-	0.01		1.9			R元.10.8 答申済み		・食安委答申(R1.10.8) → ADI = 5.8	10%値超 0 / 547 1%値超 0 / 547	10%値超 0 / 552 1%値超 0 / 552	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$	
対	46	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4						10%値超 0 / 681 1%値超 0 / 681	10%値超 0 / 666 1%値超 0 / 666		
対	47	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 1 / 401 1%値超 1 / 401	10%値超 0 / 427 1%値超 0 / 427		
対	48	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6	10%値超 0 / 624 1%値超 0 / 624	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。 基準値は0.009mg/Lとなる方向	
対	49	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573		
対	50	シマジン(CAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 769 1%値超 0 / 769	10%値超 0 / 775 1%値超 0 / 775		
対	51	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) → ADI = 9.4	10%値超 0 / 750 1%値超 0 / 750	10%値超 0 / 720 1%値超 0 / 720		
対	52	ジメトエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 650 1%値超 0 / 650	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639		
対	53	シメトリン	除草剤	-	-	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 814 1%値超 0 / 814	10%値超 0 / 800 1%値超 0 / 800		
対	54	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申(H26.8.19, H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請(H29.5.24)	10%値超 0 / 853 1%値超 0 / 853	10%値超 0 / 856 1%値超 0 / 856		
対	55	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300	10%値超 0 / 623 1%値超 0 / 623	10%値超 0 / 620 1%値超 0 / 620		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	-	-	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R元.8.27 答申済み		・食安委答申(H27.3.24, R1.8.27, R6.1.31) → ADI = 4	10%値超 0 / 452 1%値超 0 / 452	10%値超 0 / 440 1%値超 0 / 440				
対	57	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申(H19.10.25, R2.9.15) → ADI = 40	10%値超 0 / 534 1%値超 0 / 534	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511				
対	58	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 673 1%値超 0 / 673	10%値超 0 / 674 1%値超 0 / 674				
対	59	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544				
対	60	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 616 1%値超 0 / 616	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604				
対	61	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H19.12.13, H22.8.5, R5.11.1) → ADI = 9	10%値超 0 / 727 1%値超 0 / 727	10%値超 0 / 715 1%値超 0 / 715				
対	62	テフリルトリオン	除草剤	-	-	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申(H21.2.19) → ADI = 0.8	10%値超 0 / 535 1%値超 0 / 535	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554				
対	63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 628 1%値超 0 / 628	10%値超 0 / 624 1%値超 0 / 624				
対	64	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 586 1%値超 1 / 586	10%値超 0 / 563 1%値超 0 / 563		トリクロピルトキシエチルを厚労科研H15検出		
対	65	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577				
対	66	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 50	10%値超 0 / 603 1%値超 0 / 603	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596				
対	67	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI = 24	10%値超 0 / 769 1%値超 0 / 769	10%値超 0 / 741 1%値超 0 / 741				
対	68	ナプロバミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 637 1%値超 0 / 637	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629				
対	69	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2					・食安委答申(R4.3.9) → ADI = 9.1	10%値超 1 / 527 1%値超 1 / 527	10%値超 0 / 529 1%値超 0 / 529				
対	70	ビペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 597 1%値超 0 / 597		・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$		
対	71	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533	10%値超 0 / 493 1%値超 0 / 493				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(6/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	72	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5				H20.4.24 答申済み	・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26	10%値超 0 / 500 1%値超 0 / 500	10%値超 0 / 488 1%値超 0 / 488				
対	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 557 1%値超 0 / 557	10%値超 0 / 529 1%値超 0 / 529				
対	74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85				H25.3.18 意見書提出	・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641	10%値超 0 / 637 1%値超 0 / 637				
対	75	ピリブチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5			H22.2.2	H20.9.11 答申済み	・食安委答申 (H20.9.11) → ADI = 8.8	10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702	10%値超 0 / 699 1%値超 0 / 699				
対	76	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15			H28.2.17	H27.6.9 答申済み	・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 726 1%値超 0 / 726	10%値超 0 / 697 1%値超 0 / 697				
対	77	フィブロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2			H29.1.31	H28.4.5 答申済み	・食安委答申 (H26.1.20, H28.4.5) → ADI=0.19	10%値超 0 / 677 1%値超 0 / 677	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651			・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。	
対	78	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5			H27.2.5	H29.8.22 答申済み	・食安委答申 (H26.6.3, H29.8.22, R5.11.1) → ADI = 4.9	10%値超 0 / 807 1%値超 0 / 807	10%値超 0 / 810 1%値超 0 / 810			・【H17】浄水からの検出レベルは 最高20%(表流水)、原水で100%超 が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度	
対	79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13			H26.1.14	H25.9.9 答申済み	・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 762 1%値超 0 / 762	10%値超 0 / 759 1%値超 0 / 759				
対	80	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19			H22.2.2	H24.2.23 答申済み	・食安委答申 (H20.11.13, H24.2.2) → ADI = 19	10%値超 0 / 563 1%値超 0 / 563	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566				
対	81	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3			H24.3.5	H25.9.30 答申済み	・食安委答申 (H22.4.8, H25.9.30) → ADI = 2.3	10%値超 0 / 699 1%値超 0 / 699	10%値超 0 / 690 1%値超 0 / 690				
対	82	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9			H24.3.5	H25.1.21 答申済み	・食安委答申 (H23.10.6, H25.1.21) → ADI = 2.9	10%値超 0 / 740 1%値超 0 / 740	10%値超 0 / 716 1%値超 0 / 716			フェントエートと あったが間違い	
対	83	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2			H26.1.14	H20.12.4 答申済み	・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 547 1%値超 0 / 547	10%値超 0 / 527 1%値超 0 / 527				
対	84	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 815 1%値超 0 / 815	10%値超 0 / 812 1%値超 0 / 812				
対	85	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10			H24.3.5	H23.8.25 答申済み	・食安委答申 (H23.8.25, R5.11.1) → ADI = 10	10%値超 0 / 568 1%値超 0 / 568	10%値超 0 / 565 1%値超 0 / 565				
対	86	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8			H22.2.2	H21.2.12 答申済み	・食安委答申 (H21.2.12) → ADI = 8	10%値超 0 / 717 1%値超 0 / 717	10%値超 0 / 709 1%値超 0 / 709				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(7/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)	浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等					
対	87	プロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 R元.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R1.6.18, R5.10.11) → ADI = 9	10%値超 0 / 724 1%値超 0 / 724	10%値超 0 / 740 1%値超 0 / 740		
対	88	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H31.2.5,R3.8.31) → ADI = 10	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 587 1%値超 0 / 587		
対	89	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18	10%値超 0 / 818 1%値超 0 / 818	10%値超 0 / 813 1%値超 0 / 813		
対	90	プロシミドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16, R5.8.1) → ADI = 35	10%値超 0 / 631 1%値超 0 / 631	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613		
対	91	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.007	H15年答申	1.5			H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、 原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H30.10.23, R5.7.12)→ ADI = 2.7	10%値超 0 / 453 1%値超 0 / 453	10%値超 0 / 431 1%値超 0 / 431		
対	92	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19	10%値超 0 / 657 1%値超 0 / 657	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641		
対	93	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 19	10%値超 0 / 691 1%値超 0 / 691	10%値超 0 / 693 1%値超 0 / 693		
対	94	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03		20			H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI = 10	10%値超 0 / 699 1%値超 0 / 699	10%値超 0 / 691 1%値超 0 / 691		
対	95	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40	10%値超 0 / 786 1%値超 0 / 786	10%値超 0 / 760 1%値超 0 / 760		・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。 基準値は0.1mg/Lとなる方向
対	96	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 619 1%値超 0 / 619	10%値超 0 / 623 1%値超 0 / 623		
対	97	ペンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16,R3.10.6) → ADI = 53	10%値超 0 / 686 1%値超 0 / 686	10%値超 0 / 678 1%値超 0 / 678		
対	98	ベンゾピシクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 34	10%値超 0 / 563 1%値超 0 / 563	10%値超 0 / 526 1%値超 0 / 526		
対	99	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 2	10%値超 0 / 559 1%値超 0 / 559	10%値超 0 / 547 1%値超 0 / 547		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和6年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (R02水道統計)	浄水超過状況 ^{※2} (R03水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等					
対	100	ペンタゾン	除草剤	-	-	0.2		90				・食安委答申 (R3.6.22) → ADI = 90	10%値超 0 / 714 1%値超 0 / 714	10%値超 0 / 717 1%値超 0 / 717			
対	101	ペンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み	・食安委答申 (H22.10.7, H24.8.6,R3.4.13) → ADI = 120	10%値超 0 / 744 1%値超 0 / 744	10%値超 0 / 714 1%値超 0 / 714			
対	102	ベンフラカルブ	殺虫剤	-	-	0.02	R03.4.1より 0.04→0.02	15			R2.2.4 答申済み	・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 8.9	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577	10%値超 0 / 549 1%値超 0 / 549			
対	103	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み	・食安委答申 (H22.10.14) → ADI = 5	10%値超 0 / 633 1%値超 0 / 633	10%値超 0 / 625 1%値超 0 / 625			
対	104	ペンフレセート	除草剤	-	-	0.07	H15から変 更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み	・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 23	10%値超 0 / 486 1%値超 0 / 486	10%値超 0 / 477 1%値超 0 / 477			
対	105	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.005	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み	・食安委答申 (R2.12.15, R4.5.18) → ADI = 2	10%値超 0 / 553 1%値超 0 / 553	10%値超 0 / 553 1%値超 0 / 553			
対	106	マラソン (マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み	・食安委答申 (H26.5.13) → ADI = 290	10%値超 0 / 756 1%値超 0 / 756	10%値超 0 / 753 1%値超 0 / 753			
対	107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 628 1%値超 0 / 628	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605			
対	108	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 635 1%値超 0 / 635	10%値超 0 / 628 1%値超 0 / 628			
対	109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.2	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み	・食安委答申 (H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20) → ADI = 22 ・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 80	10%値超 0 / 773 1%値超 0 / 773	10%値超 0 / 757 1%値超 0 / 757			
対	110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・オキソソルホン系も検査の対象とし、原体の濃度に、オキソソ ルホン系を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオン の濃度とする(厚生労働科学研究に基づく、R4.4.1より適 用)。	10%値超 0 / 797 1%値超 0 / 797	10%値超 0 / 790 1%値超 0 / 790			
対	111	メトミノストロピン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み	・食安委答申 (H22.3.4, R3.8.24) → ADI = 16	10%値超 0 / 579 1%値超 0 / 579	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554			
対	112	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5					10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584			
対	113	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み	・食安委答申 (H20.3.13) → ADI = 7	10%値超 0 / 820 1%値超 0 / 820	10%値超 0 / 814 1%値超 0 / 814	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審議。 基準値は0.02mg/Lとなる方向		
対	114	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.1	H15から変 更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み	・食安委答申 (H21.12.17) → ADI = 50	10%値超 0 / 697 1%値超 0 / 697	10%値超 0 / 692 1%値超 0 / 692			
対	115	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み	・食安委答申 (H25.3.4) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 793 1%値超 0 / 793	10%値超 0 / 798 1%値超 0 / 798	・定量下限≤0.001mg/L		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 超過状況凡例: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 88	1%値超 0 / 72	1%値超 0 / 86	1%値超 0 / 71		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	H20.12.16 変更0.1→ 0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57	1%値超 0 / 93	1%値超 0 / 84	1%値超 0 / 93	1%値超 0 / 83	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	イプロジオン	殺菌剤	-	-	0.05								1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 46		
要	4	エチプロール	-	-	-	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5	1%値超 0 / 25	1%値超 1 / 37	1%値超 0 / 63	1%値超 3 / 53		
要	5	クロロピクリン	-	-	-	0.003							・評価要請(H29.6.15)	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 2		
要	6	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07	H24年度 末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 70	1%値超 0 / 59	1%値超 0 / 70	1%値超 0 / 55		
要	7	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答 申	15					・食安委検中 ・評価要請(H21.3.24)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1	・販売・使用禁止農薬(使用事故 多発)	
要	8	ヒメキサゾール(ヒドロキシ シイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答 申	50					・評価要請(H25.8.20)	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 14		
要	9	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27		
要	10	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-	-	-					・評価要請(H24.8.21)	1%値超 0 / 55	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 54	1%値超 0 / 37		
要	11	プロマシル	除草剤	-	-	0.05	H29.4.1 より新規 設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19	1%値超 0 / 58	1%値超 0 / 56	1%値超 0 / 82	1%値超 0 / 61		
要	12	ベントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	H22.2.2 変更0.6→ 0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6 に緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	1%値超 0 / 76	1%値超 0 / 65	1%値超 0 / 73	1%値超 0 / 61		
要	13	ホサロン	殺虫剤	-	-	0.005	H27.4.1よ り新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → ADI = 2	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 30		
要	14	メタアルデヒド	-	-	-	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超 0 / 0	1%値超 9 / 11	1%値超 0 / 0	1%値超 3 / 10		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	15	メラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 36		
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-	-	-			H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-	-	-	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長 調整剤	-	-	0.03	H15年答申	33						1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 9		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 77	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	6	アジメスルフロン	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1		
他	7	アミトロール	除草剤	-	-	0.003	H24.3.5変更 0.003→0.06	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003→0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	8	アメトリン	除草剤	-	-	0.2	H20.12.16 変更0.2→ 0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2→0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2 mg/L)	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 30	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.2 mg/L となる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長 調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	10	イマズスルフロン	殺虫剤 除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 22		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長 調整剤	-	-	0.05	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 21		
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強 化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会(ADI =38)	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 35		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ*1 (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 33		
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-	-	-			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02	H24年度 末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02 に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申(H.19.10.11) → ADI = 8	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 33		
他	17	オキシリニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に強 化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会(H 23.6.30) ADI=21	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 31		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、 殺虫殺菌 剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97	1%値超 0 / 102	1%値超 0 / 88	1%値超 0 / 114	1%値超 0 / 85		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI = 270	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	21	クロルタルジメチル(T CTP)	除草剤	2005.9失 効	-	-	-	-						1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 7		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 24		
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	24	ジクロフェンチオン(EC P)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除すること に関する意見書提出	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 19		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の 議事:H19.10.12部会)	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後に健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.09	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	29	ジチアノン	殺虫剤			0.03								1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	30	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除すること に関する意見書提出	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 25		
他	31	ジノテフラン	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.6	H24年度 末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220	1%値超 0 / 122	1%値超 0 / 116	1%値超 0 / 153	1%値超 0 / 103		
他	32	ジフェノコナゾール	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.02	-	-		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 36		
他	33	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	20						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	34	ジフルベンズロン	殺虫剤	-	-	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	35	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 36		
他	36	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07	-	-		H25.3.19 評価値を0.07 に設定	H24.9.24 答申済み		・食安委答申(H.24.9.24) → ADI = 27	1%値超 0 / 51	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 51	1%値超 0 / 35		
他	37	シペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 3		
他	38	シメコナゾール	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.02	H24年度 末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超 0 / 70	1%値超 0 / 54	1%値超 0 / 89	1%値超 0 / 59		
他	39	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 21		
他	40	ジメピレレート	除草剤			0.003								1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 32		
他	41	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの変 更なし H25.3.19 現行評価値を 維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答 申予定	・食安委答申(H20.1.17) → ADI = 110(0.3 mg/L) ・食安委 審議(H24.2.9) → AD = 110	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 39			
他	42	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 21		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	43	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8		
他	44	セトキシジム	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事:H26.2.27評価第一部会)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1		
他	45	チアクロプリド	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.03	-	-						1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 56	1%値超 0 / 41		
他	46	チアメトキサム	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.05	H24年度 末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18	1%値超 0 / 76	1%値超 0 / 59	1%値超 0 / 70	1%値超 0 / 50		
他	47	チオンクラム	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	12						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	48	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14	1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 55	1%値超 0 / 82	1%値超 0 / 53		
他	49	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	50	テトラクロルビンホス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27		
他	51	テトラコナゾール	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.01	H28.4.1より 新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 4	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 32		
他	52	テブフェンジド	殺虫剤	-	-	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 51	1%値超 1 / 40	1%値超 0 / 52	1%値超 0 / 40	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/L となる方向	
他	53	トリネキサバクエチル	植物成長 調整剤	-	-	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更 なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) ・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01 mg/L)	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 34		
他	54	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H28.5.17) → ADI = 15	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 33		
他	55	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01	H24年度 末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01 に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申(H.17.6.30) ・食安委答申(H.19.5.31) ・食安委答申(H.23.2.10) → ADI = 5.6	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2		
他	56	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除すること に関する意見書提出	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 30		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値 値(mg/L)	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況※2 (R03年水質測定結果)		検出状況※2 (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
									厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水			
他	57	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) →ADI=530	1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 56	1%値超 0 / 36		
他	58	バクロプロラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申(H21.4.2, H28.9.6) →ADI=20	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 22		
他	59	バリダマイシン	殺菌剤、 殺虫殺菌剤	-	-	0.9	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 3 / 5	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 6		
他	60	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	61	ビメロジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) →ADI=13	1%値超 0 / 61	1%値超 0 / 52	1%値超 0 / 52	1%値超 0 / 42		
他	62	ピラソスルフロンエチル	除草剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) →ADI=10	1%値超 0 / 68	1%値超 1 / 54	1%値超 0 / 68	1%値超 0 / 53		
他	63	ビリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05	H24年度 末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05 に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) →ADI=20	1%値超 0 / 61	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 79	1%値超 0 / 42		
他	64	ビリモホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03mg/kg/ 日			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 30		
他	65	ビレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40					・評価要請(H29.4.19)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	66	フェノキサニル	-	-	-	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02 に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) →ADI=6.9 ・食安委答申(H20.11.27) →ADI=7	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 11		
他	67	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.04	H26.4.1より 0.05→ 0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) →ADI=17	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	68	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	69	フラメピル	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) →ADI=7	1%値超 0 / 81	1%値超 0 / 75	1%値超 0 / 92	1%値超 0 / 67		
他	70	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.03→ 0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) →ADI=4.4	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 33		
他	71	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 30		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R03年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R04年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	72	プロバホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 12			
他	73	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 10			
他	74	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	75	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63					1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 21			
他	76	プロメトリン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 31			
他	77	ベルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	設定せず		WHO第4版 変更 設定せず← 0.3		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1			
他	78	ベンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	34					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	79	ベンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化(四 捨五入の位置の)	H21.8.27 答申済み		1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27			
他	80	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2					1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27			
他	81	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1	H24年度 末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 35			
他	82	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、 殺虫殺菌 剤	-	-	-	-	-					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	83	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.001	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 18		・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.002 mg/Lとなる方 向	
他	84	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答 申	2.5					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	85	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答 申	0.6					1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 27			
他	86	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答 申	7.7					1%値超 0 / 61	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 63	1%値超 0 / 43		・【H17】検出レベルは1~10%(湖 沼水)	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-3 に示す。

表 3-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成30		令和元		令和02		令和03		令和04		平均	
		()		()		()		()		()		()
上水道	97	(2)	99	(2)	159	(1)	152	(3)	159	(0)	133	(2)
簡易水道	2	(1)	5	(3)	2	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(1)
専用水道	7	(0)	10	(0)	14	(3)	10	(3)	7	(5)	10	(2)
水道用水供給	48	(0)	80	(0)	54	(0)	30	(0)	29	(1)	48	(0)
合計	154	(3)	194	(5)	229	(4)	195	(6)	198	(6)	194	(5)

※同一の水道事業者において複数案件が発生した場合はダブルカウントしている。(同一案件は一つとしてカウント)

※括弧内の数字は、給水停止又は給水制限を選択した事業者数

表 3-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（令和4年度）

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	2				1				1		1						4		1		5
東北																					
関東	10						1						7				17		1		18
中部	4									1			1				5		1		6
近畿	4	4	1										2				6	4	1		11
中国	1										1						1			1	2
四国										1									1		1
九州	8									1							8		1		9
沖縄																					
小計	29	4	1		1		1		1		4	1	10				41	4	6	1	52
合計	34(159)				2(3)				6(7)				10(29)				52(198)				

※合計欄の()内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

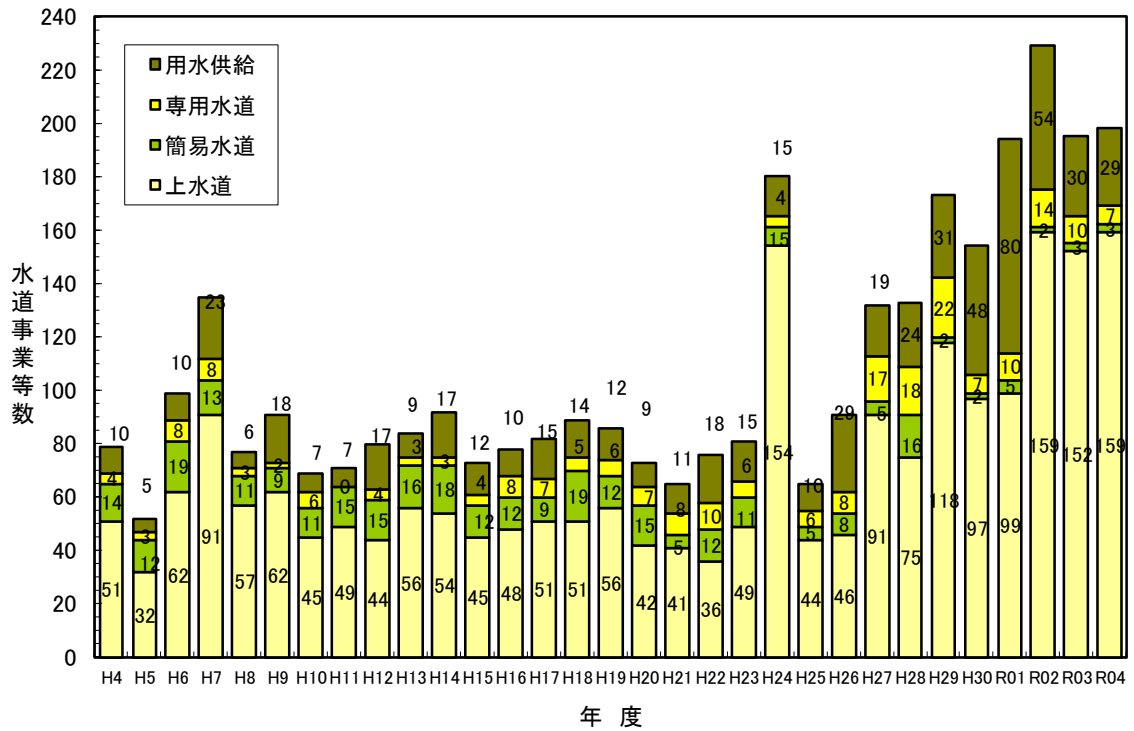


図 3-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

表 3-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
油類	71	59.7%	107	69.5%	89	66.9%	136	59.4%	133	68.6%	132	66.7%
有機物	4	3.4%	5	3.2%	16	12.0%	7	3.1%	8	3.6%	18	9.1%
濁度	8	6.7%	9	5.8%	3	2.3%	32	14.0%	11	5.7%	5	2.5%
臭気	0	0.0%	4	2.6%	1	0.8%	3	1.3%	2	1.0%	9	4.5%
pH	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	11	5.7%	0	0.0%
農薬	1	0.8%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	1	0.5%	1	0.5%
無機物	0	0.0%	2	1.3%	3	2.3%	2	0.9%	0	0.0%	2	1.0%
界面活性剤	5	4.2%	4	2.6%	0	0.0%	2	0.9%	0	0.0%	8	4.0%
色度	0	0.0%	0	0.0%	3	2.3%	2	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
硝酸態窒素	3	2.5%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	1	0.5%	1	0.5%
アンモニア態窒素	10	8.4%	5	3.2%	5	3.8%	18	7.9%	12	6.2%	15	7.6%
塩素イオン	2	1.7%	2	1.3%	0	0.0%	1	0.4%	2	1.0%	0	0.0%
その他	15	12.6%	13	8.4%	10	7.5%	23	10.0%	14	7.2%	7	3.5%
合計	119		154		133		229		195		198	

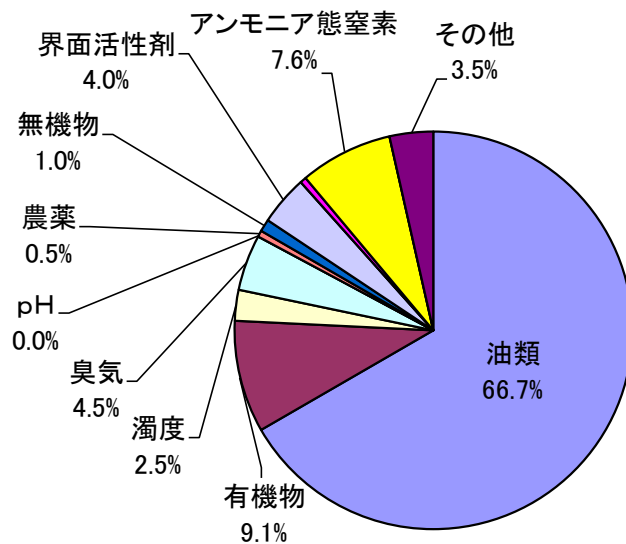


図 3-2 水質汚染事故における水質汚染項目（令和 4 年度、全 198 事故数）

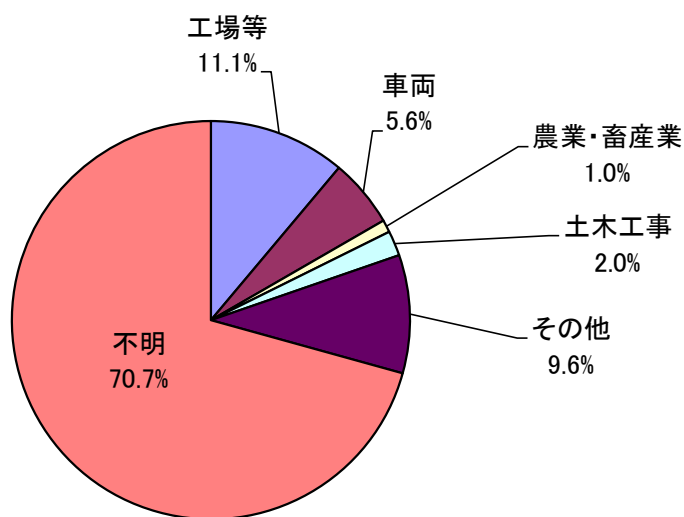


図 3-3 水質汚染事故の汚染原因（令和 4 年度、全 198 事故数）

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-4～図 3-5 に示す。

表 3-4 水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	被害浄水場数※1	被害人口(千人)※2	被害浄水場数※1	被害人口(千人)※2	被害浄水場数※1	被害人口(千人)※2	被害浄水場数※1	被害人口(千人)※2	被害浄水場数※1	被害人口(千人)※2
北海道	5 (0)	0	8 (1)	300	0 (0)	0	5 (0)	21	7 (0)	191
東 北	10 (2)	45	8 (2)	12	10 (2)	0	1 (1)	0	4 (2)	6
関 東	53 (20)	185	49 (17)	266	40 (13)	108	40 (15)	344	39 (13)	444
中 部	10 (6)	245	8 (3)	140	10 (6)	312	12 (6)	62	15 (10)	308
近 畿	19 (4)	514	21 (4)	997	24 (7)	803	33 (9)	2,496	30 (6)	436
中 国	17 (3)	316	15 (1)	456	11 (1)	478	18 (2)	308	12 (0)	316
四 国	8 (1)	370	4 (0)	4	9 (4)	363	3 (0)	219	6 (0)	321
九 州	7 (0)	0	11 (0)	69	14 (0)	0	10 (0)	76	16 (1)	1,534
計	129 (36)	1,675	124 (28)	2,244	118 (33)	2,064	122 (33)	3,526	129 (32)	3,556

注)※1. 被害浄水場数には原水のみで異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害浄水場数の()内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

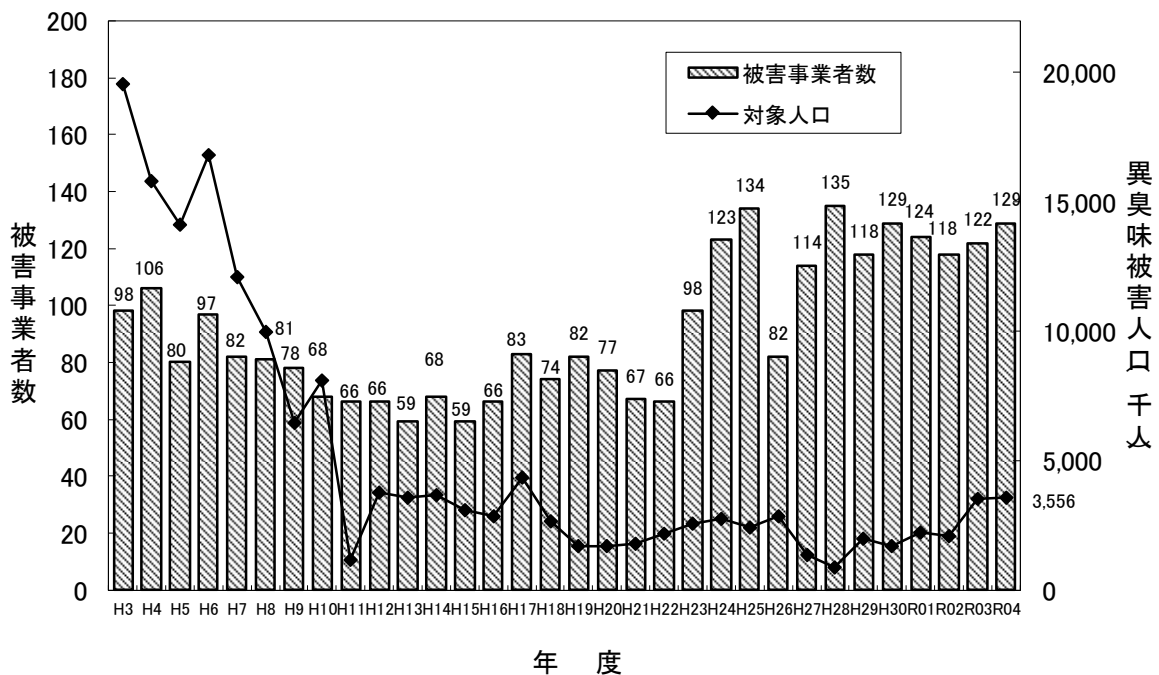


図 3-4 水道における異臭味障害の発生状況経年変化

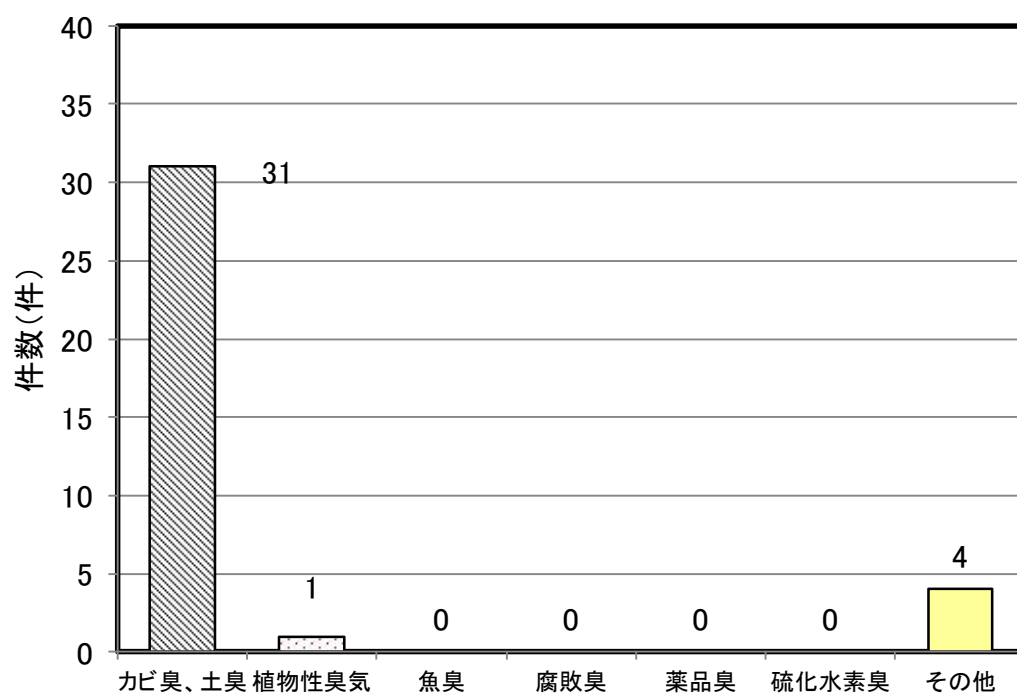


図 3-5 浄水における異臭味被害の種類別内訳（令和 4 年度、全 36 件）

注）異臭味の種類別件数。被害別に該当する異臭味項目を選択。

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5 対策指針に基づく予防対策の実施状況（令和 5 年 3 月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) 令和4年3月
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設数	9,093	3,968	172	6,912	20,145	20,170
給水人口(人)	120,874,440	1,666,833	—	362,430	122,903,703	123,393,469
レベル4施設数	2,536 (28%)	1,266 (32%)	154 (90%)	304 (4%)	4,260 (21%)	4,263 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,432	1,048	154	264	3,898	3,864
対策施設を検討中の浄水施設数	104 [21]	218 [13]	0 [0]	40 [6]	362 [40]	399 [58]
給水人口(人)	91,431 (0.1%)	46,909 (2.8%)	— (—%)	5,615 (1.5%)	143,955 (0.1%)	190,985 (0.2%)
レベル3施設数	2,442 (27%)	942 (24%)	7 (4%)	414 (6%)	3,805 (19%)	3,742 (19%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	1,040	333	5	213	1,591	1,554
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	308	26	0	29	363	351
対策施設を検討中の浄水施設数	1,094 [98]	583 [30]	2 [0]	172 [11]	1,851 [139]	1,837 [166]
給水人口(人)	2,264,523 (2%)	183,944 (11%)	— (—%)	41,461 (11%)	2,489,928 (2%)	2,646,635 (2%)
レベル3+レベル4施設数	4,978	2,208	161	718	8,065	8,005
レベル3+レベル4対応済施設数	3,780	1,407	159	506	5,852	5,769
レベル3+レベル4対策検討中施設数	1,198	801	2	212	2,213	2,236
レベル2施設数	1,558 (17%)	688 (17%)	5 (3%)	1,518 (22%)	3,769 (19%)	3,836 (19%)
レベル1施設数	2,378 (26%)	685 (17%)	6 (3%)	4,224 (61%)	7,293 (36%)	7,247 (36%)
レベル不明施設数	179 (2%)	387 (10%)	0 (0%)	452 (7%)	1,018 (5%)	1,082 (5%)

* □内の数値は、具体的な導入予定のある施設数。

表 3-6 都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	766	430	56.1%	349	81.2%	81	18.8%
青森県	232	74	31.9%	53	71.6%	21	28.4%
岩手県	311	210	67.5%	177	84.3%	33	15.7%
宮城県	156	112	71.8%	93	83.0%	19	17.0%
秋田県	357	184	51.5%	111	60.3%	73	39.7%
山形県	171	101	59.1%	76	75.2%	25	24.8%
福島県	488	179	36.7%	108	60.3%	71	39.7%
茨城県	430	76	17.7%	55	72.4%	21	27.6%
栃木県	222	104	46.8%	64	61.5%	40	38.5%
群馬県	513	202	39.4%	122	60.4%	80	39.6%
埼玉県	227	91	40.1%	85	93.4%	6	6.6%
千葉県	184	44	23.9%	44	100.0%	0	0.0%
東京都	224	59	26.3%	52	88.1%	7	11.9%
神奈川県	201	82	40.8%	49	59.8%	33	40.2%
新潟県	555	268	48.3%	145	54.1%	123	45.9%
富山県	234	78	33.3%	49	62.8%	29	37.2%
石川県	180	60	33.3%	39	65.0%	21	35.0%
福井県	232	111	47.8%	56	50.5%	55	49.5%
山梨県	513	171	33.3%	89	52.0%	82	48.0%
長野県	872	419	48.1%	229	54.7%	190	45.3%
岐阜県	495	314	63.4%	242	77.1%	72	22.9%
静岡県	595	229	38.5%	120	52.4%	109	47.6%
愛知県	221	110	49.8%	108	98.2%	2	1.8%
三重県	353	168	47.6%	107	63.7%	61	36.3%
滋賀県	131	96	73.3%	79	82.3%	17	17.7%
京都府	307	227	73.9%	204	89.9%	23	10.1%
大阪府	56	45	80.4%	42	93.3%	3	6.7%
兵庫県	383	316	82.5%	267	84.5%	49	15.5%
奈良県	174	146	83.9%	95	65.1%	51	34.9%
和歌山県	175	132	75.4%	125	94.7%	7	5.3%
鳥取県	318	85	26.7%	24	28.2%	61	71.8%
島根県	320	211	65.9%	189	89.6%	22	10.4%
岡山県	228	179	78.5%	137	76.5%	42	23.5%
広島県	214	181	84.6%	143	79.0%	38	21.0%
山口県	233	143	61.4%	101	70.6%	42	29.4%
徳島県	235	124	52.8%	85	68.5%	39	31.5%
香川県	107	86	80.4%	61	70.9%	25	29.1%
愛媛県	297	244	82.2%	205	84.0%	39	16.0%
高知県	353	243	68.8%	198	81.5%	45	18.5%
福岡県	353	116	32.9%	113	97.4%	3	2.6%
佐賀県	186	75	40.3%	67	89.3%	8	10.7%
長崎県	471	262	55.6%	210	80.2%	52	19.8%
熊本県	552	142	25.7%	83	58.5%	59	41.5%
大分県	415	187	45.1%	100	53.5%	87	46.5%
宮崎県	278	171	61.5%	126	73.7%	45	26.3%
鹿児島県	796	322	40.5%	221	68.6%	101	31.4%
沖縄県	67	55	82.1%	49	89.1%	6	10.9%
合計	15,381	7,664	49.8%	5,546	72.4%	2,118	27.6%

表 3-7 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口 (A)	対応不要又は 対応済みの浄 水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置 等検討中の浄 水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,069,700	5,000,500	98.6%	69,200	1.4%
青森県	1,181,908	1,158,937	98.1%	22,971	1.9%
岩手県	1,127,866	1,095,276	97.1%	32,590	2.9%
宮城県	2,242,139	2,213,443	98.7%	28,696	1.3%
秋田県	859,459	807,272	93.9%	52,187	6.1%
山形県	1,040,027	1,028,602	98.9%	11,425	1.1%
福島県	1,683,633	1,656,920	98.4%	26,713	1.6%
茨城県	2,706,411	2,644,705	97.7%	61,706	2.3%
栃木県	1,861,521	1,707,188	91.7%	154,333	8.3%
群馬県	1,928,350	1,879,274	97.5%	49,076	2.5%
埼玉県	7,316,230	7,262,901	99.3%	53,329	0.7%
千葉県	6,002,873	6,000,394	100.0%	2,479	0.0%
東京都	13,993,381	13,982,376	99.9%	11,005	0.1%
神奈川県	9,214,713	9,099,072	98.7%	115,641	1.3%
新潟県	2,149,527	2,096,001	97.5%	53,526	2.5%
富山県	954,274	938,397	98.3%	15,877	1.7%
石川県	1,106,459	1,102,842	99.7%	3,617	0.3%
福井県	733,810	705,893	96.2%	27,917	3.8%
山梨県	800,563	741,289	92.6%	59,274	7.4%
長野県	2,000,738	1,856,925	92.8%	143,813	7.2%
岐阜県	1,849,614	1,777,541	96.1%	72,073	3.9%
静岡県	3,551,928	3,442,372	96.9%	109,556	3.1%
愛知県	7,484,000	7,481,098	100.0%	2,902	0.0%
三重県	1,772,452	1,604,455	90.5%	167,997	9.5%
滋賀県	1,409,352	1,347,612	95.6%	61,740	4.4%
京都府	2,549,834	2,543,383	99.7%	6,451	0.3%
大阪府	8,777,506	8,764,348	99.9%	13,158	0.1%
兵庫県	5,400,242	5,322,536	98.6%	77,706	1.4%
奈良県	1,305,238	1,288,320	98.7%	16,918	1.3%
和歌山県	904,739	884,695	97.8%	20,044	2.2%
鳥取県	537,576	507,592	94.4%	29,984	5.6%
島根県	638,971	631,841	98.9%	7,130	1.1%
岡山県	1,850,303	1,730,711	93.5%	119,592	6.5%
広島県	2,640,165	2,611,065	98.9%	29,100	1.1%
山口県	1,237,465	1,135,284	91.7%	102,181	8.3%
徳島県	686,185	621,496	90.6%	64,689	9.4%
香川県	928,978	899,095	96.8%	29,883	3.2%
愛媛県	1,247,788	1,168,565	93.7%	79,223	6.3%
高知県	645,873	559,633	86.6%	86,240	13.4%
福岡県	4,858,973	4,846,289	99.7%	12,684	0.3%
佐賀県	773,600	772,478	99.9%	1,122	0.1%
長崎県	1,273,096	1,237,325	97.2%	35,771	2.8%
熊本県	1,533,162	1,280,041	83.5%	253,121	16.5%
大分県	1,015,357	906,883	89.3%	108,474	10.7%
宮崎県	1,034,532	1,020,469	98.6%	14,063	1.4%
鹿児島県	1,558,585	1,453,480	93.3%	105,105	6.7%
沖縄県	1,464,607	1,453,005	99.2%	11,602	0.8%
合計	122,903,703	120,269,819	97.9%	2,633,884	2.1%

表 3-8 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
H8	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出 住民 14,000 人のうち 8,800 人が感染
H9	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H10	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H11	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出 感染症患者なし
H12	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		沖縄県 名護市	小規模水道	簡易ろ過及び塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H13	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H14	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置設置、長期的には上水道事業と統合予定	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H15	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		山形県 米沢市	小規模水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H16	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H17	0	該当なし				
H18	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H19	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過（濁度管理不可）	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H20	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H21	0	該当なし				
H22	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置あるいは隣接簡易水道への切り替え	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		千葉県 成田市	小規模貯水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出 小規模貯水槽水道の利用者 43 人のうち 28 人が体調不良 4 人がジアルジアに感染
H23	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過	—	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H24	1	群馬県	用水給水	急速ろ過	水源水質の監視強化	浄水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H25	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュアル作成	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
H26	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出 感染症患者なし
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		長野県 辰野町	飲料水 供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
H27	0	該当なし				
H28	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出 感染症患者なし
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素 消毒	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	濁度管理強化、 高感度濁度計を設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H29	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし
H30	1	鹿児島県 長島町	上水道	塩素消毒のみ	水源の切り替え	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
R1	0	該当なし				
R2	1	長野県 長野市	上水道	塩素消毒のみ	水源の切り替え	原水及び浄水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。感染症患者なし。
R3	0	該当なし				
R4	0	該当なし				
R5	0	該当なし				
計	40					

※原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-6～図 3-11 に示す。

表 3-9 簡易専用水道、小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

簡易専用水道の検査における不適合内容

		令和4	
施設数		206,856	
検査実施施設数		161,356	
施設 の 外	水槽の周囲の状態	4,306	
	受水	受水槽本体の状態	5,229
		受水槽上部の状態	2,518
		受水槽内部の状態	4,272
	マンホール	マンホールの状態	7,512
		オーバーフロー管の状態	2,887
		通気管の状態	3,754
		水抜き管の状態	3,480
	計	29,652	
	観 高 置 水 槽 査	高置	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			652
高置水槽内部の状態			2,370
マンホール		マンホールの状態	4,175
		オーバーフロー管の状態	1,580
		通気管の状態	4,466
		水抜き管の状態	516
計		16,439	
他	給水管等の状態	356	
水 質 検 査	臭気	3	
	味	11	
	色	8	
	色度	22	
	濁度(濁りを含む)	18	
	残留塩素	217	
	計	279	
書類の整備保存の状況		9,610	

小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		令和4	
施設数		788,542	
検査実施施設数		27,555	
施設 の 外	水槽の周囲の状態	630	
	受水	受水槽本体の状態	679
		受水槽上部の状態	280
		受水槽内部の状態	1,052
	マンホール	マンホールの状態	1,387
		オーバーフロー管の状態	603
		通気管の状態	681
		水抜き管の状態	629
	計	5,311	
	観 高 置 水 槽 査	高置	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			64
高置水槽内部の状態			357
マンホール		マンホールの状態	743
		オーバーフロー管の状態	252
		通気管の状態	640
		水抜き管の状態	71
計		2,437	
他	給水管等の状態	81	
水 質 検 査	臭気	1	
	味	1	
	色	4	
	色度	3	
	濁度(濁りを含む)	2	
	残留塩素	141	
	計	152	
書類の整備保存の状況		2,246	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

水槽周辺の状態	4,306
受水槽	29,652
高置水槽	16,439
給水管等の状態	356
水質検査	279
書類の整備・保存の状況	9,610
その他	1,535
延べ不適合数	62,177

水槽周辺の状態	630
受水槽	5,311
高置水槽	2,437
給水管等の状態	81
水質検査	152
書類の整備・保存の状況	2,246
その他	479
延べ不適合数	11,336

表 3-10 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査対象施設数	207,368	207,020	206,461	207,498	206,856
検査実施施設数	162,574	162,249	161,878	161,348	161,356
受検率	78.4%	78.4%	78.4%	77.8%	78.0%

表 3-11 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
検査指摘施設数 ^{※1}		37,524	37,320	37,130	36,797	36,102	
検査指摘率 ^{※2}		23.1%	23.0%	22.9%	22.8%	22.4%	
施設 の外 観 検査	受水 槽	水槽の周囲の状態	11.8%	11.9%	12.2%	12.1%	11.9%
		受水槽本体の状態	14.6%	15.1%	14.1%	16.3%	14.5%
		受水槽上部の状態	6.8%	7.1%	6.8%	7.1%	7.0%
		受水槽内部の状態	12.4%	12.1%	11.7%	12.0%	11.8%
		マンホールの状態	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%	20.8%
		オーバーフロー管の状態	8.1%	7.9%	7.9%	7.9%	8.0%
		通気管の状態	10.8%	10.6%	10.7%	10.5%	10.4%
	高置 水 槽	高置水槽本体の状態	8.1%	7.7%	7.9%	8.2%	7.4%
		高置水槽上部の状態	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.8%	6.7%	6.7%	7.0%	6.6%
		マンホールの状態	13.3%	12.4%	12.2%	12.5%	11.6%
		オーバーフロー管の状態	4.5%	4.2%	4.1%	4.4%	4.4%
		通気管の状態	12.3%	13.0%	12.8%	13.0%	12.4%
水抜き管の状態		1.5%	1.6%	1.4%	1.4%	1.4%	
他	給水管等の状態	1.2%	1.2%	1.3%	1.0%	1.0%	
水質 検査	臭気	0.05%	0.03%	0.07%	0.00%	0.01%	
	味	0.02%	0.01%	0.02%	0.01%	0.03%	
	色	0.22%	0.01%	0.02%	0.01%	0.02%	
	色度	0.08%	0.05%	0.23%	0.10%	0.06%	
	濁度(濁りを含む)	0.69%	0.02%	0.13%	0.08%	0.05%	
	残留塩素	0.5%	0.4%	0.7%	0.4%	0.6%	
書類の整備保存の状況		29.2%	27.9%	28.0%	27.4%	26.6%	

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-3 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
報告施設数		1,545	1,134	1,121	1,271	1,268	
報告率		1.0%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	7.1%	6.4%	6.4%	6.2%	8.9%
		受水槽本体の状態	15.2%	18.0%	18.4%	15.9%	20.4%
		受水槽上部の状態	4.3%	7.0%	4.5%	4.7%	7.8%
		受水槽内部の状態	33.2%	34.6%	33.1%	29.4%	33.1%
		マンホールの状態	16.2%	16.4%	19.5%	15.5%	19.9%
		オーバーフロー管の状態	3.8%	4.3%	4.0%	3.9%	4.3%
		通気管の状態	6.8%	9.0%	6.6%	6.7%	7.3%
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	2.5%	4.1%	4.2%	3.2%	5.1%
		高置水槽本体の状態	10.4%	9.8%	8.9%	6.7%	7.8%
		高置水槽上部の状態	1.3%	1.1%	0.6%	1.3%	1.7%
		高置水槽内部の状態	14.7%	17.7%	15.5%	14.8%	16.2%
		マンホールの状態	13.0%	11.1%	11.3%	10.4%	10.1%
		オーバーフロー管の状態	2.1%	4.5%	3.3%	2.4%	3.4%
		通気管の状態	7.8%	9.9%	7.9%	9.4%	9.1%
他	水抜き管の状態	0.3%	0.5%	0.4%	0.2%	0.5%	
水 質 検 査	給水管等の状態	1.3%	1.3%	1.8%	1.6%	1.5%	
	臭気	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	
	味	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.1%	
	色	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	
	色度	0.6%	0.7%	1.0%	0.2%	1.1%	
	濁度(濁りを含む)	0.2%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	
残留塩素		6.9%	8.7%	14.2%	7.6%	8.9%	
書類の整備保存の状況		15.7%	14.1%	16.1%	10.7%	21.3%	

表 3-13 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
報告施設数		1,545	1,134	1,121	1,271	1,268
	報告率	1.0%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に 汚水若しくは排水が流入し、又はそ のおそれがある場合	9.4%	7.1%	10.9%	11.8%	12.4%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.6%	3.6%	3.6%	3.4%	4.4%
	給水栓における水質の検査におい て、異常が認められる場合	13.0%	9.0%	15.6%	9.0%	9.5%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又 はマンホール面が槽上面から衛生 上有効に立ち上がっていないため、 汚水等が水槽に流入するおそれ がある場合	3.9%	3.5%	3.5%	4.3%	3.1%
	マンホール、通気管等が著しく破損 し、又は汚水若しくは雨水が水槽に 流入するおそれがある場合	37.8%	44.5%	39.1%	44.2%	30.6%
	その他検査者が水の供給について 特に衛生上問題があると認める場合	31.3%	32.2%	27.4%	27.3%	25.9%

注: 上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問

- 題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。
- ・報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合
- ・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表 3-14 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(令和4年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	168	70	49	3
保健所設置市を除く市	216	160	58	8
保健所設置市	2,899	618	752	4
特別区	78	9	6	0
合計	3,361	857	865	15

表 3-15 簡易専用水道の設置状況及び検査（令和 4 年度）

(都道府県(町村のみ))

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	671	318	47.4
青森県	188	182	96.8
岩手県	236	224	94.9
宮城県	535	385	72.0
秋田県	72	63	87.5
山形県	98	98	100.0
福島県	510	270	52.9
茨城県	392	245	62.5
栃木県	295	202	68.5
群馬県	402	278	69.2
埼玉県	642	513	79.9
千葉県	260	0	0.0
東京都	1,728	1,991	115.2
神奈川県	779	592	76.0
新潟県	164	118	72.0
富山県	36	29	80.6
石川県	127	98	77.2
福井県	28	28	100.0
山梨県	175	89	50.9
長野県	498	341	68.5
岐阜県	210	185	88.1
静岡県	480	361	75.2
愛知県	511	365	71.4
三重県	123	57	46.3
滋賀県	96	66	68.8
京都府	234	199	85.0
大阪府	231	185	80.1
兵庫県	300	259	86.3
奈良県	317	208	65.6
和歌山県	209	205	98.1
鳥取県	78	66	84.6
島根県	50	45	90.0
岡山県	103	100	97.1
広島県	229	216	94.3
山口県	31	29	93.5
徳島県	263	115	43.7
香川県	220	193	87.7
愛媛県	126	87	69.0
高知県	73	72	98.6
福岡県	525	446	85.0
佐賀県	156	135	86.5
長崎県	134	116	86.6
熊本県	163	112	68.7
大分県	42	38	90.5
宮崎県	123	90	73.2
鹿児島県	119	117	98.3
沖縄県	706	536	75.9
合計	13,688	10,667	77.9

本表は全市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,038	2,695	88.7
函館市	453	346	76.4
小樽市	227	216	95.2
旭川市	441	287	65.1
青森市	447	392	87.7
八戸市	239	228	95.4
盛岡市	800	530	66.3
仙台市	3,774	3,304	87.5
秋田市	517	418	80.9
山形市	460	355	77.2
福島市	545	427	78.3
郡山市	730	582	79.7
いわき市	466	409	87.8
水戸市	533	430	80.7
宇都宮市	1,205	782	64.9
前橋市	593	381	64.2
高崎市	624	388	62.2
さいたま市	2,723	1,872	68.7
川越市	912	590	64.7
越谷市	461	274	59.4
川口市	1,462	1,112	76.1
千代田市	1,590	1,217	76.5
船橋市	1,041	785	75.4
柏市	600	541	90.2
八王子市	681	636	93.4
町田市	434	405	93.3
横浜市	6,057	5,677	93.7
川崎市	2,498	2,322	93.0
相模原市	1,119	741	66.2
横須賀市	466	404	86.7
藤沢市	835	676	81.0
茅ヶ崎市	264	209	79.2
新潟市	1,504	1,392	92.6
富山県	461	435	94.4
金沢市	567	536	94.5
福井市	224	220	98.2
甲府市	495	447	90.3
長野市	568	433	76.2
松本市	344	287	83.4
岐阜市	439	397	90.4
静岡市	1,781	1,350	75.8
浜松市	1,061	947	89.3
名古屋	5,171	4,467	86.4
豊橋市	570	450	78.9
岡崎市	614	494	80.5
一宮市	348	321	92.2
豊田市	622	263	42.3
四日市市	290	199	68.6
大津市	735	511	69.5
大京市	3,639	3,110	85.5
大阪市	7,481	5,866	78.4
堺市	1,235	1,081	87.5
豊中市	697	598	85.8
吹田市	738	619	83.9
高槻市	261	241	92.3
枚方市	777	596	76.7
八尾市	383	283	73.9
寝屋川市	366	314	85.8
東大阪市	878	734	83.6
神戸市	2,473	1,968	79.6
姫路市	1,201	1,136	94.6
尼崎市	953	522	54.8
明石市	700	513	73.3
西宮市	1,394	1,171	84.0
奈良市	678	564	83.2
和歌山市	684	627	91.7
鳥取市	377	357	94.7
松江市	416	343	82.5
岡山市	1,221	1,079	88.4
倉敷市	530	478	90.2
広島市	2,421	2,242	92.6
呉市	415	381	91.8
福山市	669	437	65.3
下関市	457	382	83.6
高松市	941	872	92.7
松山市	1,174	622	53.0
高知市	829	510	61.5
北九州市	2,263	1,793	79.2
福岡市	4,175	3,914	93.7
久留米市	319	240	75.2
長崎市	854	725	84.9
佐世保市	578	323	55.9
熊本市	1,270	1,000	78.7
大分市	864	823	95.3
宮崎市	681	439	64.5
鹿児島市	993	893	89.9
那覇市	1,351	981	72.6
合計	99,365	81,557	82.1

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
北海道	北斗市	0	0	-
北海道	江別市	122	99	81.1
北海道	石狩市	56	0	0.0
北海道	千歳市	150	137	91.3
北海道	恵庭市	0	0	-
北海道	広島市	68	43	63.2
北海道	夕張市	9	9	100.0
北海道	美幌市	24	6	25.0
北海道	美岩見沢市	69	69	100.0
北海道	三笠市	8	8	100.0
北海道	歌志内市	5	3	60.0
北海道	芦別市	10	10	100.0
北海道	滝川市	47	45	95.7
北海道	赤平市	11	6	54.5
北海道	砂川市	18	2	11.1
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	室蘭市	90	90	100.0
北海道	登別市	57	55	96.5
北海道	伊達市	8	8	100.0
北海道	苫小牧市	237	166	70.0
北海道	名寄市	27	0	0.0
北海道	士別市	16	16	100.0
北海道	富良野市	32	6	18.8
北海道	留萌市	34	34	100.0
北海道	稚内市	67	19	28.4
北海道	北見市	64	64	100.0
北海道	網走市	40	40	100.0
北海道	紋別市	24	23	95.8
北海道	帯広市	105	104	99.0
北海道	帯広市	168	161	95.8
北海道	根室市	25	17	68.0
青森県	弘前市	208	185	88.9
青森県	黒石市	12	12	100.0
青森県	五所市	27	27	100.0
青森県	三和町	52	48	92.3
青森県	森町	38	37	97.4
青森県	森町	38	38	100.0
青森県	森町	11	11	100.0
青森県	森町	10	10	100.0
青森県	森町	55	40	72.7
岩手県	金沢市	47	47	100.0
岩手県	陸前高田市	30	25	83.3
岩手県	遠野市	28	28	100.0
岩手県	滝沢市	34	27	79.4
岩手県	滝沢市	45	36	80.0
岩手県	一関市	148	129	87.2
岩手県	大船渡市	79	79	100.0
岩手県	奥州市	134	124	92.5
岩手県	久慈市	30	30	100.0
岩手県	八幡平市	32	32	100.0
岩手県	北上市	129	119	92.2
岩手県	花巻市	116	110	94.8
岩手県	石巻市	256	168	65.6
岩手県	塩竈市	82	48	58.5
岩手県	気仙沼市	139	98	70.5
岩手県	白石市	31	21	67.7
岩手県	白石市	168	103	61.3
岩手県	角田市	39	25	64.1
岩手県	多賀城市	152	95	62.5
岩手県	岩沼市	85	51	60.0
岩手県	登米市	74	50	67.6
岩手県	栗原市	96	69	71.9
岩手県	東松島市	37	29	78.4
岩手県	大崎市	198	95	48.0
岩手県	富谷市	55	47	85.5
秋田県	能代市	61	61	100.0
秋田県	横手市	80	71	88.8
秋田県	大館市	83	83	100.0
秋田県	男鹿市	48	27	56.3
秋田県	湯沢市	40	39	97.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
秋田県	鹿角市	33	29	87.9
秋田県	由利本荘市	70	69	98.6
秋田県	潟上市	20	15	75.0
秋田県	大仙市	57	53	93.0
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	にかほ市	26	17	65.4
秋田県	仙北市	30	24	80.0
秋田県	上山市	36	35	97.2
秋田県	天童市	91	62	68.1
秋田県	寒河江市	42	33	78.6
山形県	村山市	12	11	91.7
山形県	東根市	59	12	20.3
山形県	新庄市	68	35	51.5
山形県	米沢市	146	43	29.5
山形県	南陽市	24	22	91.7
山形県	長井市	24	24	100.0
山形県	鶴岡市	116	82	70.7
山形県	酒田市	135	135	100.0
山形県	伊達市	46	37	80.4
福島県	二本松市	74	46	62.2
福島県	本宮市	46	32	69.6
福島県	須賀川市	88	63	71.6
福島県	田村市	20	14	70.0
福島県	白河市	59	59	100.0
福島県	会津若松市	284	197	69.4
福島県	喜多方市	44	25	56.8
福島県	相馬市	48	26	54.2
福島県	南相馬市	122	55	45.1
茨城県	日立市	145	117	80.7
茨城県	土浦市	257	167	65.0
茨城県	石岡市	62	60	96.8
茨城県	結城市	48	36	75.0
茨城県	龍ケ崎市	70	58	82.9
茨城県	下妻市	50	33	66.0
茨城県	常総市	73	44	60.3
茨城県	古河市	149	109	73.2
茨城県	常陸太田市	68	36	52.9
茨城県	高萩市	40	36	90.0
茨城県	北茨城市	57	57	100.0
茨城県	笠間市	103	64	62.1
茨城県	取手市	116	104	89.7
茨城県	牛久上市	67	56	83.6
茨城県	つくば市	424	296	69.8
茨城県	ひたちなか市	228	172	75.4
茨城県	鹿嶋市	73	49	67.1
茨城県	守谷市	62	55	88.7
茨城県	常陸大宮市	47	42	89.4
茨城県	那珂市	53	45	84.9
茨城県	筑西市	81	58	71.6
茨城県	坂東市	54	40	74.1
茨城県	稲敷市	45	26	57.8
茨城県	かすみがうら市	49	24	49.0
茨城県	神栖市	146	84	57.5
茨城県	行方市	28	26	92.9
茨城県	つくばみらい市	61	39	63.9
茨城県	鉾田市	25	22	88.0
茨城県	小美玉市	39	30	76.9
茨城県	潮来市	27	26	96.3
茨城県	桜川市	36	28	77.8
茨城県	足利市	184	139	75.5
栃木県	栃木市	193	139	72.0
栃木県	佐野市	152	107	70.4
栃木県	鹿沼市	105	71	67.6
栃木県	日光市	216	115	53.2
栃木県	小山市	219	137	62.6
栃木県	真岡市	83	62	74.7
栃木県	大田原市	99	68	68.7
栃木県	矢板市	53	30	56.6
栃木県	那須塩原市	237	153	64.6
栃木県	さくら市	58	28	48.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
栃木県	那須烏山市	25	15	60.0
群馬県	下野川市	84	55	65.5
群馬県	伊勢崎市	104	94	90.4
群馬県	安中市	232	161	69.4
群馬県	藤岡市	84	63	75.0
群馬県	富岡市	49	49	100.0
群馬県	沼田市	85	61	71.8
群馬県	太田市	51	42	82.4
群馬県	みどり市	245	225	91.8
群馬県	林生市	47	47	100.0
群馬県	桐生市	70	58	82.9
埼玉県	深谷市	82	73	89.0
埼玉県	飯能市	225	127	56.4
埼玉県	所沢市	160	123	76.9
埼玉県	戸田市	571	445	77.9
埼玉県	入間市	405	327	80.7
埼玉県	羽生市	278	204	73.4
埼玉県	加田市	83	58	69.9
埼玉県	行田市	404	284	70.3
埼玉県	志木市	83	60	72.3
埼玉県	蕨市	163	86	52.8
埼玉県	狭山市	242	134	55.4
埼玉県	春日部市	305	184	60.3
埼玉県	本庄市	333	255	76.6
埼玉県	幸手市	142	79	55.6
埼玉県	鴻巣市	67	59	88.1
埼玉県	白岡市	258	162	62.8
埼玉県	吉川市	148	130	87.8
埼玉県	和光市	62	58	93.5
埼玉県	上尾市	98	69	70.4
埼玉県	新座市	242	164	67.8
埼玉県	ふじみ野市	332	215	64.8
埼玉県	朝霞市	341	218	63.9
埼玉県	松山市	253	160	63.2
埼玉県	東富士見市	383	289	75.5
埼玉県	熊谷市	160	107	66.9
埼玉県	蓮田市	190	146	76.8
埼玉県	蓮沼市	363	296	81.5
埼玉県	八潮市	63	44	69.8
埼玉県	日高市	184	140	76.1
埼玉県	加須市	80	77	96.3
埼玉県	秩父市	60	54	90.0
埼玉県	坂戸市	127	94	74.0
埼玉県	鶴ヶ島市	72	67	93.1
埼玉県	桶川市	174	129	74.1
埼玉県	北本志野市	155	115	74.2
千葉県	八千代市	103	83	80.6
千葉県	鎌ケ谷市	110	77	70.0
千葉県	浦安市	331	282	85.2
千葉県	松戸市	179	152	84.9
千葉県	流山市	92	81	88.0
千葉県	流山市	709	466	65.7
千葉県	流山市	288	115	39.9
千葉県	流山市	756	394	52.1
千葉県	流山市	249	105	42.2
千葉県	孫子市	175	128	73.1
千葉県	野田市	196	136	69.4
千葉県	佐倉市	306	137	44.8
千葉県	四街道市	83	75	90.4
千葉県	印西市	31	31	100.0
千葉県	印西市	121	99	81.8
千葉県	白井市	54	39	72.2
千葉県	成田市	216	170	78.7
千葉県	成田市	44	37	84.1
千葉県	香取市	74	61	82.4
千葉県	銚子市	50	44	88.0
千葉県	旭市	43	43	100.0
千葉県	匝瑳市	32	30	93.8
千葉県	東山武市	56	47	83.9
千葉県	東山武市	41	41	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千葉県	大網白里市	32	9	28.1
千葉県	茂原市	108	98	90.7
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	35	92.1
千葉県	館山市	86	61	70.9
千葉県	南房総市	53	42	79.2
千葉県	鴨川市	77	68	88.3
千葉県	君津市	100	84	84.0
千葉県	袖ヶ浦市	65	59	90.8
千葉県	富津市	60	10	16.7
千葉県	木更津市	147	133	90.5
千葉県	原市	283	241	85.2
東京都	青梅市	174	169	97.1
東京都	羽村市	93	88	94.6
東京都	あきる野市	51	49	96.1
東京都	福生市	66	58	87.9
東京都	日野市	162	155	95.7
東京都	稲城市	81	82	101.2
東京都	多摩市	164	159	97.0
東京都	立川市	338	312	92.3
東京都	昭島市	157	146	93.0
東京都	国分寺市	131	127	96.9
東京都	国立市	105	93	88.6
東京都	武蔵村山市	34	34	100.0
東京都	東大和市	77	74	96.1
東京都	府中市	368	358	97.3
東京都	調布市	348	322	92.5
東京都	狛江市	60	55	91.7
東京都	武蔵野市	295	274	92.9
東京都	三鷹市	252	239	94.8
東京都	小金井市	138	135	97.8
東京都	小平市	209	191	91.4
東京都	東村山市	184	172	93.5
東京都	清瀬市	94	88	93.6
東京都	東久留米市	134	131	97.8
東京都	西東京市	236	227	96.2
神奈川県	平塚市	456	367	80.5
神奈川県	鎌倉市	253	119	47.0
神奈川県	逗子市	91	76	83.5
神奈川県	小田原市	297	273	91.9
神奈川県	三浦市	72	42	58.3
神奈川県	秦野市	251	172	68.5
神奈川県	伊勢原市	150	111	74.0
神奈川県	厚木市	421	249	59.1
神奈川県	海老名市	269	192	71.4
神奈川県	座間市	251	198	78.9
神奈川県	大和市	436	351	80.5
神奈川県	綾瀬市	121	112	92.6
神奈川県	南足柄市	43	42	97.7
新潟県	村上市	74	52	70.3
新潟県	新潟市	173	85	49.1
新潟県	阿賀野市	44	23	52.3
新潟県	胎内市	50	37	74.0
新潟県	五泉市	42	39	92.9
新潟県	三条市	118	90	76.3
新潟県	燕市	71	63	88.7
新潟県	加茂市	28	26	92.9
新潟県	長岡市	405	298	73.6
新潟県	見附市	30	29	96.7
新潟県	小千谷市	34	28	82.4
新潟県	新潟市	41	34	82.9
新潟県	魚沼市	63	54	85.7
新潟県	十日町市	78	39	50.0
新潟県	新潟市	110	97	88.2
新潟県	新潟市	190	167	87.9
新潟県	新潟市	77	44	57.1
新潟県	妙高市	41	35	85.4
新潟県	魚川市	81	60	74.1
新潟県	富山県	127	107	84.3
新潟県	富山県	31	31	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
富山県	氷見市	41	39	95.1
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	黒部市	21	21	100.0
富山県	砺波市	47	33	70.2
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	51	43	84.3
富山県	射水市	119	90	75.6
石川県	七尾市	75	45	60.0
石川県	小松市	126	86	68.3
石川県	輪島市	21	14	66.7
石川県	珠洲市	10	9	90.0
石川県	加賀市	117	55	47.0
石川県	羽咋市	15	12	80.0
石川県	かほく市	9	9	100.0
石川県	白山市	50	41	82.0
石川県	能美市	44	32	72.7
石川県	野々市	54	45	83.3
福井県	敦賀市	49	49	100.0
福井県	小浜市	26	26	100.0
福井県	大野市	9	6	66.7
福井県	勝山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	75	44	58.7
福井県	あわら市	55	37	67.3
福井県	越前市	52	0	0.0
福井県	坂井市	53	51	96.2
山梨県	甲斐市	81	34	42.0
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	南アルプス市	75	55	73.3
山梨県	北杜市	120	63	52.5
山梨県	韮崎市	48	48	100.0
山梨県	富士吉田市	84	42	50.0
山梨県	都留市	66	24	36.4
山梨県	大月市	45	29	64.4
山梨県	上野原市	31	20	64.5
山梨県	甲州市	35	35	100.0
山梨県	山梨市	44	20	45.5
長野県	吹上町	87	48	55.2
長野県	小諸市	68	0	0.0
長野県	佐久市	96	77	80.2
長野県	上田市	187	135	72.2
長野県	東御市	42	27	64.3
長野県	岡谷市	58	53	91.4
長野県	諏訪市	80	65	81.3
長野県	茅野市	77	48	62.3
長野県	伊那市	50	47	94.0
長野県	駒ヶ根市	15	15	100.0
長野県	飯田市	68	42	61.8
長野県	塩尻市	69	58	84.1
長野県	安曇野市	75	48	64.0
長野県	大町市	20	15	75.0
長野県	須坂市	59	28	47.5
長野県	千曲市	43	40	93.0
長野県	中野市	21	21	100.0
長野県	飯山市	17	17	100.0
岐阜県	大垣市	139	129	92.8
岐阜県	高山市	105	79	75.2
岐阜県	多治見市	161	128	79.5
岐阜県	関市	87	78	89.7
岐阜県	中津川市	80	70	87.5
岐阜県	美濃市	23	18	78.3
岐阜県	瑞浪市	51	32	62.7
岐阜県	羽島市	40	34	85.0
岐阜県	恵那市	66	55	83.3
岐阜県	美濃加茂市	53	47	88.7
岐阜県	土岐市	59	48	81.4
岐阜県	各務原市	123	122	99.2
岐阜県	可児市	96	87	90.6
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	29	29	100.0
岐阜県	飛騨市	30	24	80.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜県	本巣市	26	21	80.8
岐阜県	郡上市	30	26	86.7
岐阜県	下呂市	41	35	85.4
岐阜県	海津市	24	19	79.2
岐阜県	下田市	63	33	52.4
静岡県	伊東市	150	98	65.3
静岡県	熱海市	252	216	85.7
静岡県	沼津市	500	352	70.4
静岡県	三島市	272	182	66.9
静岡県	裾野市	74	58	78.4
静岡県	伊豆の国市	92	64	69.6
静岡県	伊豆市	67	41	61.2
静岡県	御殿場市	192	127	66.1
静岡県	富士市	281	281	100.0
静岡県	富士宮市	193	102	52.8
静岡県	島田市	107	77	72.0
静岡県	藤枝市	195	154	79.0
静岡県	焼津市	218	156	71.6
静岡県	牧之原市	67	55	82.1
静岡県	磐田市	209	166	79.4
静岡県	掛川市	206	127	61.7
静岡県	袋井市	139	92	66.2
静岡県	湖西市	127	69	54.3
静岡県	御前崎市	49	48	98.0
静岡県	菊川市	95	56	58.9
愛知県	瀬戸市	209	172	82.3
愛知県	半田市	158	158	100.0
愛知県	春日井市	485	327	67.4
愛知県	豊川市	192	162	84.4
愛知県	津島市	84	71	84.5
愛知県	碧南市	85	62	72.9
愛知県	刈谷市	374	252	67.4
愛知県	安城市	510	378	74.1
愛知県	西尾市	141	101	71.6
愛知県	蒲郡市	120	70	58.3
愛知県	犬山市	111	78	70.3
愛知県	常滑市	109	69	63.3
愛知県	江南市	98	95	96.9
愛知県	小牧市	325	241	74.2
愛知県	稲沢市	182	119	65.4
愛知県	新城市	46	46	100.0
愛知県	東海市	185	158	85.4
愛知県	大府市	186	145	78.0
愛知県	知多市	87	61	70.1
愛知県	知立市	112	91	81.3
愛知県	尾張旭市	139	132	95.0
愛知県	高浜市	63	46	73.0
愛知県	岩倉市	73	38	52.1
愛知県	豊明市	111	88	79.3
愛知県	日進市	173	132	76.3
愛知県	田原市	73	61	83.6
愛知県	西須磨市	52	36	69.2
愛知県	清須市	64	64	100.0
愛知県	北名古屋	76	68	89.5
愛知県	弥富市	72	44	61.1
愛知県	みよし市	79	71	89.9
愛知県	あま市	62	42	67.7
愛知県	長久手市	82	82	100.0
三重県	津市	495	254	51.3
三重県	伊勢市	120	112	93.3
三重県	松阪市	170	142	83.5
三重県	桑名市	260	78	30.0
三重県	鈴鹿市	229	186	81.2
三重県	名張市	96	40	41.7
三重県	尾鷲市	13	13	100.0
三重県	亀山市	0	0	-
三重県	鳥羽市	103	30	29.1
三重県	熊野市	16	0	0.0
三重県	熊野市	16	0	0.0
三重県	いなべ市	27	0	0.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
三重県	志摩市	103	53	51.5
三重県	伊賀市	116	38	32.8
滋賀県	彦根市	202	132	65.3
滋賀県	長浜市	125	89	71.2
滋賀県	近江八幡市	167	78	46.7
滋賀県	草津市	479	324	67.6
滋賀県	守山市	132	115	87.1
滋賀県	栗東市	197	106	53.8
滋賀県	甲賀市	129	90	69.8
滋賀県	野洲市	103	78	75.7
滋賀県	湖南市	114	60	52.6
滋賀県	高島市	60	40	66.7
滋賀県	近江八幡市	126	90	71.4
滋賀県	米原市	52	28	53.8
京都府	福知山市	136	99	72.8
京都府	舞鶴市	173	90	52.0
京都府	綾部市	53	36	67.9
京都府	宇治市	415	268	64.6
京都府	宮津市	45	40	88.9
京都府	亀岡市	122	74	60.7
京都府	城陽市	82	78	95.1
京都府	向日市	108	60	55.6
京都府	向日市	150	137	91.3
京都府	八幡市	78	55	70.5
京都府	京田辺市	162	131	80.9
京都府	京丹波市	64	41	64.1
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	津和野市	82	64	78.0
大阪府	岸和田市	304	243	79.9
大阪府	池田市	296	180	60.8
大阪府	泉大津市	164	103	62.8
大阪府	貝塚市	178	128	71.9
大阪府	守口市	274	168	61.3
大阪府	茨木市	677	410	60.6
大阪府	泉佐野市	481	169	35.1
大阪府	富田林市	181	134	74.0
大阪府	河内長野市	163	117	71.8
大阪府	河内市	151	121	80.1
大阪府	大東市	156	115	73.7
大阪府	和泉市	331	268	81.0
大阪府	箕面市	235	174	74.0
大阪府	柏原市	118	87	73.7
大阪府	羽曳野市	120	79	65.8
大阪府	門真市	299	145	48.5
大阪府	摂津市	134	108	80.6
大阪府	高石市	115	93	80.9
大阪府	藤井寺市	93	84	90.3
大阪府	泉南市	77	67	87.0
大阪府	四條畷市	80	49	61.3
大阪府	交野市	79	69	87.3
大阪府	大阪狭山市	129	82	63.6
大阪府	南州市	49	43	87.8
兵庫県	芦屋市	458	428	93.4
兵庫県	宝塚市	458	438	95.6
兵庫県	三田市	262	223	85.1
兵庫県	伊丹市	356	287	80.6
兵庫県	川西市	268	254	94.8
兵庫県	加古川市	423	303	71.6
兵庫県	高砂市	86	60	69.8
兵庫県	西脇市	53	49	92.5
兵庫県	三木市	93	93	100.0
兵庫県	小野市	81	79	97.5
兵庫県	加西市	74	55	74.3
兵庫県	加東市	97	68	70.1
兵庫県	加たの市	87	81	93.1
兵庫県	宍粟市	14	14	100.0
兵庫県	相生市	59	55	93.2
兵庫県	赤穂市	77	76	98.7
兵庫県	豊岡市	130	82	63.1
兵庫県	養父市	32	18	56.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
兵庫県	朝来市	17	17	100.0
兵庫県	篠山市	49	45	91.8
兵庫県	丹波市	54	51	94.4
兵庫県	本庄市	61	48	78.7
兵庫県	淡路市	77	69	89.6
兵庫県	南あわじ市	52	51	98.1
兵庫県	和歌山県	110	79	71.8
兵庫県	大和郡	154	132	85.7
兵庫県	天理市	220	212	96.4
兵庫県	橿原市	194	151	77.8
兵庫県	良井市	82	71	86.6
兵庫県	五條市	17	17	100.0
兵庫県	御所市	30	30	100.0
兵庫県	生駒市	177	163	92.1
兵庫県	香取市	55	55	100.0
兵庫県	葛城市	28	28	100.0
兵庫県	宇陀市	27	23	85.2
和歌山県	海南市	48	40	83.3
和歌山県	橋本市	43	43	100.0
和歌山県	有田市	16	14	87.5
和歌山県	御坊市	32	32	100.0
和歌山県	田辺市	58	0	0.0
和歌山県	新宮市	24	24	100.0
和歌山県	紀の川市	37	26	70.3
和歌山県	岩出市	71	71	100.0
鳥取県	米子市	277	260	93.9
鳥取県	倉吉市	68	67	98.5
鳥取県	安来市	32	24	75.0
鳥取県	雲南市	28	27	96.4
鳥取県	根雲市	214	205	95.8
鳥取県	大田市	42	28	66.7
鳥取県	浜田市	93	89	95.7
鳥取県	江津市	24	22	91.7
鳥取県	益田市	62	53	85.5
鳥取県	山形市	94	89	94.7
岡山県	玉野市	63	56	88.9
岡山県	笠岡市	58	54	93.1
岡山県	井原市	23	23	100.0
岡山県	総社市	51	48	94.1
岡山県	高梁市	33	29	87.9
岡山県	新見市	18	17	94.4
岡山県	備前市	37	37	100.0
岡山県	瀬戸市	21	21	100.0
岡山県	赤磐市	17	15	88.2
岡山県	真庭市	26	13	50.0
岡山県	美作市	29	25	86.2
岡山県	浅口市	24	21	87.5
岡山県	竹原市	39	39	100.0
広島県	三原市	192	144	75.0
広島県	尾道市	210	174	82.9
広島県	府中市	39	29	74.4
広島県	三原市	70	65	92.9
広島県	庄原市	66	42	63.6
広島県	大竹市	32	32	100.0
広島県	東広島市	372	241	64.8
広島県	廿日市市	209	186	89.0
広島県	安芸高田市	28	21	75.0
山口県	江田島市	13	13	100.0
山口県	宇部市	139	85	61.2
山口県	山口市	239	170	71.1
山口県	萩市	37	37	100.0
山口県	防府市	97	73	75.3
山口県	下松市	48	46	95.8
山口県	岩国市	117	92	78.6
山口県	光市	21	21	100.0
山口県	長門市	22	22	100.0
山口県	柳井市	24	24	100.0
山口県	美祢市	36	16	44.4
山口県	周南市	209	152	72.7
山口県	山陽小野田市	50	35	70.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
徳島県	徳島市	718	341	47.5
徳島県	徳島市	93	46	49.5
徳島県	小松島市	45	21	46.7
徳島県	阿波市	23	20	87.0
徳島県	吉野市	32	19	59.4
徳島県	阿南市	83	28	33.7
徳島県	美馬市	45	21	46.7
徳島県	三好市	44	0	0.0
徳島県	丸亀市	186	132	71.0
徳島県	香川市	103	85	82.5
香川県	善通寺市	47	40	85.1
香川県	観音寺市	67	64	95.5
香川県	さぬき市	72	37	51.4
香川県	東かがわ市	46	36	78.3
香川県	三豊市	50	34	68.0
愛媛県	今治市	283	163	57.6
愛媛県	宇和島市	110	70	63.6
愛媛県	八幡浜市	54	39	72.2
愛媛県	新居浜市	228	170	74.6
愛媛県	西条市	71	52	73.2
愛媛県	大洲市	95	40	42.1
愛媛県	伊予市	50	34	68.0
愛媛県	四国中央市	127	54	42.5
愛媛県	西予市	39	12	30.8
愛媛県	東予市	48	25	52.1
高知県	室戸市	8	8	100.0
高知県	安芸市	16	16	100.0
高知県	南国市	38	38	100.0
高知県	土佐市	37	25	67.6
高知県	須崎市	28	26	92.9
高知県	宿毛市	14	14	100.0
高知県	土佐清水市	23	17	73.9
高知県	香南市	23	21	91.3
高知県	香美市	18	18	100.0
福岡県	大牟田市	131	129	98.5
福岡県	直方市	53	47	88.7
福岡県	飯塚市	221	165	74.7
福岡県	柳川市	66	40	60.6
福岡県	八女市	61	34	55.7
福岡県	筑後川市	22	15	68.2
福岡県	大行市	37	34	91.9
福岡県	大橋市	64	28	43.8
福岡県	豊前市	137	61	44.5
福岡県	豊中市	22	21	95.5
福岡県	中間市	58	32	55.2
福岡県	小郡市	47	35	74.5
福岡県	筑紫野市	237	139	58.6
福岡県	春日市	309	182	58.9
福岡県	大野城市	288	213	74.0
福岡県	宗像市	87	68	78.2
福岡県	太宰府市	63	51	81.0
福岡県	古賀市	104	67	64.4
福岡県	福津市	84	66	78.6
福岡県	うきは市	0	0	-
福岡県	宮若市	19	2	10.5
福岡県	嘉麻市	60	60	100.0
福岡県	朝倉市	27	26	96.3
福岡県	みやま市	33	33	100.0
福岡県	糸島市	129	79	61.2
福岡県	那珂川市	53	51	96.2
佐賀県	佐賀市	539	374	69.4
佐賀県	唐津市	165	154	93.3
佐賀県	鳥栖市	129	129	100.0
佐賀県	多久市	25	21	84.0
佐賀県	伊万里市	71	66	93.0
佐賀県	武雄市	96	73	76.0
佐賀県	鹿島市	35	32	91.4
佐賀県	小城市	37	32	86.5
佐賀県	野埼市	36	23	63.9
佐賀県	神埼市	42	35	83.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
長崎県	島原市	30	27	90.0
長崎県	諫早市	178	134	75.3
長崎県	大村市	120	117	97.5
長崎県	平戸市	40	27	67.5
長崎県	松浦市	33	33	100.0
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	老岐市	19	12	63.2
長崎県	五島市	34	32	94.1
長崎県	西海市	21	21	100.0
長崎県	雲仙市	33	28	84.8
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	尾名市	34	33	97.1
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	15	15	100.0
熊本県	菊池市	29	20	69.0
熊本県	合志市	30	29	96.7
熊本県	阿蘇市	15	15	100.0
熊本県	宇城市	24	3	12.5
熊本県	八代市	38	38	100.0
熊本県	水俣市	21	19	90.5
熊本県	人吉市	73	15	20.5
熊本県	上天草市	42	13	31.0
熊本県	別府市	12	1	8.3
熊本県	大分市	375	212	56.5
大分県	中津市	70	62	88.6
大分県	日田市	55	48	87.3
大分県	佐伯市	56	45	80.4
大分県	白杵市	37	36	97.3
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	16	16	100.0
大分県	豊高田市	15	15	100.0
大分県	後築市	8	8	100.0
大分県	宇佐市	34	32	94.1
大分県	豊後市	36	19	52.8
大分県	由布市	40	32	80.0
大分県	国東市	25	21	84.0
大分県	東城市	94	66	70.2
大分県	延岡市	151	80	53.0
大分県	宮崎日南市	72	28	38.9
大分県	宮崎小城市	18	17	94.4
大分県	宮崎日向市	74	58	78.4
大分県	宮崎串間市	9	9	100.0
大分県	宮崎西都賀市	14	9	64.3
大分県	宮崎えびの市	10	6	60.0
鹿児島県	鹿屋市	70	63	90.0
鹿児島県	枕崎市	13	5	38.5
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	41	41	100.0
鹿児島県	指宿市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表市	22	21	95.5
鹿児島県	垂水市	12	11	91.7
鹿児島県	薩摩川内市	117	109	93.2
鹿児島県	日置市	41	31	75.6
鹿児島県	曾於市	12	10	83.3
鹿児島県	霧島市	159	149	93.7
鹿児島県	いちき串木野市	24	23	95.8
鹿児島県	南さつま市	41	39	95.1
鹿児島県	志布志市	23	9	39.1
鹿児島県	奄美市	71	69	97.2
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	伊始市	44	44	100.0
鹿児島県	縄文市	154	146	94.8
鹿児島県	沖縄浦添市	295	250	84.7
鹿児島県	沖縄沖縄市	240	194	80.8
鹿児島県	沖縄宜野湾市	208	186	89.4
鹿児島県	沖縄宮古島市	140	99	70.7
鹿児島県	沖縄糸満市	108	99	91.7
鹿児島県	沖縄石垣市	101	100	99.0
鹿児島県	沖縄南城市	61	49	80.3
鹿児島県	沖縄豊見城市	108	108	100.0
鹿児島県	沖縄縄名護市	150	119	79.3
合計		76,084	56,469	74

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受 検 率 (%)
千代田区	681	439	64.5
中央区	993	893	89.9
港区	1,351	981	72.6
新宿区	850	598	70.4
文京区	1,338	650	48.6
台東区	1,182	920	77.8
墨田区	1,533	644	42.0
江東区	479	384	80.2
品川区	515	463	89.9
目黒区	535	179	33.5
大田区	1,019	791	77.6
世田谷区	1,050	544	51.8
渋谷区	322	262	81.4
中野区	768	728	94.8
杉並区	763	719	94.2
豊島区	813	690	84.9
北区	355	219	61.7
荒川区	388	332	85.6
板橋区	672	383	57.0
練馬区	421	382	90.7
足立区	263	220	83.7
葛飾区	699	679	97.1
江戸川区	729	563	77.2
合 計	17,719	12,663	71.5

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受 検 率
都道府県	13,688	10,667	77.9
保健所 設置市	99,365	81,557	82.1
保健所設 置市を除く	76,084	56,469	74.2
特別区	17,719	12,663	71.5
合 計	206,856	161,356	78.0
令和3年度	207,498	161,348	77.8

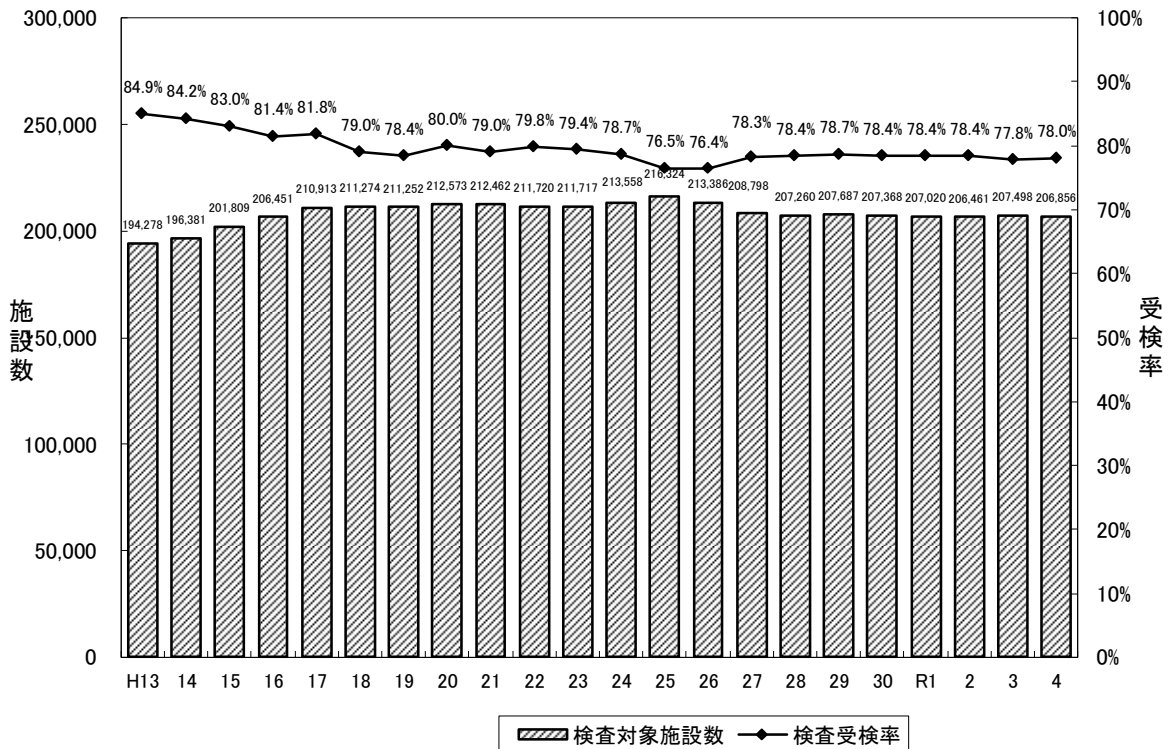


図 3-6 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

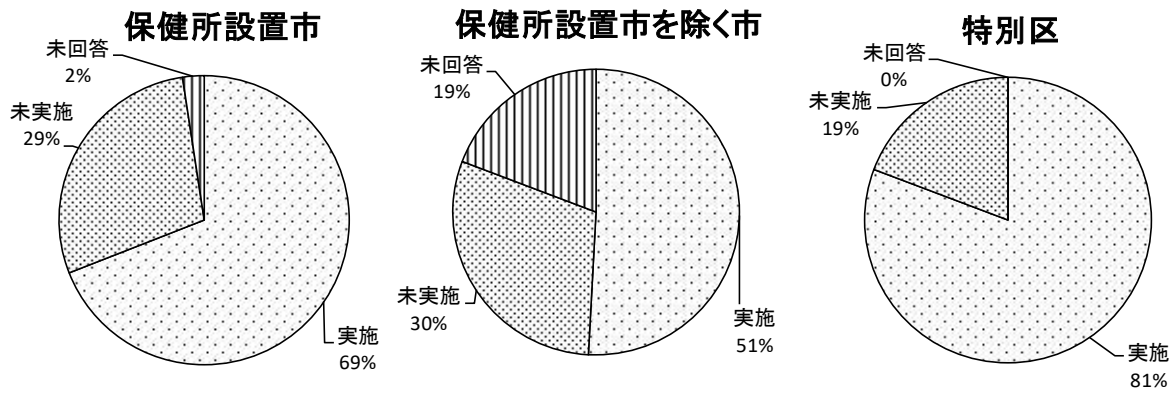
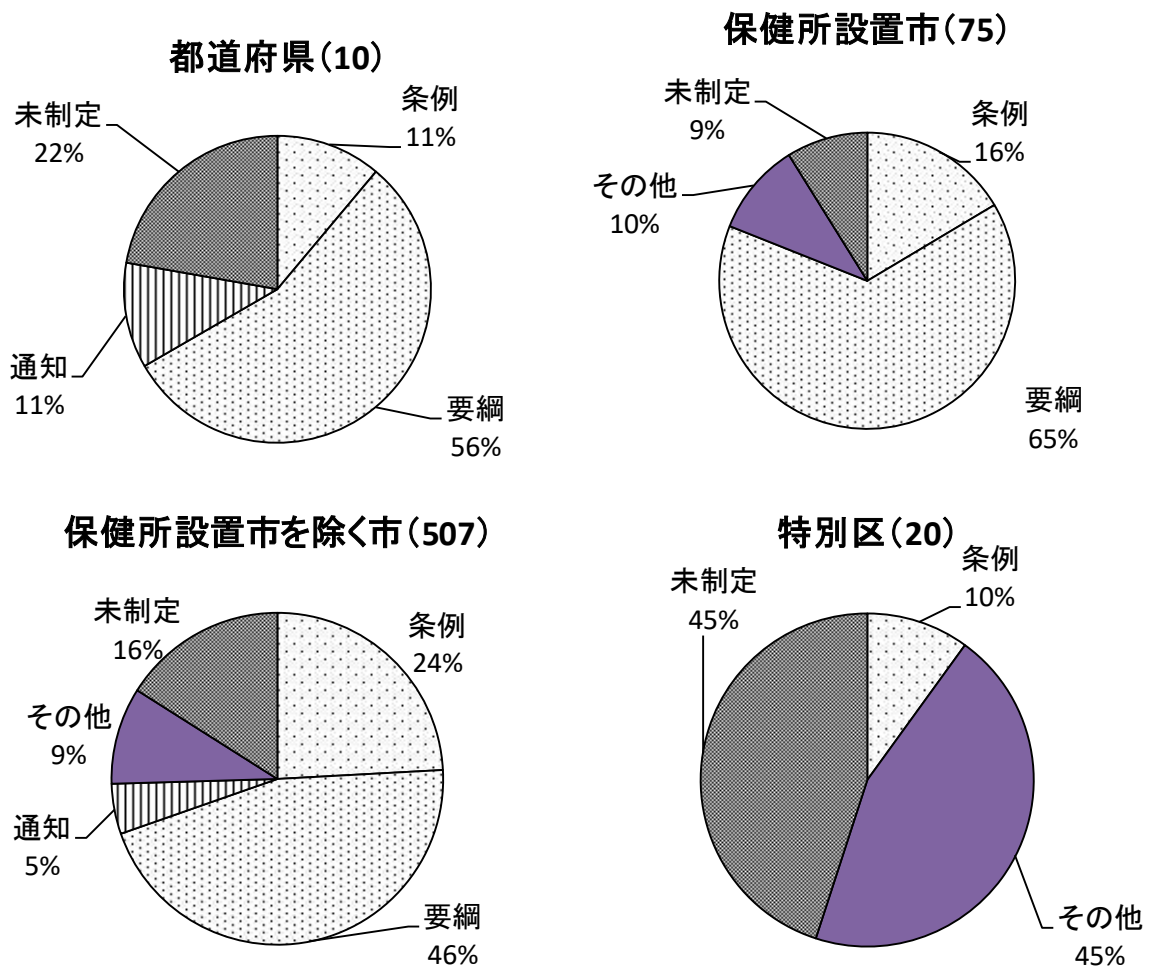
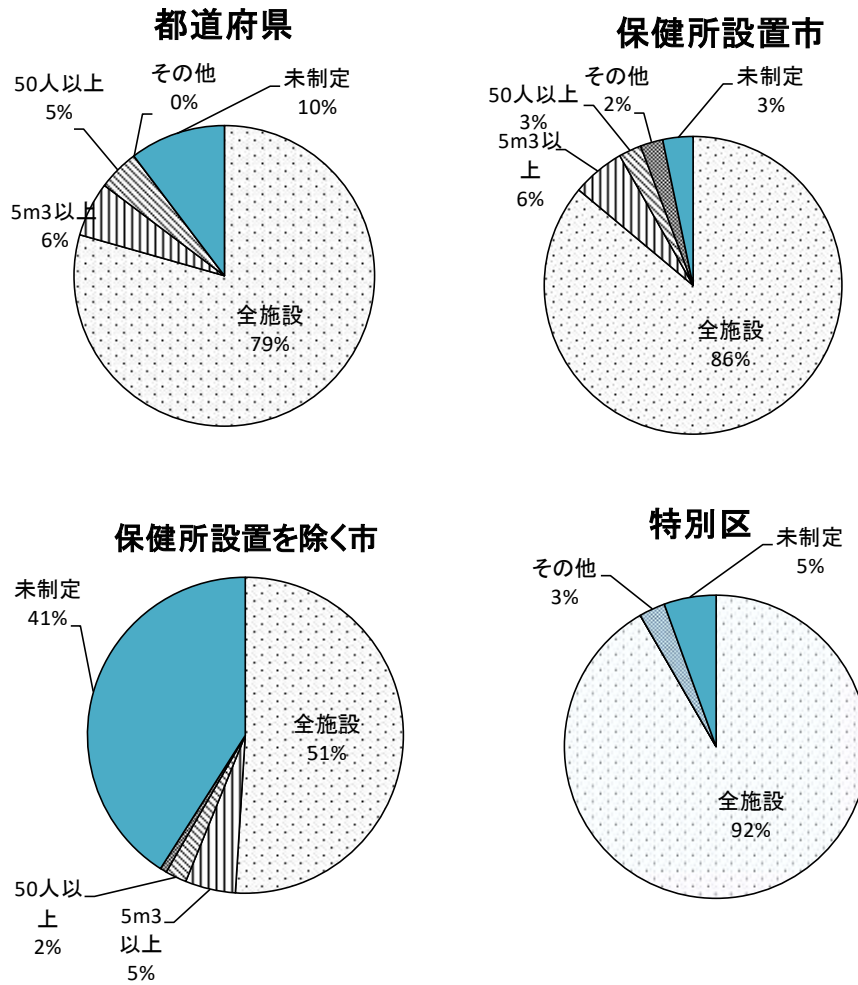


図 3-7 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図 3-8 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況 (令和4年度)



注) 未制定は、未回答分も含んでいる。

図 3-9 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査対象施設数	82,011	807,200	803,115	788,501	788,542
検査実施施設数	27,822	28,081	27,019	28,555	27,555
受検率	3.4%	3.5%	3.4%	3.6%	3.5%

表 3-17 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
検査指摘施設数		6,634	6,893	6,434	6,113	6,537	
検査指摘率		23.8%	24.5%	23.8%	21.4%	23.7%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	9.6%	8.8%	10.0%	10.2%	9.6%
		受水槽本体の状態	8.9%	9.3%	10.4%	10.8%	10.4%
		受水槽上部の状態	4.6%	3.8%	4.8%	4.9%	4.3%
		受水槽内部の状態	17.3%	17.6%	11.0%	17.9%	16.1%
		マンホールの状態	23.2%	21.9%	22.5%	24.9%	21.2%
		オーバーフロー管の状態	11.4%	10.9%	9.8%	10.0%	9.2%
		通気管の状態	9.7%	9.3%	10.6%	11.7%	10.4%
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	9.7%	10.1%	9.6%	10.1%	9.6%
		高置水槽本体の状態	5.0%	4.6%	5.2%	5.1%	4.7%
		高置水槽上部の状態	1.4%	1.1%	1.1%	0.9%	1.0%
		高置水槽内部の状態	5.2%	4.9%	5.1%	5.6%	5.5%
		マンホールの状態	11.9%	10.7%	11.9%	11.9%	11.4%
		オーバーフロー管の状態	4.4%	3.9%	4.1%	4.2%	3.9%
		通気管の状態	8.6%	8.3%	9.9%	10.1%	9.8%
他	水抜き管の状態	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	1.1%	
水 質 検 査	給水管等の状態	0.9%	1.1%	1.2%	1.6%	1.2%	
	臭気	0.12%	0.01%	0.14%	0.03%	0.02%	
	味	0.14%	0.00%	0.09%	0.07%	0.02%	
	色	0.11%	0.07%	0.14%	0.03%	0.06%	
	色度	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	
	濁度(濁りを含む)	0.5%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	
	残留塩素	1.4%	2.2%	1.4%	2.3%	2.2%	
書類の整備保存の状況		36.3%	35.9%	35.5%	36.9%	34.4%	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

表 3-18 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

 :今年度調査票に記載なし(過年度の記載を残している)
 :今年度調査で新規に記載されたもの
 :記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超	函館市	要領	H1.5.1	10m3以下
岩手県	要領	H15.3.31	全施設	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5<V≤10	旭川市	要領	H18.4.1	10m3以下
秋田県	要領	S62.4.1	全施設	青森市	要領	H19.10.1	5<V≤10
山形県	要領	H3.12.1	全施設	八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
福島県	条例	S54.10.1	5<V≤10	盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	要領	H1.10.1	全施設		その他	H15.4.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超	仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
栃木県	要領	H1.6.5	全施設		条例	S50.7.1	5<V≤10
群馬県	要領	H23.2.25	10m3以下	秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
埼玉県	-	-	-		要綱	-	-
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上	山形市	条例	R1.11.1	全施設
	条例	S37.6.1	50人以上		要綱	H20.4.1	10m3以下
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等)	福島市	条例	H24.12.27	5m3未満
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等)		要領	H25.4.1	全施設
神奈川県	要綱	H25.4.1	全施設	郡山市	条例	H9.4.1	5<V≤10
	要綱	H14.10.18	全施設		条例	H11.4.1	5m3超
	条例	H7.7.1	10m3以下	いわき市	条例	S44.10.17	5≤V≤10
新潟県	条例	H15.4.1	全施設	水戸市	要綱	H15.4.1	5m3未満
	要領	H21.4.1	全施設		条例	H26.4.1	5≤V≤10
富山県	その他	H21.4.1	全施設	宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
石川県	要領	R1.11.1	全施設		要綱	H20.5.20	全施設
	要領	S63.4.1	全施設	前橋市	要領	H24.10.29	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設	高崎市	条例	S36.4.1	全施設
山梨県	要綱	S61.8.29	全施設	さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
長野県	-	-	-		要領	R2.3.30	全施設
岐阜県	要綱	-	-	川越市	条例	H15.4.1	全施設
	要領	S55.4.16	全施設		その他	H16.3.31	全施設
静岡県	要領	S62.4.1	全施設	越谷市	-	-	-
	条例	H3.4.1	全施設	川口市	条例	H15.4.1	全施設
	条例	S41.7.5	50人以上	千葉市	要領	H12.6.1	全施設
三重県	要領	H17.4.1	全施設		条例	H4.4.1	50人以上
	要領	H17.4.1	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
京都府	要領	H3.6.1	全施設	八王子市	条例	H19.4.1	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設		その他	H19.4.1	全施設
兵庫県	-	-	-		その他	H27.7.16	全施設
奈良県	要領	H19.7.20	全施設	町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	-	-		要綱	H18.12.22	〃
和歌山県	要領	H26.4.1	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	その他	H15.3.25	全施設		要綱	H18.12.22	〃
鳥取県	条例	H17.3.31	全施設	川崎市	条例	H7.10.1	10m3以下
	条例	H10.12.16	全施設		要綱	S62.12.8	全施設
	条例	S45.7.1	全施設	相模原市	条例	H12.4.1	10m3以下
	条例	H9.4.1	全施設		要綱	H19.4.1	全施設
島根県	要領	H3.1.1	全施設	横須賀市	条例	H8.3.27	10m3以下
	要領	H5.4.1	全施設	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
岡山県	要領	H24.4.1	全施設	茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	10m3以下	新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	-	-	富山市	条例	H17.4.1	全施設
山口県	要綱	-	-	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H21.4.1	全施設		条例	H15.4.1	10m3以下
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	甲府市	その他	H17.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	長野市	要綱	H11.4.1	全施設
愛媛県	要領	H26.4.1	全施設	松本市	要綱	H25.4.1	全施設
	条例	-	-	岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
高知県	要領	R1.10.1	10m3以下	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	R1.10.21	全施設	浜松市	要領	H15.4.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
佐賀県	-	-	-	豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
長崎県	-	-	-		要領	H24.4.1	全施設
熊本県	-	-	-		条例	S43.4.1	全施設
	要綱	S60.1.10	全施設	岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設	豊田市	条例	H15.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	10m3以下		その他	H16.2.12	全施設
	要領	H29.4.1	10m3以下		条例	S34.4.1	全施設
					要領	S34.4.1	全施設
				四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
				大津市	条例	H14.12.20	全施設
					要綱	H21.4.1	全施設
				京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
				大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
				堺市	要綱	H6.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
吹田市	要領	H25.4.1	10m3以下
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	10m3以下
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	10m3以下
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m3以下
	その他	H30.4.1	10m3以下
鳥取市	要綱	H15.4.1	全施設
松江市	条例	R1.7.12	-
岡山市	要領	H15.4.1	10m3以下
倉敷市	要領	H13.11.29	10m3未満
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	-
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	V ≤ 10
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	V ≤ 10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	10m3以下
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	10m3以下
	要綱	H15.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H16.4.1	10m3以下
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	10m3以下
	要綱	H15.3.31	10m3以下

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.6.29	全施設
	要領	S59.7.13	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
	要領	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	全施設
墨田区	要綱	S60.3.23	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	-
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	要綱	S59.6.7	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	-
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19 貯水槽水道衛生管理状況一覧表（令和3年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易 専用水道	全体計	206,856	161,356	78.0%	36,102	22.4%	2,372	13,336
	登録検査機関の検査	206,856	153,993	74.5%	35,589	23.1%	2,351	12,988
	地方公共団体の検査		7,363	3.6%	513	7.0%	21	348
小規模貯水槽水道	全体計	788,542	27,555	3.5%	6,537	23.7%	197	2,228

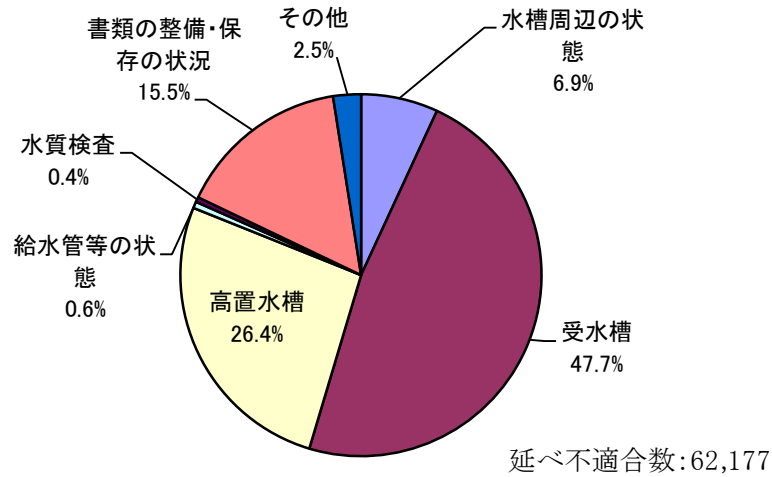


図 3-10 簡易専用水道の不適合項目区分別割合（令和4年度）

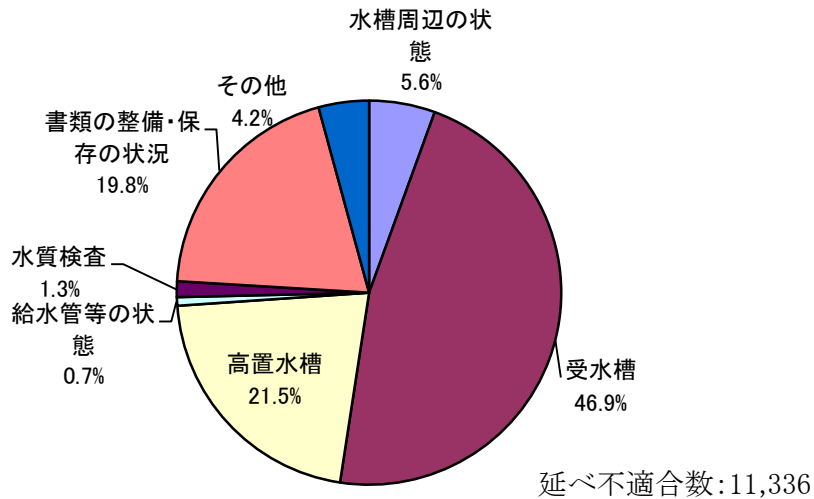


図 3-11 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合（令和4年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-27、図 3-12～図 3-17 に示す。

表 3-20 一般項目^{※1}に係る水質検査状況

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数 ^{※2}	24,996	30,462	21,714	30,719	28,403
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	7,234 (28.9%)	7,317 (24.0%)	5,746 (26.5%)	6,485 (21.1%)	5,669 (20.0%)
一般細菌	3,229 (14.4%)	3,450 (11.9%)	2,604 (13.0%)	3,005 (11.4%)	3,322 (12.5%)
大腸菌(群)	1,284 (5.7%)	1,127 (3.9%)	881 (4.4%)	864 (3.3%)	1,162 (4.4%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	693 (3.1%)	808 (2.9%)	513 (2.6%)	649 (2.5%)	545 (2.1%)
その他項目	2,028 (9.5%)	1,932 (6.9%)	1,748 (8.9%)	1,967 (7.5%)	2,079 (7.9%)

表 3-21 一般項目^{※1}の水質基準超過井戸の対応状況

年度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸 ^{※4}					併 用 井 戸 ^{※4}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
平成31・令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278
令和02	21	166	56	104	347	148	46	10	13	217
令和03	26	96	39	112	273	124	52	9	19	204
令和04	17	82	39	118	256	125	75	7	25	232

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-22 トリクロロエチレン等^{※1}の水質基準超過状況（平成30年～令和4年度）

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数 ^{※2}	3,708	3,054	4,062	3,880	3,178
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	123 (3.3%)	62 (2.0%)	113 (2.8%)	49 (1.3%)	34 (1.1%)
四塩化炭素	1 (0.1%)	4 (0.3%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
1,4-ジオキサン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	9 (0.7%)	7 (0.4%)	23 (1.5%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
ジクロロメタン	25 (2.1%)	0 (0.0%)	22 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	48 (1.9%)	28 (1.0%)	22 (0.8%)	23 (0.8%)	17 (0.6%)
トリクロロエチレン	39 (1.5%)	23 (0.8%)	21 (0.8%)	22 (0.7%)	19 (0.6%)
ベンゼン	1 (0.1%)	0 (0.0%)	22 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
1,2-ジクロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表 3-23 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成30年～令和4年度）

年度	対応状況							
	専用井戸 ^{※4}				併用井戸 ^{※4}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成30	8	3	12	38	31	3	0	34
平成31・令和元	5	3	12	38	31	3	0	34
令和02	1	3	12	38	31	3	0	34
令和03	1	3	12	38	31	3	0	34
令和04	1	0	0	1	6	5	2	13

注 ※1：トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2：検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-24 その他項目の水質基準超過状況（平成 30 年～令和 4 年度）

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数 ^{※2}	15,229	16,802	16,447	16,854	15,210
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	986 (6.5%)	1,339 (8.0%)	957 (5.8%)	1,278 (7.6%)	1,194 (7.9%)
ヒ素	106 (4.3%)	123 (3.8%)	83 (3.0%)	110 (3.0%)	139 (3.4%)
フッ素	57 (2.6%)	246 (6.5%)	59 (2.6%)	240 (6.3%)	282 (6.8%)
水銀	7 (0.4%)	3 (0.1%)	9 (0.5%)	7 (0.3%)	7 (0.3%)
六価クロム	0 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	816 (6.2%)	963 (7.0%)	806 (6.7%)	921 (6.6%)	835 (6.2%)

表 3-25 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 30 年～令和 4 年度）

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成30	4	45	49	38	6	44
平成31・令和元	6	30	36	24	7	31
令和02	0	47	47	18	10	28
令和03	0	42	42	10	10	20
令和04	0	27	27	18	13	31

注)※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成 5 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

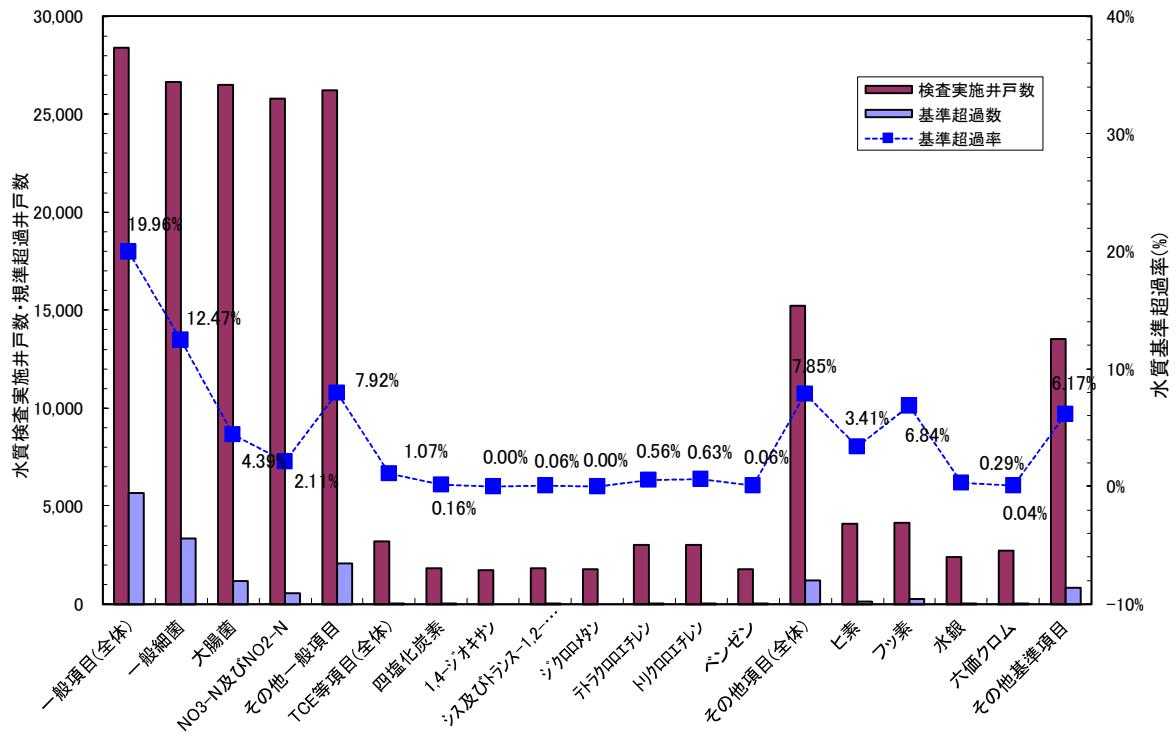


図 3-12 飲用井戸等における項目別水質検査状況（令和 4 年度）

表 3-26 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.3.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下	函館市	要領	H1.5.1	全施設
	要領	S62.8.21	全施設	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
	要領	H15.3.31		青森市	要領	H19.10.1	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上	八戸市	要領	H25.4.1	全施設
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上	盛岡市	条例	S33.7.10	30人以上
	要領	S62.4.1	全施設		要領	H25.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上	仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要領	H3.11.20	50人以下		要綱	H12.4.1	30人未満
福島県	条例	S54.7.16	50人超	秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H1.10.1			要領	H10.4.1	30人未満
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅	山形市	要領	H31.4.1	全施設
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校	福島市	条例	H24.12.27	50人超
	要領	H1.6.15	50人未満		要領	H25.4.1	全施設
群馬県	条例	H23.4.1		郡山市	条例	H9.4.1	50人超
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上	いわき市	条例	H11.4.1	50人超
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上		要領	H12.4.1	50人以下
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
	要綱	S62.10.1	全施設	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
	要綱	H19.10.23	全施設	高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上	さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設	川越市	条例	S32.4.1	50人以上
石川県	要領	S63.4.1		越谷市	条例	S32.4.1	50人以上
福井県	要領	S63.4.1	全施設		要領	S62.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設	川口市	条例	S32.4.1	50人以上
	要領	H14.12.4	全施設	千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
愛知県	要領	S55.4.16	全施設	八王子市	条例	H19.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上		要綱	H19.4.1	全施設
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上		要綱	H23.4.1	全施設
京都府	その他	H25.7.1	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m ³ 以上のもの	川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
大阪府	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの	相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	S39.4.1	50人以上等	横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
兵庫県	要領	H25.4.1			要領	H23.4.1	全施設
				藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
奈良県				茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
和歌山県					要綱	H25.4.1	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24		新潟市	条例	H12.3.28	水道水以外の水を利用する食品営業施設
島根県					要綱	R3.6.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
岡山県	要領	H1.4.1		富山市	要領	H26.8.22	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設	福井市	要領	H6.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	甲府市	条例	H25.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上	長野市	要綱	H16.4.1	全施設
高知県				松本市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県				岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
長崎県				浜松市	要領	H15.4.1	全施設
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等	名古屋市中区	要綱	S52.1.1	全施設
	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
大分県	要領	H16.4.1	全施設				
	要領	S62.4.1	全施設				
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設				
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設				
	要領	H27.4.1	全施設				
沖縄県							

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
一宮市	要領	H25.4.1	全施設
豊田市	要領	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
明石市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H25.4.1	50人未満
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
鳥取市			
松江市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上
呉市	要綱	S62.4.1	-
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	-
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	苫小牧市	要領	H15.5.1	-
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	江別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≤10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	-
北海道	登別市	要領	H28.4.1	-
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	-
北海道	石狩市	要領	H25.4.1	V≤10
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	-
青森県	十和田市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	-
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	北上市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	北上市	要領	H30.5.1	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	遠野市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	遠野市	要領	H15.3.31	全施設
岩手県	一関市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	100人超
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	100人超
岩手県	奥州市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	100人超
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩手市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要領	H25.4.1	全施設
秋田県	横手市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	男鹿市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	湯沢市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	鹿角市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	由利本荘市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	潟上市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
秋田県	大仙市	その他	-	-
秋田県	北秋田市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	にかほ市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	仙北市	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	米沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	新庄市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	新庄市	要領	H3.12.1	50人以上
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人超
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	50人超
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	51人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H26.6.1	全施設
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	伊達市	要領	H30.4.1	50人以下
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	全施設
福島県	本宮市	要領	H25.4.1	全施設
茨城県	日立市	条例	H26.3.31	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	古河市	条例	H25.12.19	50人以上
茨城県	古河市	要綱	H26.3.12	全施設
茨城県	石岡市	条例	H26.3.20	全施設
茨城県	結城市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	龍ヶ崎	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	下妻市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	常総市	条例	H26.3.18	-
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸太田市	その他	H26.4.1	50人未満
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	-
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	-
茨城県	つくば市	条例	H26.3.25	全施設
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.3.19	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	-
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	那珂市	条例	H26.3.28	-
茨城県	筑西市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	坂東市	条例	H28.4.1	全施設
茨城県	稲敷市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	稲敷市	その他	H26.3.28	全施設
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	-
茨城県	桜川市	条例	H26.3.18	-
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	鉾田市	条例	H26.3.20	-
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	-
茨城県	小美玉市	条例	H26.3.24	-
茨城県	小美玉市	その他	H26.3.31	V≥5
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	笠間市	その他	S45.12.25	-
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.3.28	50人未満
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	全施設
栃木県	栃木市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	佐野市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	鹿沼市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	足利市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	日光市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	小山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	真岡市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	大田原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	矢板市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須塩原市	条例	S38.10.8	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
栃木県	さくら市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須烏山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	下野市	条例	S38.10.8	50人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	条例	H26.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	館林市	要領	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	その他	H25.4.1	-
群馬県	安中市	条例	H25.4.1	全施設
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	熊谷市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	秩父市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	秩父市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	東松山市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	春日部市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	羽生市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	鴻巣市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	草加市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	朝霞市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	志木市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	和光市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	桶川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	三郷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蓮田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蓮田市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	坂戸市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	鶴ヶ島市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	要領	S62.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	白岡市	要領	S62.4.1	全施設
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	50人以上
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	100人以下
千葉県	野田市	条例	H26.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H.25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
千葉県	流山市	その他	H25.4.1	全施設
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	袖ケ浦市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	50人以上
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	立川市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	あきる野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	100人以下
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	R2.8.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	柏崎	条例	H19.4.1	100人以下
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	加賀市	要領	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	-
石川県	白山市	要領	H30.1.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	-
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	韮崎	要領	R2.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	条例	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.3.27	50人以上
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	全施設
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	50人以上
長野県	小諸市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	条例	H18.3.31	全施設
長野県	伊那市	要綱	H26.10.20	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	全施設
長野県	中野市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	飯山市	要綱	H29.9.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	その他	M33.1.0	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	その他	S54.7.20	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	100人以下
愛知県	春日井市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	常滑市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	東海市	要領	H26.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	北名古屋	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要領	H25.4.1	-

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
三重県	津市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	伊勢市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	松阪市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	桑名市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	鈴鹿市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	名張市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	尾鷲市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	亀山市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	鳥羽市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	熊野市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	いなべ市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	志摩市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	伊賀市	条例	S41.10.1	50人以上
滋賀県	彦根市	条例	M33.1.0	-
滋賀県	草津市	条例	S53.7.17	全施設
京都府	舞鶴市	要領	H26.1.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	岸和田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	池田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉大津市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	貝塚市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	守口市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	茨木市	要領	H29.4.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉佐野市	要領	H26.4.1	全施設
大阪府	富田林市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	河内長野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	松原市	要領	H25.4.1	-
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大東市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	和泉市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	箕面市	要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	柏原市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	羽曳野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	門真市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	摂津市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	高石市	要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	藤井寺市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉南市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	四條畷市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	交野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大阪狭山市	要領	H25.4.1	-
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	阪南市	要領	H25.1.1	全施設
兵庫県	洲本	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	芦屋	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡	条例	S39.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	要綱	H25.4.1	全施設
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	要領	H25.3.29	全施設
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	要綱	H28.3.31	全施設
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H26.4.1	全施設
岡山県	真庭市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	美祢市	要領	H25.3.28	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	鳴門市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	小松島市	要領	H26.4.2	全施設
徳島県	阿南市	条例	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	条例	H25.4.1	全施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	坂出市	要綱	H30.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	東温市	要領	H25.3.29	全施設
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要綱	R4.6.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	須崎市	要綱	H25.4.1	V≤10
高知県	宿毛市	条例	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.3.29	全施設
高知県	香南市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	香美市	要綱	H25.3.14	全施設
福岡県	大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	豊前市	要領	H26.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	大野城市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	宗像市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	福津市	要領	H25.4.1	-
福岡県	糸島市	要領	H25.4.1	全施設
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	全施設
佐賀県	唐津市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	全施設
佐賀県	神埼市	条例	H5.4.1	50人以上
長崎県	諫早市	条例	H26.4.1	-
長崎県	平戸市	条例	H17.10.1	全施設
長崎県	南島原市	条例	H27.12.21	全施設
熊本県	人吉市	条例	H26.9.1	-
熊本県	山鹿市	要綱	H17.1.15	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	杵築市	要領	H16.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	全施設
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	小林市	条例	H23.10.1	全施設
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.31	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	条例	H26.6.1	全施設
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設
沖縄県	宮古島市	条例	H24.3.30	全施設

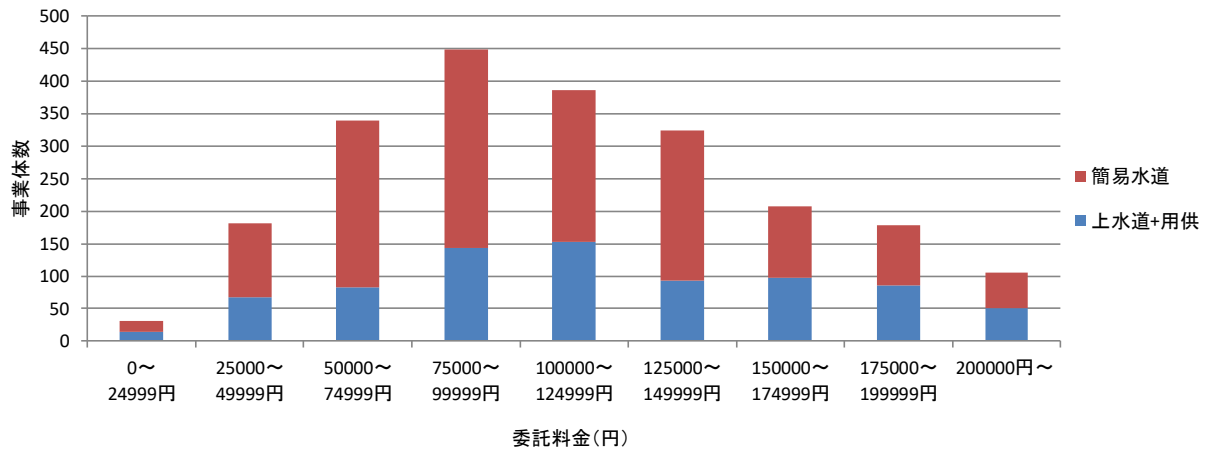


図 3-13 委託料金（1 地点で 51 項目検査を 1 回測定する場合の税抜金額）

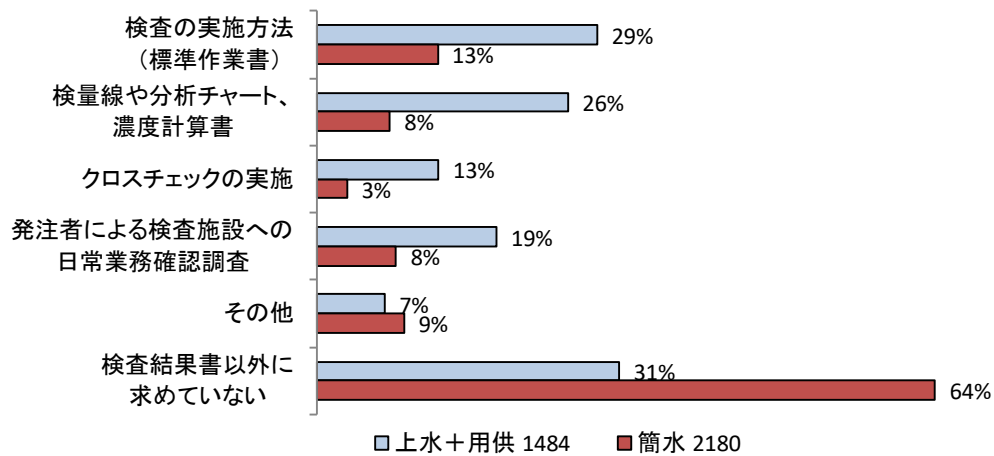


図 3-14 水質検査結果書以外に求めている事項

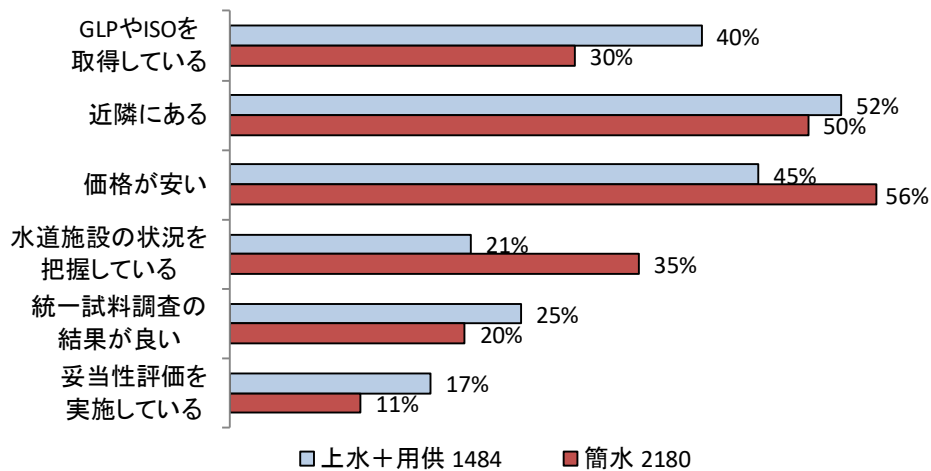
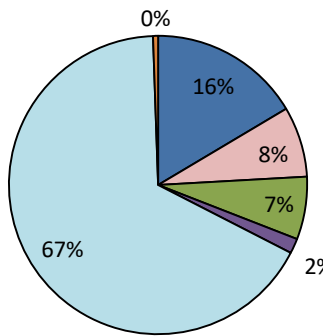
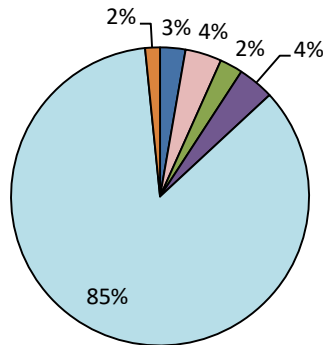


図 3-15 委託先選定の際の留意事項

上水道+用水供給



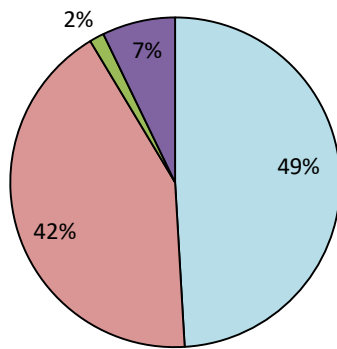
簡易水道



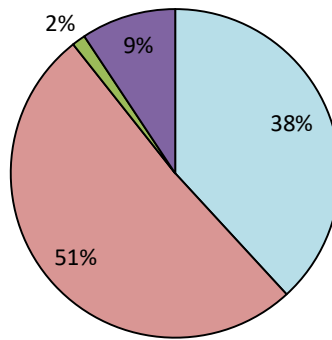
- 自己検査
- 共同検査 (共同で検査施設を設置)
- 他の水道事業者へ委託
- 地方自治体の機関へ委託
- 20条登録水質検査機関へ委託
- その他

図 3-16 水質検査の実施状況

上水道+用水供給



簡易水道



- ①契約内で取り決め有り
- ②その都度契約
- ③自己検査で対応
- ④その他

図 3-17 緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果（令和5年3月末）を表3-28～表3-29、図3-18に示す。

表 3-28 水安全計画策定状況(事業者別)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+用水供給
回収状況	事業者数	1,313 (100.0%)	2,426 (100.0%)	83 (100.0%)	3,822 (100.0%)	1,396 (100.0%)
	回答あった事業	1,047 (79.7%)	1,234 (50.9%)	81 (97.6%)	2,362 (61.8%)	1,128 (80.8%)
	回答なし	266 (20.3%)	1,192 (49.1%)	2 (2.4%)	1,460 (38.2%)	268 (19.2%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,313 (100.0%)	2,426 (100.0%)	83 (100.0%)	3,822 (100.0%)	1,396 (100.0%)
	着手状況	1,052 (80.1%)	1,233 (50.8%)	81 (97.6%)	2,426 (63.5%)	978 (70.1%)
	策定済	642 (48.9%)	255 (10.5%)	73 (88.0%)	970 (25.4%)	715 (51.2%)
	策定中	55 (4.2%)	46 (1.9%)	1 (1.2%)	102 (2.7%)	56 (4.0%)
	3年以内に着手	355 (27.0%)	932 (38.4%)	7 (8.4%)	1,294 (33.9%)	362 (25.9%)
	未着手	261 (19.9%)	1,193 (49.2%)	2 (2.4%)	1,456 (38.1%)	263 (18.8%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいる水安全計画をもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

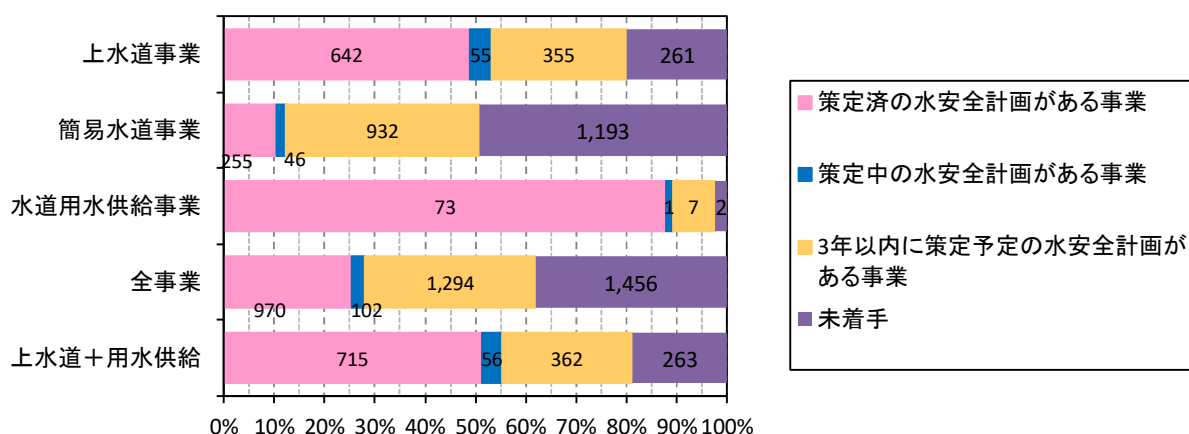


図 3-18 水安全計画策定状況(事業別)

表 3-29 水安全計画策定状況(事業者の形態別)

	上水道事業 (一事業) のみ経営	上水道事業 (複数事業) のみ経営	上水道事業 のみ経営	簡易水道 事業 (一事業) のみ経営	簡易水道 事業 (複数事業) のみ経営	水道用水 供給事業 のみ経営	上水道事業 と簡易水道 事業を経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 を経営	上水道事 業 と水道用 水供給事 業と簡易 水道事業 を経営	簡易水道 事業と 水道用水 供給事業 を経営	全事業者	上水道事業 又は 水道用水 供給事業 を経営	簡易水道 事業 のみ経営
事業者数	1,018 (100.0%)	17 (100.0%)	1,035 (100.0%)	953 (100.0%)	85 (100.0%)	60 (100.0%)	201 (100.0%)	10 (100.0%)	0 -	0 -	2,344 (100.0%)	1,306 (100.0%)	1,038 (100.0%)
回収状況													
回答あり(着手状況)	1,018 (100.0%)	17 (100.0%)	1,035 (100.0%)	951 (99.8%)	85 (100.0%)	60 (100.0%)	201 (100.0%)	10 (100.0%)	0 -	0 -	2,342 (99.9%)	1,306 (100.0%)	1,036 (99.8%)
回答なし(着手状況)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 -	0 -	2 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
※策定・進捗状況													
事業者数	1,018 (100.0%)	17 (100.0%)	1,035 (100.0%)	953 (100.0%)	85 (100.0%)	60 (100.0%)	201 (100.0%)	10 (100.0%)	0 -	0 -	2,344 (100.0%)	1,306 (100.0%)	1,038 (100.0%)
着手状況	819 (80.5%)	14 (82.4%)	833 (80.5%)	328 (34.4%)	42 (49.4%)	60 (100.0%)	149 (74.1%)	9 (90.0%)	0 -	0 -	1,421 (60.6%)	1,051 (80.5%)	370 (35.6%)
策定済	510 (50.1%)	8 (47.1%)	518 (50.0%)	30 (3.1%)	10 (11.8%)	53 (88.3%)	80 (39.8%)	8 (80.0%)	0 -	0 -	699 (29.8%)	659 (50.5%)	40 (3.9%)
策定中	46 (4.5%)	0 (0.0%)	46 (4.4%)	8 (0.8%)	1 (1.2%)	1 (1.7%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)	0 -	0 -	61 (2.6%)	52 (4.0%)	9 (0.9%)
3年以内に着手	263 (25.8%)	6 (35.3%)	269 (26.0%)	290 (30.4%)	31 (36.5%)	6 (10.0%)	64 (31.8%)	1 (10.0%)	0 -	0 -	661 (28.2%)	340 (26.0%)	321 (30.9%)
未着手	199 (19.5%)	3 (17.6%)	202 (19.5%)	625 (65.6%)	43 (50.6%)	0 (0.0%)	52 (25.9%)	1 (10.0%)	0 -	0 -	923 (39.4%)	255 (19.5%)	668 (64.4%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいる水安全計画をもとに集計した。

回答あり(着手状況)は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

(1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 29 年度～令和 4 年度（令和 4 年度は令和 4 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 29 年度	72 件
・平成 30 年度	52 件
・平成 31-令和元年度	42 件
・令和 2 年度	57 件
・令和 3 年度	96 件
・令和 4 年度	87 件
・平成 5 年度（12 月時点）	81 件

(2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：FILE02、平成 31-令和元年度以降は FILE03）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	(平成29年4月から29年12月)
平成30年度	平成30年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計(平成20から30年度)_2019.xlsx	(平成30年4月から30年12月)
平成31-令和元年度	平成31年1月から令和元年12月	◆FILE03解析結果_R01(暫定終了20200207).xlsm	(平成31年4月から令和元年12月)
令和2年度	令和2年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和2年4月から令和2年12月)
令和3年度	令和3年1月から令和3年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和3年4月から令和3年12月)
令和4年度	令和4年1月から令和4年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和4年4月から令和4年12月)
令和5年度	令和5年1月から令和5年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和5年4月から令和5年12月)

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す。

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (1/10)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)						
H29-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底		
H29-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第1着水井(原水)	レベル4	○	○		135000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-003	-01	H29.04	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		41000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	雨水供給	比謝川・長田川・天龍川(表流水)倉敷ダム(ダム水)、嘉手納井戸群(湧き井)	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○		40000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉浄水場	レベル4	○	○		4220073	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし	厚生労働省、県総合企画部水政課、構成団体	5.浄水高度管理の徹底			
H29-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	雨水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○		40000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H29-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水(湧き井)	今須中町浄水場	レベル3		○		530	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県庁、県健康課	浄水高度管理の徹底、急速ろ過施設運用の徹底			
H29-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-010	-01	H29.07	青森県	青森県	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4		○		92000	ハタネズミ又はマスクラット(推定)	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし	国土交通省建設局	5.浄水高度管理の徹底			
H29-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-012	-01	H29.07	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		41000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-013	-01	H29.07	北海道	初山町村	飲料水供給施設	茂葉別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場	レベル4		○		3	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部	5.浄水高度管理の徹底			
H29-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	津川川福寿川	表流水	津川福寿川 取水口	レベル4	○	○		6650	前日の降雨の影響(推定)	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部	5.浄水高度管理の徹底			
H29-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○		396347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部食品・生活衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		70000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地流水	勝総浄水場東金分木工	レベル4	○	○		141000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	上水道	指江第4(川内)水源	湧き地下水(湧き井)	指江第4(川内)水源	レベル4		○		1177	ジアルジアの検出	0.1度以下				○	1	原水	健康被害報告なし	県川橋保課	県庁建設部設備課を施設整備し、浄水処理設備		
H29-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○		62508	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	厚生労働省、岩手県、盛岡市保健課	5.浄水高度管理の徹底			
H29-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		22000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-022	-01	H29.09	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		41000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	雨水供給	平瀬川	表流水	平瀬川	レベル4	○	○		4000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H29-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	栗川取水事務所	レベル4	○	○		134000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部、県健康福祉部、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-028	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	侍崎川水系侍崎川	表流水	鶴川市水道局浄水場取水口	レベル4	○	○		6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし	千葉県総合企画部水政課	5.浄水高度管理の徹底			
H29-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸隠浄水場	レベル4	○	○		5700	原水からクリプトポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	新潟県	5.浄水高度管理の徹底			
H29-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場(三島浄水場)	レベル4	○	○		613000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	大阪府健康部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場(村野浄水場)	レベル4	○	○		348000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	大阪府健康部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		32000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○		100000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○		6000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	西谷浄水場	レベル4	○	○		79000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部、県健康福祉部、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月ソート水源:貝月谷支流	レベル4		○		800(1日最大利用者)	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下			○		原水	健康被害報告なし	西濃保健所	クリプトポリジウム等検査実施			
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	千葉県総合企画部水政課	5.浄水高度管理の徹底			
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎県	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		14700	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	厚生労働省、宮崎県中央保健所	5.浄水高度管理の徹底			
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉浄水場	レベル4	○	○		4220073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	厚生労働省、県総合企画部水政課、構成団体	5.浄水高度管理の徹底			
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		41000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第3着水井	レベル4	○	○		115000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部、県健康福祉部、同一水系、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県東第一水道	レベル4	○	○		741104	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし	県保健福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業局	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		119000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系、厚生労働省	5.浄水高度管理の徹底			
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		70000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし	県総合企画部水政課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし	県保健福祉部生活衛生部環境衛生課、同一水系	5.浄水高度管理の徹底			
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	大淀川	レベル4	○	○		35700	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし	厚生労働省、宮崎県中央保健所	5.浄水高度管理の徹底			
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	雨水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県東第二水道	レベル4	○	○		767468	不明	0.1度以下	○	2</									

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/10)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)						
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		22000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水質管理の徹底			
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	雨水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、利根川・荒川水系 環境部	ろ過水質管理の徹底			
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		134000	不明	0.1度以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水質管理の徹底				
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬県水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○		116915	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部衛生食品課、同一水系	ろ過水質管理の徹底				
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	6	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水質管理の徹底				
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水質管理の徹底				
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		46223	不明	0.1度以下	○	6	原水	調査中		県水政課、同一水系	ろ過水質管理の徹底				
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター(取水口)(相模川浄水場)	レベル4	○	○		40000	不明	0.1度以下	○	15	原水	健康被害報告なし		横浜質水管理課保健衛生課生活衛生課、同一水系	ろ過水質管理の徹底				
H29-053	-01	H30.1	宮城県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水		レベル4	○	○		35700	不明	0.1度以下	○	3	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮城県中央保健所	ろ過水質管理の徹底				
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都水道局	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三郷浄水場	レベル4	○	○		310700	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		同一水系、感染症対策課	ろ過水質管理の徹底		
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	雨水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県前山田取水場、群馬県東郷町取水場	レベル4	○	○		677630	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部衛生食品・生活衛生課、同一水系、厚労省	ろ過水質管理の徹底			
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		32000	不明	0.1度以下		○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水質管理の徹底			
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○		100000	不明	0.1度以下		○	4	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水質管理の徹底			
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系 石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○		1000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		富田市、大阪府衛生保健課、厚生労働省	ろ過水質管理の徹底			
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		134000	不明	0.1度以下	○	11	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水質管理の徹底		
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		134000	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水質管理の徹底				
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	雨水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	5	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、同一水系	ろ過水質管理の徹底			
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	鹿島水事務所大滝浄水場 船井町取水場	レベル4	○	○		231672	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水質管理の徹底			
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		134000	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水質管理の徹底		
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県環境生活部環境管理課環境保全課水道課	上水道	一本木1号井(深井戸)及び一本木2号井(深井戸)	表流水	一本木水源地	レベル3				3500	不明	不明		○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本県保健衛生課生活衛生課	調査中のため停止、紫外線照射を行っている	
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬県企業局	雨水供給	利根川水系(渡良瀬川、利根川)	表流水		レベル4	○	○		新田山田(27227人、 妻部地域:40535人)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		「群馬県健康福祉部衛生食品・生活衛生課、厚生労働省 へ連絡済み」 「同一水系、千葉県保健医療部生活衛生課へ連絡済み」	ろ過水質管理の徹底			
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川(表流水)	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○		約217,000人+7,000人	不明	0.1度以下	○	0.5	○	0.75	浄水	健康被害報告なし		北海道、旭川市保健課、環境科に連絡	①ろ過水質管理の徹底、ろ過水質管理の徹底から、汚濁削減のための削減対策	「第2報」を採用。	
H30-003	-01	H30.4	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2	原水	健康被害報告なし		経済産業部保健衛生課生活衛生課へ連絡済み	ろ過水質管理の徹底				
H30-004	-01	H30.4	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底				
H30-005	-01	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	18	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底		
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底		
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下		○	6	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成28年度 給水量ベース)	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底	リスクレベルは、「ちば野の里浄水場」の値を採用		
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底				
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系 石見川支流栗原谷 表流水	表流水	石見川浄水場 原水	レベル4		○		321人(平成30年4月 時点)	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府衛生保健課、1315厚生労働省へ電話連絡済み。	引き続きろ過水質管理の徹底、ろ過水質管理の徹底、ろ過水質管理の徹底				
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道(原水)	一本木2号井(深井戸)	表流水	一本木水源地	レベル3		○		約35,000人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		熊本県保健衛生課生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道(上村第一)	上村第一水源(表流水)	表流水	上村第一水源	レベル4		○		399人	不明	0.1度以下		○	3	原水	健康被害報告なし		岐阜県保健衛生課生活衛生課へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	朝霞浄水場	レベル4		○		朝霞浄水場:3,078,000人 7/1000000000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		国土交通省、神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小種上水、妻野取水	石水水源(湧水)、舟ヶ沢水源(湧水)	表流水	西小種配水池	レベル3		○		7/1000000000	不明	0.1度以下	○	0.5	浄水	健康被害報告なし		小種町一宮久保地蔵堂一宮水文化館	ろ過水質管理の徹底				
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	妻部地域、利根川(表流水)	表流水		レベル4	○	○		妻部地域:40535人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		「群馬県健康福祉部衛生食品・生活衛生課、厚生労働省へ連絡済み」 「同一水系、千葉県保健医療部生活衛生課へ連絡済み」	ろ過水質管理の徹底			
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川(表流水)	表流水		レベル4	○	○		67,372人(潮沼川浄水場)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川(表流水)	表流水		レベル4	○	○		74,073人(平成29年度 元香浄水場給水人口)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池(表流水)	表流水		レベル4	○	○		約39,000人	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		国土交通省、千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底		
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底				
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底				
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4	○	○		7988人(3,127世帯)	不明	0.1度以下		○	6	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底	浄水処理方法「膜ろ過」		
H30-021	-01	H30.8	千葉県	千葉県広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水		レベル4	○	○		4,271,696人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水系(利根川水系利根川)(表流水)	表流水		レベル4	○	○		740,153人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川(表流水)	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○		62,145人(31,280世帯) [H30.3.31現在]	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷浄水場	レベル4	○	○		三郷浄水場:766,000人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底			
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4	○	○		298人	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県保健医療部生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水質管理の徹底	浄水処理方法「膜ろ過」			
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	3	原水	健康被害報告なし		県庁に報告済み	-	データがメールファイル(msg)のみで、不明箇所あり。		
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	雨水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水)、豊敷ダム(ダム水)	表流水	北谷浄水場 原水	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		なし	11日の検出を契機に、北谷浄水場管理課には、現状で汚濁削減対策を実施中との連絡			
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	雨水供給	平南川(表流水)	表流水	平南川	-	○	○		約4万人	不明	-	-	○	1	原水	健康被害報告なし		なし	ろ過水質管理の徹底			
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道																					

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄		
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)								
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	奥隅川水系奥隅川(表流水)	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○	○	6,392戸(H29年度末)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○	○	約119万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし							
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	-	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし							
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小倉浄水場(取水水場) 高瀬部(浄水場) (H30.10.27)	レベル4	○	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし							
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	-	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし							
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用供給	江戸川(表流水)	表流水	江野浄水場(取水水場) (H30.10.27)	-	○	○	○	約119万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品安全衛生課	上水道(旧藤石橋 湧き水)	湧き水	取水位置: 村山市大字岩野	レベル3				○	139世帯 427人	-	0.1度以下				1	原水	健康被害報告なし					「第3報」を採用。		
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系利根川(表流水)	表流水	上野浄水場(取水水場) 高瀬部(浄水場) (H30.10.27)	レベル4	○	○	○	20,207人(平成29年度 上野浄水場給水人口)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	高瀬部浄水場(取水水場) 利根川取水口	レベル4	○	○	○	231,672人(水海道浄水 場)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○	○	約70万人(平成29年度 給水量)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし							
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○	○	約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小倉浄水場(取水水場) 高瀬部(浄水場) (H30.10.27)	レベル4	○	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし							
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	妙見山浄水場	レベル4	○		○		給水人口 5人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし							
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	大淀川(表流水)	レベル4	○	○	○	約119万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用供給	利根川水系利根川(表流水)	表流水	利根川取水口	レベル3	○	○	○	767,468人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用供給	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	レベル4	○	○	○	74万人(計画給水人口)	不明	0.1度超			○	9	原水	健康被害報告なし							
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小倉浄水場(取水水場) 高瀬部(浄水場) (H30.10.27)	レベル4	○	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし							
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小倉浄水場(取水水場) 高瀬部(浄水場) (H30.10.27)	レベル4	○	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道(三ツ谷)	三ツ谷水源(表流水)	表流水	三ツ谷水源取水場	レベル4	○		○	10戸	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-001	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	32			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-002	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	箱根川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-003	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-004	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用供給	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○	○	74万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-004	-02	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用供給	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○	○	74万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-005	-01	H31.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○	○	127,000人	不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-006	-01	H31.01	埼玉県	企業局	水道用供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	野田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-007	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-008	-01	H31.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北条浄水場(取水水場) 利根川取水口	レベル4	○	○	○	約9千人	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-009	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	-	○	○	○	約119万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-010	-01	H31.01	京都府	京都府船井郡京丹波町	上水道	京丹波町水道事業 中山浄水場 着水弁	表流水	中山浄水場	-	○	○	○	約90人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-011	-01	H31.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川(表流水)	表流水	能又取水場	-	○	○	○	160,070人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-012	-01	H31.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	箱根川水系(表流水)/相模川水系(表流水)	表流水	西長沢浄水場	レベル4	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-013	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用供給	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○	○	74万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-014	-01	H31.02	長野県	長野県企業局	上水道	一級河川 千曲川(表流水)	表流水	上田市牧地新 上田農水課首工	-	○	○	○	74万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-015	-01	H31.02	群馬県	群馬県企業局	水道用供給	東部地域: 利根川(表流水)	表流水	群馬県企業局千代田大字瀬戸井地先	-	○	○	○	405,355人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-016	-01	H31.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	-	○	○	○	約70万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-017	-01	H31.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用供給	江戸川(表流水)	表流水	江野浄水場(取水水場) (H30.10.27)	-	○	○	○	4,271,696人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-018	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	高瀬部浄水場(取水水場) 利根川取水口	-	○	○	○	308,341人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-019	-01	H31.02	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-020	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	高瀬部浄水場(取水水場) 利根川取水口	-	○	○	○	308,341人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-021	-01	H31.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	43	○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-022	-01	H31.03	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4	○		○	2,778,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-023	-01	H31.04	栃木県	企業局	上水道、工水	鬼怒川(表流水)	表流水	鬼怒川水道事務所(坂戸取水場)	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-024	-01	H31.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	17			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-025	-01	H31.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○	○	127,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-026	-01	H31.04	埼玉県	入間市	上水道	入間川(伏流水)	伏流水	健山浄水場	レベル3	○		○	30,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-027	-01	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	箱根川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし							
H31-R01-027	-02	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○	○	記載なし	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-028	-01	R01.05	高知県	高知県	橋島水道	伏流水	伏流水	橋原町橋島水道 六丁地区	レベル4	○		○	171人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし							
H31-R01-029	-01	R01.06	福井県	福井県	雨水供給	丸根川水系竹田川(表流水)	表流水	福井県企業局丸根川水系竹田川取水場	-	○	○	○	137,5千人	不明	0.1度以下			○</										

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (5/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
										検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)													
R02-039-01		R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			○	15人	水源施設に哺乳動物(ハブビシ)が侵入	記載なし	○	2	○	15	原水	健康被害報告なし		11月20日厚生労働省へ第1報を報告。同日長野県へ報告。24日厚生労働省へ第2報を報告。	浄水処理方法:塩素滅菌 11月18日検査		
R02-039-02		R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			○	15人	水源施設に哺乳動物(ハブビシ)が侵入	記載なし	○	8	○	1	配水池水	健康被害報告なし		11月20日厚生労働省へ第1報を報告。同日長野県へ報告。24日厚生労働省へ第2報を報告。	浄水処理方法:塩素滅菌 11月19日検査		
R02-040-01		R02.11	北海道	遠別町	簡易水道	本別地区水源(表流水)	表流水	取水場	-			○	2,602人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		北海道立保健研究所へ水質検査結果報告				
R02-041-01		R02.11	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	25	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-042-01		R02.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	4	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-043-01		R02.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約122万人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-044-01		R02.12	熊本県	熊本市上下水道局	上水道	一本木1号(認可深1号)深井戸	深井戸	一本木水源池	レベル3			○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		熊本市上下水道局から熊本県保健所に連絡済み	浄水処理方法:紫外線処理		
R02-045-01		R02.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-046-01		R02.12	埼玉県	企業局	雨水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-047-01		R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-047-02		R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		14.7万人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-048-01		R02.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川水系利根川浄水場 利根川取水口	-	○	○		310,081人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-048-01		R02.12	新潟県	新潟市水道局	上水道	西川(表流水)	表流水	巻津水場	レベル4	○	○		41,523人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		新潟県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-050-01		R02.12	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	7	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R02-051-01		R02.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	7	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-001-01		R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	4	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-002-01		R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-003-01		R03.01	埼玉県	企業局	雨水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	行田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-004-01		R03.01	埼玉県	企業局	雨水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	7	○	2	原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-005-01		R03.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人(下北方浄水場)、14.7万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-006-01		R03.01	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○		29,246人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		新潟県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-007-01		R03.01	埼玉県	企業局	雨水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-008-01		R03.01	埼玉県	企業局	雨水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-008-01		R03.01	北海道	増毛町	簡易水道	岩老水系カキの沢川(表流水)	表流水	増毛浄水場 道有林12区 水源取水口	-			○	19人	河川への動物進入か	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		北海道立保健研究所へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-010-01		R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	96	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-011-01		R03.01	熊本県	(熊本市上下水道局)	上水道	一本木1号(認可深1号)深井戸	深井戸	一本木水源池	レベル3			○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		熊本県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:紫外線処理		
R03-012-01		R03.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	利根川水系利根川(栗山川)	レベル4	○	○		256,005人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-013-01		R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	60	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-013-02		R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	189	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-014-01		R03.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-015-01		R03.02	北海道	中笠川広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川(表流水)	表流水	中笠川浄水場(空知川取水口)	-			○	64,655人	原水の汚染(野生動物や家畜の糞)	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		北海道立保健研究所へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-016-01		R03.02	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4			○	7,435人	不明	0.1度以下	○	28	○	10	原水	健康被害報告なし		埼玉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-017-01		R03.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-018-01		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	137	○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-018-02		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	10	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-019-01		R03.02	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	大崎取水口付近	-			○	19人	不明	0.1度以下	○	3	○		原水	健康被害報告なし		岐阜県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-020-01		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		136千人	不明	0.1度以下	○	11	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-021-01		R03.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約60万人	不明	0.1度以下	○		○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-022-01		R03.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	雨水供給	江戸川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		432,418人	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-023-01		R03.02	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-024-01		R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川水系利根川(栗山川)	レベル4	○	○		256,005人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-024-02		R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	利根川水系利根川(栗山川)	レベル4	○	○		256,005人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-025-01		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4			○	136千人	不明	0.1度以下	○	5	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-026-01		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	5	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-027-01		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	7	○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-027-02		R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北茨城水場(山武郡境芝刈野実1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	3	○		原水	健康被害報告なし		千葉県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-028-01		R03.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約122万人	不明	0.1度以下	○	8	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-029-01		R03.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人(下北方浄水場)、14.7万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○	3	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県健康部保健衛生生活衛生課へ連絡済み	浄水処理方法:塩素滅菌		
R03-030-01		R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団</																						

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
R03-033	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし	令和3年7月5日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、神奈川県環境衛生部、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-034	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-034	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	5	○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-035	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	-	○	○	136千人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-036	-01	R03.03	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-037	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-037	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-038	-01	R03.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	新田取水口(相模川) 高尾浄水場(相模川)4470	レベル4	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-039	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	8	○	3		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-040	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-041	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	茂取水場(山形郡桂沢町芝室1791番地)	レベル4	○	○	58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	2		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-042	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○	約122万人	不明	0.1度以下	○	24			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-043	-01	R03.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	9			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-044	-01	R03.04	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	新田取水口(相模川) 高尾浄水場(相模川)4470	レベル4	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-045	-01	R03.04	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	レベル4	○	○	約110万人(令和元年度給水量)	不明	0.1度以下	○		○	15		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県水道及び利根川-荒川水系水道事業推進本部より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-046	-01	R03.04	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川(表流水)	表流水	川崎取水ポンプ場	-	○	○	約45万人	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 沖縄県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-047	-01	R03.04	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-048	-01	R03.05	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	勝取水口	-		○	37人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 岐阜県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-049	-01	R03.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-050	-01	R03.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川(表流水)	表流水	川崎取水ポンプ場	-	○	○	約45万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 沖縄県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-051	-01	R03.05	岐阜県	関ヶ原町	簡易水道	関ヶ原町藤吉川ダム(表流水)	表流水	岐阜県関ヶ原町藤吉川浄水場	レベル4	○	○	およそ3000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 岐阜県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-052	-01	R03.05	高知県	高知県	簡易水道	松谷水(松谷川 表流水)	表流水	松谷水(松谷川 表流水)	-		○	293人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 高知県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-053	-01	R03.05	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-054	-01	R03.06	北海道	中空知広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川(表流水)	表流水	中空知広域水道企業団(石狩市)浄水場(石狩市)	-	○	○	64,655人	不明	0.1度以下	○		○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 北海道健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-055	-01	R03.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-056	-01	R03.06	岩手県	軽米町(かるまいまち)	上水道	小玉川第1水源(ユム平沢、表流水)	表流水	漏水管中間蛇口	-	○	○	110人(34世帯)	不明	0.1度以下	○	21			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 岩手県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-057	-01	R03.06	千葉県	千葉県	専用水道	地下水	フム-INN 湧泉	地下水	フム-INN 湧泉	レベル3	○	200人(定員)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-058	-01	R03.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	新田取水口(相模川) 高尾浄水場(相模川)4470	レベル4	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-059	-01	R03.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○	256,005人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 茨城県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-060	-01	R03.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川(表流水))	表流水	群馬用水(利根川水系利根川(表流水))	レベル3	○	○	772,523人	不明	0.1度以下	○		○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 群馬県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-061	-01	R03.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野取水場	-	○	○	127,000人	不明	0.1度以下	○		○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 千葉県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-062	-01	R03.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場(原水)	レベル4	○	○	422人	不明	0.1度以下	○		○	2		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 滋賀県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-063	-01	R03.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-064	-01	R03.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-065	-01	R03.09	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	神代川(表流水)	レベル4	○	○	14	不明	0.1度以下	○	14	○	5		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 東京都健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-066	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-067	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-068	-01	R03.10	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 神奈川県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-069	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	表流水	表流水	第二水源浄水場 着水井	-	○	○	給水人口:約1700人	排出源:野生動物(鹿等)※推測	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 京都府健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-070	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	表流水	表流水	下山取水場	-	○	○	給水人口:約8100人	排出源:野生動物(鹿等)※推測	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 京都府健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認				
R03-071	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	澗沼川(表流水)	表流水	澗沼川(表流水)	レベル4	○	○	66,615人(澗沼川浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	2		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 茨城県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-072	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	那珂川(表流水)	表流水	那珂川(表流水)	レベル4	○	○	678,376人(水戸浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1		原水	健康被害報告なし	令和3年7月15日 茨城県健康増進生活衛生部生活衛生課、建設部水道課、山崎地区上下水道課より報告。浄水場浄水設備、ろ過装置、消毒装置、ろ過装置の点検実施。	ろ過水濁度の確認			
R03-073	-01	R03.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○	-	不明	0.1度以下	○	26	</									

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)							
R03-083-01		R03.12	岐阜県	飛騨市	上水道	大谷(表流水)	表流水	大谷第1水源取水場	-			○	364人(128戸)	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日20時岐阜県保健所へ連絡済	浄水高度管理の徹底	
R03-084-01		R03.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)及び清勾川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所及び相模川取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R03-085-01		R03.12	岩手県	岩手県(いわいずみちょう)	上水道	泉沢川水源(表流水)	表流水	普通沈殿池(原水採取位置)	-			○	1872人(717戸)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 岩手県保健所へ連絡済。岩手県衛生部へ連絡済。岩手県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R03-086-01		R03.12	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		156万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R03-087-01		R03.12	東京都	東京都	上水道	三郷取水場(埼玉三郷市新和)	表流水	三郷取水場	レベル4	○	○		200人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 東京都保健所へ連絡済。東京都衛生部へ連絡済。東京都内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R03-088-01		R03.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		235,871人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 茨城県保健所へ連絡済。茨城県衛生部へ連絡済。茨城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R03-089-01		R03.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川取水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○		○	4	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-001-01		R04.01	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○		28,771人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 新潟県保健所へ連絡済。新潟県衛生部へ連絡済。新潟県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-002-01		R04.01	千葉県	鎌倉市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県取水管理事務所14号取水場	-	○	○		44,094人	不明	0.1度以下	○		○	6	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-003-01		R04.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		18.9万人(下北方浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	18	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-003-02		R04.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		15.6万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	18	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-004-01		R04.01	埼玉県	企業局	水道用供給事業	江戸川	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸	レベル1	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	5	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 埼玉県保健所へ連絡済。埼玉県衛生部へ連絡済。埼玉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-005-01		R04.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		57千人	不明	0.1度以下	○		○	5	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-006-01		R04.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		270,176人(利根川浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 茨城県保健所へ連絡済。茨城県衛生部へ連絡済。茨城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-007-01		R04.01	埼玉県	企業局	水道用供給事業	江戸川	表流水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	2	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 埼玉県保健所へ連絡済。埼玉県衛生部へ連絡済。埼玉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-008-01		R04.01	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川	表流水	川本浄水場 六堰取水口	レベル4	○	○		7,446人	不明	0.1度以下	○		○	20	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 埼玉県保健所へ連絡済。埼玉県衛生部へ連絡済。埼玉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-009-01		R04.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	表流水	鹿又取水場	-	○	○		155,828人	不明	0.1度以下	○		○	6	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-010-01		R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		57千人	不明	0.1度以下	○		○	11	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-011-01		R04.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	6	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-012-01		R04.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用供給	江戸川	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		4,341,222人(令和2年度現在、千葉県水道分)	不明	0.1度以下	○		○	2	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-013-01		R04.02	大阪府	箕面市上下水道局	上水道	箕面川	表流水	箕面取水場	レベル4	○	○		233,844人(令和2年度現在)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 大阪府保健所へ連絡済。大阪府衛生部へ連絡済。大阪府内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-014-01		R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		57千人	不明	0.1度以下	○		○	30	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-015-01		R04.02	東京都	東京都	上水道	相模川	表流水	相模川取水場	レベル4	○	○		100人(令和2年度配水)	不明	0.0度			○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 東京都保健所へ連絡済。東京都衛生部へ連絡済。東京都内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-015-02		R04.02	東京都	東京都	上水道	相模川	表流水	相模川取水場	レベル4	○	○		100人(令和2年度配水)	不明	0.0度			○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 東京都保健所へ連絡済。東京都衛生部へ連絡済。東京都内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-016-01		R04.02	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		18.9万人(下北方浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	3	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-016-02		R04.02	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		15.6万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	4	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 宮城県保健所へ連絡済。宮城県衛生部へ連絡済。宮城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-017-01		R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		57千人	不明	0.1度以下	○		○	7	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-018-01		R04.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	相模川取水場	レベル4	○	○		約122万人	不明	0.1度以下	○		○	4	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-019-01		R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	160	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-020-01		R04.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		66,815人(利根川浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 茨城県保健所へ連絡済。茨城県衛生部へ連絡済。茨城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-021-01		R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	100	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-022-01		R04.03	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢取水場 第3着水(原水)	レベル4	○	○		約141万人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-023-01		R04.03	神奈川県	横浜貫市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○		○	3	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-024-01		R04.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川及び鬼怒川	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		228,463人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 茨城県保健所へ連絡済。茨城県衛生部へ連絡済。茨城県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-025-01		R04.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	相模川取水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○		○	4	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-026-01		R04.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		57千人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-027-01		R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	13	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-028-01		R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	63	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-029-01		R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	6	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-030-01		R04.04	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場(千葉県市原市養老川42-3)	-	○	○		約2万3千300人(令和2年度現在)	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 千葉県保健所へ連絡済。千葉県衛生部へ連絡済。千葉県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-031-01		R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	清勾川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業団より、浄水高度管理の徹底を要請。	浄水高度管理の徹底	
R04-032-01		R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	3	原水	健康被害報告なし			健康被害報告なし	2013年12月19日 神奈川県保健所及び神奈川県衛生部へ連絡済。神奈川県内広域水道企業		

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (9/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濃度	クリプトポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)							
R04-087-01		R04.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水		レベル4	○	○		258,148人(水海道浄水場)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年12月25日 13:30 茨城県企業局水取、14:15 厚生労働省へ連絡		ろ過水濃度管理の徹底			
R05-001-01		R05.01	東京都	東京都	上水道	-	表流水				○		1,800人	不明	0.1度以下	○	1	原水	健康被害報告なし								
R05-002-01		R05.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	7	○	7	原水	健康被害報告なし						
R05-003-01		R05.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	14	○	5	原水	健康被害報告なし						
R05-004-01		R05.01	千葉県	千葉県企業局	上水道	長老川水系 高滝ダム	表流水			○	○		43,852人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし						
R05-005-01		R05.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	表流水			○	○		96,460人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-006-01		R05.01	岐阜県	七宗町	簡易水道	神瀬川	表流水				○		1,512人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-007-01		R05.01	埼玉県	企業局	用水供給	江戸川	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし						
R05-008-01		R05.01	群馬県	群馬県東部水道企業団	上水道	利根川	表流水			○	○		399,770人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-009-01		R05.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし						
R05-009-02		R05.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし						
R05-010-01		R05.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水			○	○		310,579人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-011-02		R05.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水			○	○		258,148人	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-012-01		R05.01	千葉県	千葉県広域水道企業団	上水道	桂川砂防ダム	表流水			○	○		458人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-013-01		R05.01	香川県	香川県広域水道企業団	上水道	当浜川	表流水			○	○		74人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-014-01		R05.02	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	6	○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-015-01		R05.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	21			原水	健康被害報告なし						
R05-016-01		R05.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川(黒山川)	表流水			○	○		57,000人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-017-01		R05.02	新潟県	新潟市水道局	上水道	西川	表流水			○	○		40,990人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-018-01		R05.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし						
R05-019-01		R05.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-020-01		R05.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水			○	○		4,345,970人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-021-01		R05.02	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
R05-022-01		R05.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水			○	○		9,400戸	不明	0.1度以下	○		○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-023-01		R05.02	埼玉県	企業局	用水供給	江戸川	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○				原水	健康被害報告なし						
R05-024-01		R05.02	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
R05-024-02		R05.02	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		15.3万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし						
R05-025-01		R05.02	高知県	簡易水道	簡易水道	高知県高岡郡橋岡町坂本川	表流水				○		165人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-026-01		R05.03	大阪府	箕面市上下水道局	上水道	箕面川	表流水				○		23,572人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-027-01		R05.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	47			原水	健康被害報告なし						
R05-027-02		R05.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-028-01		R05.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	遠田第3水源	表流水						約160戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-029-01		R05.03	香川県	香川県広域水道企業団	上水道	地蔵前水源(砂防ダム)	表流水			○	○		約3,600戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-030-01		R05.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-031-01		R05.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水			○	○		310,579人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-032-01		R05.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし						
R05-032-02		R05.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		15.3万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-033-01		R05.03	熊本県	-	上水道	一本木水源(深2号井)	深井戸	一本木水源					約25,000人	不明	-		○	1		原水	健康被害報告なし						
R05-034-01		R05.03	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-035-01		R05.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	12	○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-035-02		R05.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○		○	6	原水	健康被害報告なし						
R05-036-01		R05.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし						
R05-037-01		R05.04	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
R05-037-02		R05.04	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水			○	○		15.3万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-038-01		R05.04	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-039-01		R05.04	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水	表流水				○		23人	不明	0.1度以下			○	6	原水	健康被害報告なし						
R05-040-01		R05.05	岐阜県	飛騨市	上水道	種蔵水源	表流水				○		75人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R05-041-01		R05.05	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川	表流水						28,128人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-042-01		R05.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水			○	○		-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R05-043-01		R05.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水			○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし						
R05-044-01		R05.05	宮城県	上下水道局浄水課水質管理センター	上水道	大淀川	表流水			○	○		20.9万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R05-045-01		R05.05	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水			○	○		約60万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/10)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合 ○)	濃度 (個/10L)						
R05-046	-01	R05.05	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和5年2月20日 神奈川県健康医療衛生課等生活衛生課へ連絡 5.浄水処理管理の徹底		
R05-047	-01	R05.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		令和5年2月20日 神奈川県健康医療衛生課等生活衛生課へ連絡 5.浄水処理管理の徹底		
R05-048	-01	R05.06	大阪府	能勢町	上水道	-	表流水	妙見山浄水場			○			5人	-	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-049	-01	R05.06	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口		○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-050	-01	R05.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-051	-01	R05.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-052	-01	R05.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-053	-01	R05.08	千葉県	千葉県	上水道	養老川	表流水	面白浄水場 面白着水井		○	○			1,833人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-054	-01	R05.08	愛媛県	-	上水道	-	表流水	上須成水源			○			287人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-055	-01	R05.08	東京都	東京都	簡易水道	-	表流水	利島村浄水場			○			307人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-056	-01	R05.08	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-057	-01	R05.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	清川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-058	-01	R05.09	東京都	東京都	上水道	-	湧水	洞輪沢浄水場			○			681人	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-059	-01	R05.09	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口		○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-060	-01	R05.09	東京都	東京都	上水道	-	表流水	北秋川浄水場			○			約1300人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-061	-01	R05.10	高知県	高知県	上水道	矢の川 支川	表流水	堀川田簡易水道 原水取水地				○		206人	-	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-062	-01	R05.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-062	-02	R05.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	清川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-063	-01	R05.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000人	不明	0.1度以下	○	2			原水	確認中		浄水処理管理の徹底		
R05-064	-01	R05.10	埼玉県	企業局	用水供給	荒川	表流水	吉見浄水場 荒川右岸		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-065	-01	R05.10	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川	表流水	木下取水場		○	○			約118万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-066	-01	R05.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川	表流水	鶴川市水道局横溝浄水場取水口		○	○			7,249人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-067	-01	R05.10	群馬県	富岡市	上水道	碓氷川	表流水	南蛇井ポンプ場			○			46,038人	-	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-068	-01	R05.10	群馬県	健康福祉部食品・生活衛生課水道係	上水道	片品川	表流水	沼田浄水場			○			24,086人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-069	-01	R05.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-070	-01	R05.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	那珂川	表流水	小雀浄水場		○	○			675,654人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-071	-01	R05.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-072	-01	R05.11	埼玉県	企業局	用水供給	荒川	表流水	大久保浄水場 荒川左岸		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-073	-01	R05.11	宮城県	宮崎市	上水道	大湊川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			21.3万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-073	-02	R05.11	宮城県	宮崎市	上水道	大湊川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			14.3万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-074	-01	R05.12	京都府	京丹波町	上水道	-	表流水	下山取水場(畑山浄水場)		○	○			約6100人	排出源・野生動物(鹿等)※推測	0.1度以下	○	1	○	0	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-075	-01	R05.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	濁沼川	表流水	濁沼川浄水場 濁沼川取水場		○	○			65,688人	不明	0.1度以下	○	1	○	14	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-076	-01	R05.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	清川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-077	-01	R05.12	宮城県	宮崎市	上水道	大湊川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			21.3万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-077	-02	R05.12	宮城県	宮崎市	上水道	大湊川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			14.3万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-078	-01	R05.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県泉央第二水道			○			772,523人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-079	-01	R05.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口		○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	2	○	5	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-080	-01	R05.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川浄水場 利根川取水口		○	○			266,377人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		
R05-081	-01	R05.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	4	○	2	原水	健康被害報告なし		浄水処理管理の徹底		

5. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理

令和5年1月～12月に内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が公表された水質基準項目等は表5-1に掲げた11物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDIやADI等の根拠とされた動物実験の概要等を表5-2にまとめた（入手URL: <https://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>）。

過去の評価結果（H29年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表5-3に評価値等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表5-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						評価値種類	評価値（ADI, ARfD, TDI等）
			評価品目名(評価書版No.)	CAS番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類		
1	対-035	グルホシネート	グルホシネート(第5版)	77182-82-2	農薬	R4.11.24	R5.2.1	ADI	0.0091mg/kg体重/日	
								ARfD	0.01mg/kg体重	
2	対-061	チオベンカルブ	チオベンカルブ(第3版)	28249-77-6	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI	0.009mg/kg体重/日	
								ARfD	1mg/kg体重	
3	対-078	フェニトロチオン	フェニトロチオン(第3版)	122-14-5	農薬・動物用医薬品	R5.5.24	R5.11.16	ADI	0.0049 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.036mg/kg体重	
4	対-085	ブタクロール	ブタクロール(第2版)	23184-66-9	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI	0.01mg/kg体重/日	
								ARfD	0.49mg/kg体重	
5	対-087	プロロフェジン	ADI、ARfDの通知のみ	953030-84-7	農薬	R5.8.31	R5.10.11	ADI	0.009mg/kg体重/日	
								ARfD	0.5mg/kg体重	
6	対-090	プロシミドン	プロシミドン(第4版)	32809-16-8	農薬	R5.5.24	R5.8.1	ADI	0.035mg/kg体重/日	
								ARfD	一般の集団 0.3mg/kg体重	
7	対-091	プロチオホス	プロチオホス(第2版)	34643-46-4	農薬	R4.7.13	R5.7.12	ADI	0.0027 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.05 mg/kg 体重	
8	他-018	キザロホップエチル	キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	キザロホップ: 76578-14-8 キザロホップPテフリル: 100646-51-3	農薬	R4.10.19	R5.3.29	ADI	0.009 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.3 mg/kg 体重	
9	他-033	シフルトリン	シフルトリン(第2版)	68359-37-5	農薬	R5.8.31	R5.9.15	ADI	0.023 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.023 mg/kg 体重	
10	他-048	チフルザミド	チフルザミド(第4版)	130000-40-7	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI	0.014 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.25 mg/kg 体重	
11	他-083	メタミドホス	メタミドホス(第3版)	10265-92-6	農薬 農薬	R5.7.13	R6.2.14	ADI	0.00056 mg/kg 体重/日	
								ARfD	0.003 mg/kg 体重	

*農薬類：対;水質管理目標設定項目15の対象農薬、要;要検討農薬、他;その他農薬類

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (1/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版No.)	評価結果 (TDI, ADI等)	試験/根拠データ					不確実係数	評価結果 通知日		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント			種類	値 (mg/kg 体重/日)
1	対-007	アセフェート	0.006 (-)	アセフェート (第4版)	ADI : 0.0024 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄 : 赤血球及び脳 ChE 活性阻害 (20% 以上) (発がん性は認められ ない)	NOAEL	0.24	100 (種差10、 個体差10、-)	R6.2.14
					ARfD : 0.1 mg/kg 体重/日	経口投与試験	ヒト	単回	カプセル経 口	影響なし	NOAEL	1.0	10 (種差1、個 体差10、-)	
					<p>アセフェート投与による影響は、主に赤血球及び脳ChE活性阻害、血液（貧血等）並びに鼻腔（嗅上皮変性/再生）に認められた。催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>発がん性試験において、ラットの雌雄で鼻腔の腫瘍発生が認められ、マウス雌で肝腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ラットを用いた2世代及び3世代繁殖試験において、着床数減少が認められた。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をアセフェート及び代謝物Ⅱと設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.24 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0024 mg/kg体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>アセフェートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、無毒性量のうち最小値はラットを用いたChE活性阻害試験⑥の0.5 mg/kg体重であったが、最小毒性量は2.5 mg/kg体重であり、ヒト志願者における単回投与試験の無毒性量は1.0 mg/kg体重であった。各種試験結果から、ChE活性阻害作用に対する感受性に種差はないと考えられることから、ヒト志願者における単回経口投与試験の無毒性量1.0 mg/kg体重を根拠として、安全係数10（種差：1、個体差：10）で除した0.1 mg/kg体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。</p>									
<p>農薬抄録 アセフェート（殺虫剤）（平成21年9月2日改訂）：アリストライフサイエンス株式会社、一部公表；農薬抄録 アセフェート（殺虫剤）（平成26年11月28日改訂）：アリストライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (2/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類		値 (mg/kg 体重/日)	
2	対-035	グルホシネート	0.02 (-)	グルホシネート (農業第5版)	ADI : 0.0091 mg/kg体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌	親動物 P 雌雄：腎絶対重量増加等 F1 雌雄：腎絶対及び比重量増加等 児動物 F1：産児数減少等 F2：腎絶対及び比重量増加 (繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	0.91	100 (種差10、個体差10、-)	R5.2.1
					ARfD : 0.01 mg/kg体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠 6~27日	強制経口	母動物：排糞量減少、体重増加抑制及び摂餌量減少 胎児：毒性所見なし (催奇形性は認められない)	NOAEL	1	100 (種差10、個体差10、-)	
<p>「グルホシネート」には光学異性体 (L 体及びD 体) が存在し、ラセミ体であるグルホシネートと活性本体であるL 体を選択的に含有するグルホシネートP がある。このため、同一の物として合わせて評価できないことから、個別に評価した上で、これらが使用される実場面を考慮して総合評価を実施した。</p> <p>《総合評価》 グルホシネート及びグルホシネートP の農薬としての活性成分は光学異性体のL体であるが、両者の毒性試験の比較から動物における毒性発現も主にL 体によるものと推察できる。食品安全委員会は、両者の総合的な評価として、L 体を選択的に含有し、毒性も強く現れるグルホシネートP に基づく評価を適用するのが適当であると判断し、グルホシネートP で設定したADI (0.0091 mg/kg体重/日) 及びARfD (0.01 mg/kg体重) をグルホシネートのADI及びARfD と設定した。 ばく露評価対象物質については、各種試験結果から、グルホシネート (グルホシネートP を含む。) 並びに代謝物B 及びZ と設定した。</p> <p>《グルホシネートの評価》 グルホシネート投与による影響は、主に中枢神経系 (鎮静、円背位等) 、腎臓 (重量増加等) 及び血液 (貧血等) に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をグルホシネート並びに代謝物B 及びZ と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年6 か月間慢性毒性/発がん性併合試験の1.9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.019 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。また、グルホシネートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた28 日間強制経口投与毒性及びメカニズム試験における雌の無毒性量1 mg/kg 体重/日であった。当該試験の最小毒性量は8 mg/kg 体重/日であり、エンドポイントは体重への影響であった。一方で、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験において雌の無毒性量5.5 mg/kg 体重/日が得られており、当該用量では体重への影響は認められないことから、総合的に勘案し、イヌに対する無毒性量は5.5 mg/kg 体重/日と判断した。以上のことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.055 mg/kg 体重を急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p> <p>《グルホシネートPの評価》 グルホシネートP 投与による影響は、主に腎臓 (重量増加等) 及び中枢神経系 (大脳の神経網空胞化等) に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をグルホシネートP 及び代謝物B と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 世代繁殖試験の0.91 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0091 mg/kg 体重/日をADI と設定した。 また、グルホシネートP の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.01 mg/kg 体重をARfD と設定した。</p>														
<p>農業抄録 グルホシネートP (除草剤) (平成18 年10 月31 日改訂) : 明治製薬株式会社、一部公表; 農業抄録 グルホシネートP (除草剤) (令和2 年10 月1 日改訂) : Meiji Seika ファルマ株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (3/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価							不確実係数	評価結果通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							値 (mg/kg 体重/日)	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				種類
3	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01 (一)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (第3版)	ADI : 0.004 mg/kg体重/日 ARfD : 0.1 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	イヌ	90日間	強制経口	雌雄：肝細胞空胞化及び門脈周囲の脂肪変性等	NOAEL	0.4	100 (種差10、個体差10、-) 100 (種差10、個体差10、-) 100 (種差10、個体差10、-) 100 (種差10、個体差10、-)	R6.1.31
						慢性毒性試験	イヌ	1年間	強制経口	雌雄：肝絶対及び比重量増加等	NOAEL	0.4		
						一般薬理試験	マウス	単回	強制経口	マウス：雄：反応性・反射の亢進、過敏等	NOAEL	10.0		
						一般薬理試験	ウサギ	単回	強制経口	ウサギ：雄：体温低下、姿勢異常及び呼吸促進	NOAEL	10.0		
<p>ダゾメット及びメタムは、メチルイソチオシアネート (MITC) に分解され効果を示すと考えられている。これらの化合物はそれぞれ独立した毒性試験等が行われており、同一の物質として合わせて評価できないことから、個別に評価した。その上で、ダゾメット及びメタムは、水の存在下でMITCに容易に分解され、植物体内では概ねMITCとして存在すると考えられることから総合評価を実施した。</p> <p>《ダゾメットの評価》 ダゾメット投与による影響は、主に体重 (増加抑制)、血液 (貧血)、肝臓 (重量増加等) 及び脾臓 (ヘモジデリン沈着等) に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。</p> <p>また、ダゾメットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の2.8 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.028mg/kg 体重を急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p> <p>《メタムの評価》 ① メタムアンモニウム塩：メタムアンモニウム塩投与による影響は、主に体重 (増加抑制) 及び胃 (前胃角化亢進、腺胃粘膜上皮過形成等) に認められた。発がん性、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において、生存児数減少、死産児数増加等が認められた。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験及びラットを用いた2世代繁殖試験の0.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.005 mg/kg 体重/日をADIと設定した。</p> <p>また、メタムアンモニウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の3mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.03mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>② メタムナトリウム塩及びメタムカリウム塩 メタムカリウム塩については、メタムナトリウム塩と毒性が同等と考えられることから、ADI等の設定に当たってはメタムナトリウム塩の各種試験結果を基に評価を行った。</p> <p>メタムナトリウム塩投与による影響は、主に体重 (増加抑制)、血液 (貧血)、胃 (前胃粘膜上皮過形成) 及び膀胱 (粘膜上皮過形成) に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で髄膜瘤等が認められた。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の0.75 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0075 mg/kg 体重/日をADIと設定した。</p> <p>また、メタムナトリウム塩及びカリウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の2.16 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.021 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>《メチルイソチオシアネート (MITC) の評価》 MITC 投与による影響は、主に体重 (増加抑制)、肝臓 (重量増加、肝細胞脂肪変性等) 及び前胃 (肥厚等) に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日をADIと設定した。</p> <p>また、MITCの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>《総合評価》 ダゾメット及びメタムは農業として散布された後、土壤中でMITCに分解され、植物体内では概ねMITCとして残留すると考えられることから、ダゾメット、メタム及びMITCにおける農産物中のばく露評価対象物質をMITCと設定した。また、これら3物質の総合的な評価には、活性成分であるMITCに基づく評価を適用するのが適当であると判断した。</p> <p>MITC 投与により行われた各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日をダゾメット、メタム及びMITCのグループ許容一日摂取量 (ADI) と設定した。</p> <p>MITCの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重をダゾメット、メタム及びMITCのグループ急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p>														
<p>農業抄録 メチルイソチオシアネート (殺センチュウ及び殺菌剤) (平成24年9月28日改訂)：バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表；豪州②：Metham Sodium, Dazomet and Methylisothiocyanate (MITC). Volume II. NRA Special Review Series 97.2 (1997)；豪州：Metham Sodium, Dazomet and Methylisothiocyanate (MITC). Volume III. NRA Special Review Series 97.2 (1997)；EFSA: Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance metham. European Food Safety Authority (2011)</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (4/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版No.)	評価結果 (TDI、ADI等)	試験/根拠データ					不確実係数	評価結果 通知日		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント			種類	値 (mg/kg 体重/日)
4	対-061	チオベンカルブ	0.02 (-)	チオベンカルブ (第3版)	ADI : 0.009 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄：体重増加抑制等 (発がん性は認められない)	NOAEL	0.9	100 (種差10、 個体差10、-)	R5.11.1
					ARfD : 1 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄：歩行異常、運動量の低下、感覚反応の低下等	NOAEL	100.0	100 (種差10、 個体差10、-)	
					<p>チオベンカルブ投与による影響は、主に肝臓（重量増加、肝細胞肥大等：ラット及びマウス）及び腎臓（硝子滴沈着等：ラット）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、歩行異常、感覚反応の低下等が認められたが、90日間亜急性神経毒性試験においては、神経毒性は認められなかった。</p> <p>各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をチオベンカルブ（親化合物のみ）と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.9 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.009 mg/kg体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>チオベンカルブの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量100 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。</p>									
<p>US EPA : Reregistration Eligibility Decision THIOBENCARB(1997) ; 農薬抄録チオベンカルブ（除草剤）（平成21年3月31日改訂）：クミアイ化学工業株式会社、一部公表；食品健康影響評価について（令和4年9月28日付け4消安第3354号）；Technical Bolero® : Combined Oncogenicity and Toxicity Study in Dietary Administration to the Rat, Amended Final Report（GLP対応）：Life Science Research Limited（英国）、1984年、未公表；An Acute Neurotoxicity Study of BOLERO® Technical in Rats（GLP対応）：WIL Research Laboratories, Inc.（米国）、1993年、未公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (5/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値 (mg/kg 体重/日)		
5	対-078	フェントロチオン	0.01 (-)	フェントロチオン (第3版)	ADI : 0.0049 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄 : 赤血球及び脳 ChE 活性阻害(20%以上) (発がん性は認められない)	NOAEL	0.49	100 (種差10、 個体差10、-)	R5.11.16
					ARfD : 0.036 mg/kg 体重	投与試験	ヒト	4日間	カプセル投 与	毒性所見なし	NOAEL	0.4	10 (種差1、個 体差10、-)	
					フェントロチオン投与による影響として、主にChE 活性阻害が認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遅発性神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をフェントロチオン（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.49 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0049 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。 また、フェントロチオンの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ヒトにおける急性投与試験の0.33 mg/kg 体重であったが、4日間投与試験において無毒性量0.36 mg/kg 体重/日が得られており、ヒトにおける無毒性量は0.36 mg/kg 体重/日であると考えられた。したがって、ヒトにおける無毒性量0.36 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数10（種差：1、個体差：10）で除した0.036 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。 農薬抄録 MEP（殺虫剤）（平成21年7月17日改訂）：住友化学株式会社、一部公表；Two-year dietary administration in the rat. : Hazleton 研究所（米国）、1974年、未公表；Fenitrothion ingestion in humans : Subacute effects : Monash Medical School, Monash University, 1999年、未公表；農薬抄録 MEP（殺虫剤）（平成23年9月6日改訂）：住友化学株式会社、一部公表									

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (6/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価									評価結果通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ					種類	値 (mg/kg 体重/日)		不確実係数
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				
6	対-085	ブタクロール	0.03 (-)	ブタクロール (第2版)	ADI : 0.01 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験 (2試験)	ラット	2年間	混餌	雌雄 : 慢性腎症 (胃、甲状腺及び鼻部における腫瘍発生) (2試験の総合評価)	NOAEL	1.0	100 (種差10、個体差10、-)	R5.11.1
					ARfD : 0.49 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6~28日	強制経口	母動物 : 死亡率の上昇等 胎児 : 平均胎児体重減少 (催奇形性は認められない)	NOAEL	49.0	100 (種差10、個体差10、-)	
				<p>ブタクロール投与による影響は主に肝臓 (肝細胞肥大等)、腎臓 (重量変化、慢性腎症等)、腺胃 (粘膜萎縮)、鼻腔 (粘膜杯細胞過形成)、甲状腺 (過形成) 及び血液 (貧血) に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>発がん性試験において、ラットで胃、甲状腺及び鼻部における腫瘍の発生頻度が増加したが、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものではなく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。また、いずれの腫瘍においても、その発生メカニズムからヒトへの外挿性又はヒトでの感受性は低いと考えられた。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をブタクロール (親化合物のみ) と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②及び③の総合評価における無毒性量1.0 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.01 mg/kg体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。</p> <p>また、ブタクロールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量49 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.49 mg/kg体重を急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p> <p>ラットを用いた飼料混入投与による慢性毒性/発がん性併合試験 : バイオダイナミクス社 (米国)、(財)残留農薬研究所、1983年、未公表 ; ラット胃組織切片の遊動的再評価 (GLP対応) : アメリカン・ヘルス・ファンデーション (米国)、1994年、未公表 ; ラットを用いた飼料混入投与による慢性毒性/発がん性併合試験 : バイオダイナミクス社 (米国)、(財)残留農薬研究所、1988年、未公表 ; ウサギにおける催奇形性試験 : インターナショナル・リサーチ・アンド・デベロップメント・コーポレーション (米国)、1980年、未公表 ; クロロアセトアニリド系除草剤アラクロールおよびブタクロールの投与によりラットにおいて誘発された胃腫瘍について合意された診断とその発生機序の基本的枠組み : 日本モンサント株式会社、2010年、未公表 ; 試験成績の概要及び考察 (ブタクロール) : 日産化学株式会社、2021年、一部公表</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (7/13)

No	基準項目 等番号	項目名	水質基準 等 (mg/L以 下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	食品安全委員会評価						不確実係数	評価結果 通知日
						試験/根拠データ							
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類		
7	対-087	ブプロフェジン	0.02 (-)	ブプロフェジン (ADI、 ARfDの通 知のみ)	ADI : 0.009 mg/kg体重/日	-	-	-	-	-	-	-	R5.10.11
					ARfD : 0.5 mg/kg 体重	-	-	-	-	-	-	-	
					食品安全委員会の評価結果通知は、ADIおよびARfDの値のみである。 食安委のウェブサイトには、評価結果要約の補足として、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会報告書（R5.9.19）が挙げられている。 同報告書によると、「適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことから、農薬・動物用医薬品部会（以下、「本部会」という。）において審議」を行った。「…今般の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしている」。 なお、同部会開催時点での直近の食安委評価は、「ブプロフェジン（第4版）」（R1.6.18）である。								
					-								

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (8/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果 通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値 (mg/kg 体重/日)		
8	対-090	プロシミドン	0.09 (-)	プロシミドン (第4版)	ADI : 0.035 mg/kg体重/日	発生毒性試験	ラット	妊娠6~19日	強制経口	母動物：体重増加抑制等 胎児：肛門生殖突起 間距離短縮	NOAEL	3.5	100 (種差10、 個体差10、-)	R5.8.1
					ARfD (一般集団) : 0.3 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄：自発運動量減少、筋緊張低下、よるめき歩行等	NOAEL	30	100 (種差10、 個体差10、-)	
						一般薬理試験	マウス	単回	強制経口	雌雄：異常歩行、自発運動低下、鎮静、呼吸数減少及び四肢姿勢の異常	NOAEL	30	100 (種差10、 個体差10、-)	
					ARfD (妊婦または妊娠している可能性のある女性) : 0.035 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~19日	強制経口	母動物：体重増加抑制等 胎児：肛門生殖突起 間距離短縮	NOAEL	3.5	100 (種差10、 個体差10、-)	
<p>プロシミドン投与による影響は、主に肝臓（小葉中心性肝細胞肥大等）及び精巣（間細胞過形成等）に認められた。遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>発がん性試験において、ラットで精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序検討試験の結果、プロシミドンはアンドロゲン受容体（AR）への結合性を有し、血中ホルモンの不均衡（LH の増加）を惹起することが明らかになり、LH の持続的な刺激により精巣間細胞腫が発現したと考えられた。また、雄マウスで肝芽腫の発生頻度の増加傾向が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断された。</p> <p>繁殖試験及び発生毒性試験において、雄ラットに抗アンドロゲン作用に基づくと考えられる生殖器の異常（肛門生殖突起間距離の短縮、尿道下裂等）が認められ、雄の繁殖率が低下した。しかし、ウサギ及びサルの子供には類似の所見はみられなかった。</p> <p>種差検討試験の結果、ラットでは主要代謝物である水酸化体の血漿中濃度が腸肝循環により高く維持されることが、種差の主たる要因であることが示唆された。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をプロシミドン（親化合物のみ）と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の3.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.035mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>プロシミドンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の3.5 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に毒性影響がみられない用量における胎児の肛門生殖突起間距離短縮であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.035 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の無毒性量である30 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>農薬抄録 プロシミドン（殺菌剤）（平成22年3月25日改訂）：住友化学株式会社、一部公表；農薬抄録 プロシミドン（殺菌剤）（平成27年9月29日改訂）：住友化学株式会社、一部公表；Procymidone Technical: Dose Range-Finding Study for Acute Neurotoxicity Study in Rats (Ref.No BT-0267)（GLP 対応）：The Institute of Environmental Toxicology, 2015</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (9/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI、ADI等)	試験/根拠データ						不確か係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値 (mg/kg 体重/日)
9	対-091	プロチオホス	0.007 (-)	プロチオホス (第2版)	ADI : 0.0027 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄 : 赤血球ChE 活 性阻害(20%以上) (発がん性は認められ ない)	NOAEL	0.27	100 (種差10、 個体差10、-)	R5.7.12
					ARfD : 0.05 mg/kg 体重	急性神経毒性試 験	ラット	単回	強制経口	雌雄 : 赤血球ChE 活 性阻害 (20%以上)	NOAEL	5.0	100 (種差10、 個体差10、-)	
					<p>プロチオホス投与による影響は、主に脳及び赤血球ChE活性阻害、神経系（振戦等）並びに体重（増加抑制）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で眼瞼開存、肋骨屈曲、大腿骨形成異常等の発生頻度増加が認められた。ラットにおいて催奇形性は認められなかった。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をプロチオホス（親化合物のみ）と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.27 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.0027 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>また、プロチオホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の5 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。</p>									
農薬抄録 プロチオホス（殺虫剤）（平成29年12月4日改訂）、アリスライフサイエンス株式会社、一部公表														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (10/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ					種類	値 (mg/kg 体重/日)	不確実係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				
10	他-018	キザロホップエチル	0.02 (-)	キザロホップエチル	ADI : 0.009 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験 (キザロホップエチル)	ラット	2年間	混餌	雌雄; 小葉中心性肝細胞肥大等 (発がん性は認められない)	NOAEL	0.9	100 (種差10、個体差10、-)	R5.3.29
				キザロホップP テフリル	ARfD : 0.3 mg/kg 体重	発生毒性試験 (キザロホップP テフリル)	ラット	妊娠6~15日	強制経口	母動物: 死亡率増加、体重増加抑制等 胎児: 着床後胚損失率増加、口蓋裂、頭骨等骨化遅延等 (口蓋裂及び尾の異常が認められた)	NOAEL	30.0	100 (種差10、個体差10、-)	
<p>キザロホップエチル及びキザロホップP テフリルはエステル部分の構造が異なり、それぞれ独立した毒性試験等が行われており、同一の物として合わせて評価できないことから、個別に評価した。その上で、キザロホップエチル及びキザロホップP テフリルの動物体内及び植物体内での代謝経路は同様であること等を考慮して総合評価を実施した。</p> <p>《キザロホップエチルの評価》 キザロホップエチル投与による影響は、主に肝臓 (肝細胞肥大) 及び精巢 (萎縮) に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をキザロホップエチル及び代謝物B、畜産物中のばく露評価対象物質をキザロホップエチル及び代謝物B (加水分解により代謝物B に変換される代謝物を含む。) と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.009 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。 また、キザロホップエチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する最小毒性量はラットを用いた急性毒性試験における833 mg/kg 体重であり、無毒性量が設定できなかったが、各試験の結果を総合的に判断し、無毒性量はカットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上と考えられたことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p> <p>《キザロホップP テフリルの評価》 キザロホップP テフリル投与による影響は、主に肝臓 (肝細胞肥大等)、精巢 (重量減少等) 及び血液 (貧血) に認められた。神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発がん性試験において、腎扁平上皮癌、ライディッヒ細胞腫並びに肝細胞腺腫及び癌の発生頻度が増加したが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、受胎率低下、生存児数低下等が認められた。ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性影響の認められる用量で口蓋裂及び尾の異常が認められた。ウサギでは催奇形性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をキザロホップP テフリル及び代謝物B と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.3 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.013 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。 また、キザロホップP テフリルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験における無毒性量30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p> <p>《総合評価》 食品安全委員会は、これらの総合的な評価として、キザロホップエチルの許容一日摂取量 (ADI) である0.009 mg/kg 体重/日及びキザロホップP テフリルのADIである0.013 mg/kg 体重/日のうち、より低い値である0.009 mg/kg 体重/日をキザロホップエチル及びキザロホップP テフリルのグループADI と設定した。 また、キザロホップエチルの急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断し、キザロホップP テフリルのARfD は0.3 mg/kg 体重と設定されたことから、キザロホップP テフリルのARfD である0.3 mg/kg 体重をキザロホップエチル及びキザロホップP テフリルのグループARfD と設定した。 農産物中のばく露評価対象物質については、キザロホップエチル、キザロホップP テフリル及び代謝物B、畜産物中のばく露評価対象物質については、キザロホップエチル及び代謝物B (加水分解により代謝物B に変換される代謝物を含む。)、魚介類中のばく露評価対象物質については、キザロホップエチル及び代謝物B と設定した。</p> <p>農薬抄録 キザロホップエチル (除草剤) (2007年1月25日改訂) : 日産化学工業株式会社、一部公表 ; US EPA : Quizalofop Ethyl : Updated executive summaries. (2006) ; US EPA : Quizalofop-P ethyl : Human Health Risk Assessment for New Uses on Barley, Flax, Sunflower and Wheat. (2006) ; 6 US EPA : Quizalofop-p Ethyl Ester's Cancer Classification. (1995) ; Government of Canada : Quizalofop-Ethyl Pesticide Ruling Proposal (1991) ; 食品健康影響評価について (平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号) ; EU : Quizalofop-P-Ethyl - Draft Assessment Report (DAR) Public Version (2007) ; 農薬抄録 キザロホップエチル (除草剤) (2019年8月15日改訂) : 日産化学株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (11/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果 通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						値 (mg/kg 体 重/日)		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			
11	他-033	シフルトリン	0.06 (-)	シフルトリン (第2版)	ADI : 0.023 mg/kg体重/日	亜急性毒性試験 (beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌	雌雄 : 運動失調、下痢 等	NOAEL	2.38	100 (種差10、 個体差10、-)	R5.9.15
					ARfD : 0.023 mg/kg 体重	亜急性毒性試験 (beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌	雌雄 : 運動失調、下痢 等	NOAEL	2.38		
					<p>シフルトリンの投与による影響は、主に神経系（流涎、歩行異常等）及び体重（増加抑制）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。beta-シフルトリンの投与による影響は、主に神経系（流涎、歩行異常等）及び体重（増加抑制）に認められた。発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をシフルトリン（親化合物のみ：beta-シフルトリンを含む。）と設定した。</p> <p>シフルトリン及びbeta-シフルトリンの各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.023 mg/kg体重/日をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>また、シフルトリン及びbeta-シフルトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.023 mg/kg体重をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの急性参照用量（ARfD）と設定した。</p> <p>農薬抄録シフルトリン（殺虫剤）（平成23年11月15日改訂）：バイエルクロップサイエンス株式会社、2011年、未公表；農薬抄録シフルトリン（殺虫剤）（平成30年7月12日改訂）：バイエルクロップサイエンス株式会社、2018年、一部公表；JMPR：CYFLUTHRIN and BETA-CYFLUTHRIN, Pesticide residues in food 2006 Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues、Evaluation Toxicity: 103-155、2006年；US EPA：Cyfluthrin and Beta-cyfluthrin: Memorandum - Draft Human Health Risk Assessment for Registration Review、2017年</p>									

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (12/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値 (mg/kg 体重/日)
12	他-048	チフルザミド	0.04 (-)	チフルザミド (第4版)	ADI : 0.014 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄：小葉中心性肝細胞脂肪化 (発がん性は認められない)	NOAEL	1.4	100 (種差10、個体差10、-)	R5.11.1
					ARfD : 0.25 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~15日	強制経口	母動物：体重増加抑制等 胎児：低体重 (催奇形性は認められない)	NOAEL	25	100 (種差10、個体差10、-)	
						発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~19日	強制経口	母動物：削瘦等 胎児：低体重 (催奇形性は認められない)	NOAEL	25	100 (種差10、個体差10、-)	
<p>チフルザミド投与による影響は、主に肝臓 (肝細胞空胞化等：ラット)、副腎 (重量増加、副腎皮質空胞化：イヌ)、腎臓 (尿細管拡張等) 及び神経系 (軸索及びミエリンの変性等：イヌ) に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をチフルザミド (親化合物のみ)、畜産物中のばく露評価対象物質をチフルザミド及び代謝物[2]と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.40 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.014 mg/kg体重/日を許容一日摂取量 (ADI) と設定した。</p> <p>また、チフルザミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の25 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg体重を急性参照用量 (ARfD) と設定した。</p> <p>農薬抄録チフルザミド (殺菌剤) (平成22年5月17日改訂) : 日産化学工業株式会社、一部公表 ; ラットを用いた飼料混入投与による慢性毒性/発がん性併合試験 (GLP対応)、モンサント社環境衛生研究所 (米国)、1992年、未公表 ; ラットを用いた催奇形性試験 (GLP対応) : ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社 (米国)、1990年、未公表 ; ウサギを用いた催奇形性試験 (GLP対応) : ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社 (米国)、1991年、未公表 ; 農薬抄録チフルザミド (殺菌剤) (平成23年11月8日改訂) : 日産化学工業株式会社、一部公表 ; 食品健康影響評価に係る追加資料の提出について (チフルザミド) : 日産化学工業株式会社、未公表 ; 農薬ドシエ チフルザミド (殺菌剤) (2021年) : 日産化学株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (13/13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価									評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値 (mg/kg 体 重/日)
13	他-083	メタミドホス	0.001 (-)	メタミドホス (第3版)	ADI : 0.00056 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌	雌雄：脳及び赤血球 ChE活性阻害(20%以上)	NOAEL	0.056	100 (種差10、 個体差10、-)	R6.2.14
					ARfD : 0.003 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雄：赤血球ChE活性阻 害(20%以上)(投与2 時間後) 雌：脳及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上) (投与2時間後)	NOAEL	0.3	100 (種差10、 個体差10、-)	
				<p>メタミドホス投与による影響は、主に脳及び赤血球ChE活性阻害に認められた。発がん性、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>ラットを用いた2世代繁殖試験において、出産率の低下が認められた。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をメタミドホス（親化合物のみ）と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験で得られた0.056 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.00056 mg/kg体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。</p> <p>また、メタミドホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験②で得られた0.3 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.003 mg/kg体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。</p> <p>JMPR：“Methamidophos”, Pesticide residues in food -2002. Evaluations . Part II-Toxicological. p223-253. ; US EPA : Revised Toxicology Chapter for RED (2000) ; APVMA : Review of the Mammalian Toxicology and Metabolism /Toxicokinetics of METHAMIDOPHOS (2008) ; An acute oral neurotoxicity screening study with technical grade Methamidophos (Monitor) in rats (Supplemental study) (GLP対応) : Miles Inc., 1994年、未公表 ; One-year EFEDing study of methamidophos (Monitor) in dogs study (GLP対応) : Mobay Chemical Corp., 1984年、未公表</p>										

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (1/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として (非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	化学・汚染	H15.7.3	R3.6.29	-	-
8	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
9	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
10	基-008	六価クロム化合物(水道により供給される水)	7440-47-3	化学・汚染	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011
11	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
13	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
14	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
15	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の 水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
16	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
17	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
18	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
19	基-015	1,4-ジオキサソラン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
20	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
21	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
22	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
23	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
24	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
27	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
28	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユ ニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
29	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
30	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニットリスク	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
31	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
32	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
33	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
34	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
35	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準 の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準 の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準 の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユ ニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
38	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
39	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
40	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユ ニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
41	基-025	ジブromクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
42	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
43	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニットリスク	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (2/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
44	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
45	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
46	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)
47	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の品質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
48	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の品質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
49	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
50	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
51	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015
52	基-032	亜鉛(対象外物質)(動物薬)(清涼飲料水の規格基準の改正)(肥料・飼料等)	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
53	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量(アルミニウムとして)	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
54	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
56	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
57	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
58	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
61	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
62	基-039	カルシウム・マグネシウム等(硬度)(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
63	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))	-	化学・汚染	H20.5.22			回答文書
64	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
65	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
66	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
67	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
68	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク	6.3×10 ⁻² (mg/kg 体重/日) ¹
69	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
71	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
72	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
73	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
74	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
75	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
76	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
77	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
78	目-021	メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
79	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
80	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (3/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
70	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
81	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
82	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
83	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
84	検-037	アゼトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
85	対-001	1,3-ジクロロプロペン(D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
86	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARfD	0.02 0.2
87	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARfD	0.02 0.2
88	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI ARfD	0.02 0.2
89	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
90	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
91	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
92	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARfD	0.0014 0.0066
93	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
94	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
95	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
96	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
97	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
98	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARfD	0.36 3
99	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
100	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
101	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.0024 0.1
102	対-007	アセフェート(農薬4版)	30560-19-1	農薬	R5.7.13	R6.2.14	ADI ARfD	0.0024 0.1
103	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
104	対-010	アミラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
105	対-010	アミラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
106	対-010	アミラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
107	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
108	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
109	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
110	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
111	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
112	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
113	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
114	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
115	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
116	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
117	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.12(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
118	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬5版)	50512-35-1	農薬	R4.5.25	R4.8.9	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.12(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
119	対-017	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
120	対-018	イミノクタジン(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI ARfD	0.0023 0.053(イミノクタジン換算値)

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (4/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
121	対-019	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
122	対-019	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
123	対-020	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
124	対-020	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
125	対-020	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
126	対-021	エトフェンブロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
127	対-021	エトフェンブロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
128	対-021	エトフェンブロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
129	対-021	エトフェンブロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
130	対-021	エトフェンブロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.031 1
131	対-021	エトフェンブロックス(農薬6版)	80844-07-1	農薬	R3.8.25	R3.10.16	ADI ARfD	0.031 1
132	対-023	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
133	対-024	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
134	対-024	オキシ銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
135	対-025	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
136	対-025	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
137	対-026	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
138	対-026	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
139	対-026	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
140	対-026	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
141	対-026	カズサホス(農薬5版)	95465-99-9	農薬	R3.2.9	R3.5.18	ADI ARfD	0.00025 0.005
142	対-027	カフェンストール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
143	対-028	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.03 0.1
144	対-029	カルバリル(NAC)(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARfD	0.0073 0.01
145	除外農薬	カルプロノパミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
146	対-030	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23	R2.2.4	ADI ARfD	0.00015 0.00015
147	対-032	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
148	対-032	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
149	対-032	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
150	対-032	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
151	対-032	キャプタン(農薬第3版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
152	対-033	クミルロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
153	対-034	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
154	対-034	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
155	対-034	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題は無い、ヒトの健康を損なうおそれはない

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (5/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
156	対-035	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
157	対-035	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
158	対-035	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
159	対-035	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
160	対-035	グルホシネート(農薬4版)	77182-82-2	農薬	R3.8.25	R4.3.9	ADI ARfD	ADI:0.0091 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
161	対-035	グルホシネート(農薬5版)	77182-82-2	農薬	R4.11.24	R5.2.1	ADI ARfD	0.0091 0.01
162	対-036	クロメブロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
163	対-038	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
164	対-038	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
165	対-038	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
166	対-038	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
167	対-038	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
168	対-038	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
169	対-038	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.001 0.1
170	対-039	クロロタロニル (TPN) (農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARfD	ADI①クロロタロニル: 0.018 ②代謝物:0.0083 ARfD①クロロタロニル: 0.6 ②代謝物:0.025
171	対-039	クロロタロニル (TPN) (農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARfD	ADI①クロロタロニル: 0.018 ②代謝物:0.0083 ARfD①クロロタロニル: 0.6 ②代謝物:0.025
172	対-040	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
173	対-041	シアノホス(CYAP)	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
174	対-043	ジクワット(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
175	対-045	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23	R1.10.8	ADI ARfD	0.0058 0.75(ジクワットイオン換 算 値)
176	対-048	ジチオピル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
177	対-051	ジメタメリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
178	対-054	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
179	対-054	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
180	対-054	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
181	対-054	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
182	対-054	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
183	対-055	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
184	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
185	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウ ム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
186	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム 塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
187	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート:メチルイソチオンアネート(農 薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.1
188	対-056	ダゾメット(農薬2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI ARfD	0.004 0.028
189	対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオン アネート(第3版)	ダゾメット: 533- 74-4 メタムアンモニウ ム塩: 39680-90- 5 メタムナトリウム 塩: 137-42-8 メタムカリウム塩: 137-41-7 メチルイソチオン アネート: 556- 61-6	農薬	R5.11.21	R6.1.31	ADI ARfD	0.004 0.1
190	対-057	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
191	対-057	チアジニル(農薬2版)	223580-51-6	農薬	R2.2.13	R2.9.15	ADI ARfD	0.04 1.5

*着色: R5年度追加

注: 化学・汚染: 化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (6/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
192	対-061	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
193	対-061	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
194	対-061	チオベンカルブ(農薬3版)	28249-77-6	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI ARfD	0.009 1
195	対-066	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
196	対-066	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
197	対-067	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
198	対-069	パラコート(農薬)	4685-14-7	農薬	H25.6.12	R4.6.28	ADI ARfD	0.0045 (パラコートイオン換算値) 0.0045 (パラコートイオン換算値)
199	対-070	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
200	対-071	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
201	対-071	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
202	対-074	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
203	対-075	ピリプチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
204	対-076	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
205	対-077	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
206	対-077	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
207	対-077	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
208	対-077	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02
209	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
210	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
211	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
212	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
213	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
214	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
215	対-078	フェントロチオン(農薬・動物薬3版)	122-14-5	農薬・動物用医薬品	R5.5.24	R5.11.16	ADI ARfD	0.0049 0.036
216	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
217	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
218	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
219	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
220	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
221	対-079	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
222	対-080	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
223	対-080	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
224	対-081	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
225	対-081	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
226	対-082	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
227	対-082	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
228	対-083	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
229	対-083	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
230	対-085	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
231	対-085	ブタクロール(農薬2版)	23184-66-9	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI ARfD	0.01 0.49
232	対-086	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
233	対-087	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
234	対-087	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
235	対-087	ブプロフェジン(農薬4版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
236	対-087	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.009 0.5
237	対-087	ブプロフェジン	69327-76-0	農薬	R5.8.31	R5.10.11	ADI ARfD	評価値通知のみ 0.009 0.5

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (7/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
238	対-088	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
239	対-088	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
240	対-088	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
241	対-088	フルアジナム(農薬2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.02(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
242	対-088	フルアジナム(農薬3版)	79622-59-6	農薬	R3.6.30	R3.8.31	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.02(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
243	対-089	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
244	対-090	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
245	対-090	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
246	対-090	プロシミドン(農薬3版)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
247	対-090	プロシミドン(農薬4版)	32809-16-8	農薬	R5.5.24	R5.8.1	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
248	対-091	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
249	対-091	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
250	対-091	プロチオホス(農薬2版)	34643-46-4	農薬	R4.7.13	R5.7.12	ADI ARfD	0.0027 0.05
251	対-092	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
252	対-092	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
253	対-092	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
254	対-093	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
255	対-093	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
256	対-094	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARfD	0.01 2
257	対-095	プロモプチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
258	対-097	ベンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
259	対-097	ベンシクロン(農薬2版)	66063-05-6	農薬	2021/59/19	R3.10.6	ADI	0.053
260	対-098	ベンゾピシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
261	対-099	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
262	対-100	ベントゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	R1.9.5	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
263	対-100	ベントゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.3.23	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
264	対-100	ベントゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.6.22	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
265	対-101	ベンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
266	対-101	ベンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
267	対-101	ベンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
268	対-101	ベンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
269	対-102	ベンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI ARfD	0.0089 0.0092
270	対-103	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
271	対-104	ベンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
272	対-105	ホスチアゼート(農薬)	98886-44-3	農薬	H24.7.18	R2.12.15	ADI ARfD	ADI:0.002 ARfD: ・0.007(一般の集団) ・0.002(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
273	対-105	ホスチアゼート(農薬2版)	98886-44-3	農薬	R4.3.23	R4.5.18	ADI ARfD	ADI:0.002 ARfD: ・0.007(一般の集団) ・0.002(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
274	対-106	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
275	対-106	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (8/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
276	対-109	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
277	対-109	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
278	対-109	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
279	対-109	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
280	対-111	メミノストロピン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
281	対-111	メミノストロピン(農薬2版)	133408-50-1	農薬	R3.2.9	R3.8.24	ADI ARfD	0.016 0.78
282	対-113	メフェナセツト(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
283	対-114	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
284	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
285	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
286	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
287	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
288	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
289	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
290	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
291	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
292	要-003	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	R3.2.9	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9
293	要-003	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	H25.3.12	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9
294	要-004	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
295	要-004	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
296	要-004	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
297	要-004	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
298	要-005	クロロピクリン(クロルピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15	未通知		
299	要-006	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
300	要-006	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
301	要-006	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
302	要-006	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
303	要-006	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI ARfD	0.029 0.3
304	要-011	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
305	要-012	ベントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
306	要-013	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
307	要-014	メタアルデヒド(農薬6版)	108-62-3	農薬	R4.7.13	R4.10.12	ADI ARfD	0.022 0.3
308	要-014	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
309	要-014	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
310	要-014	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
311	要-014	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
312	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
313	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
314	要-015	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
315	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARfD	0.012 0.2
316	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
317	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
318	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
319	他-006	アジムスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
320	他-007	アミロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
321	他-008	アマトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
322	他-011	ウニコナゾールP(農薬)			H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.016
323	他-011	ウニコナゾールP(農薬第2版)			R2.11.11	R3.5.25	ADI ARfD	ADI:0.02 ARfD: ・1(一般の集団) ・0.05(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女性)
324	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
325	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
326	他-014	エンドタル(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
327	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (9/11)

No.	水質基準 項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
328	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
329	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
330	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
331	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
332	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
333	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
334	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI ARfD	0.021 0.06
335	他-018	キザロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
336	他-018	キザロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
337	他-018	キザロホップエチル及び キザロホップPテリ フル(農薬3版)	キザロホップエチ ル:76578-14-8 キザロホップPテリ フル:100646- 51-3	農薬	R4.10.19	R5.3.29	ADI ARfD	0.009 0.3
338	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
339	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
340	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
341	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
342	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
343	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARfD	0.097 0.6
344	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
345	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
346	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
347	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
348	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
349	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
350	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARfD	0.01 0.1
351	他-030	シノスルフロ	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
352	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
353	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.22 1.2
354	他-031	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
355	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
356	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
357	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
358	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
359	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
360	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
361	他-031	ジノテフランを有効成分とする動物体 に直接適用しない動物用殺虫剤(フ ラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
362	他-032	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
363	他-032	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARfD	0.0096 0.25
364	他-032	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARfD	0.0096 0.25
365	他-032	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	0.0096 0.25
366	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI ARfD	0.0096 0.25
367	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物65 版)	119446-68-3	農薬	R4.8.24	R4.12.14	ADI ARfD	0.0096 0.25
368	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	R1.9.5	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
369	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
370	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
371	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
372	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品2版)	68359-37-5	農薬・動物用医 薬品	R5.8.31	R5.9.15	ADI ARfD	0.023 0.023
373	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
374	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
375	他-036	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
376	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
377	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
378	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
379	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品第 2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARfD	0.022 0.04

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (10/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
380	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
381	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
382	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
383	他-038	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
384	他-038	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
385	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
386	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	R4.7.13	R4.10.12	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
387	他-040	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
388	他-041	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
389	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
390	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
391	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
392	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
393	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
394	他-043	スピノサド(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
395	他-043	スピノサド(農薬・動物薬3版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
396	他-043	スピノサド(農薬・動物薬4版)	168316-95-8	農薬	R3.3.21	R3.6.15	ADI	0.024
397	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARfD	0.088 1.8
398	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	R4.10.19	R4.12.14	ADI ARfD	0.088 1.8
399	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
400	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
401	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
402	他-046	チアトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
403	他-046	チアトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
404	他-046	チアトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
405	他-047	チオシラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.021 0.1
406	他-048	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
407	他-048	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
408	他-048	チフルザミド(農薬3版)	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.014 0.25
409	他-048	チフルザミド(農薬4版)	130000-40-7	農薬	R4.9.28	R5.11.1	ADI ARfD	0.014 0.25
410	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
411	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
412	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
413	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
414	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	R3.8.25	R3.10.26	ADI ARfD	0.004 0.05
415	他-052	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
416	他-052	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
417	他-053	トリネキサバックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
418	他-053	トリネキサバックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
419	他-053	トリネキサバックエチル(農薬2版)	95266-40-3	農薬	R3.12.8	R4.5.10	ADI ARfD	0.0059 0.6
420	他-054	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
421	他-054	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
422	他-054	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
423	他-054	トリフルミゾール(農薬4版)	68694-11-1	農薬	R3.12.8	R4.1.19	ADI ARfD	0.015 0.25
424	他-055	トルフェンピラト(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
425	他-055	トルフェンピラト(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
426	他-055	トルフェンピラト(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (11/11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
427	他-055	トルフェンピラド(農薬4版)	129558-76-5	農薬	R2.7.28	H23.2.10	ADI ARfD	0.0056 0.01
428	他-056	ナブロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	R2.11.24		回答文書
429	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
430	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
431	他-058	バクロブトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
432	他-058	バクロブトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
433	他-059	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	H28.3.23	R2.9.29	ADI ARfD	0.36 3.2
434	他-059	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	R4.7.13	R4.8.31	ADI ARfD	0.36 3.2
435	他-061	ピメトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
436	他-061	ピメトロジン(農薬2版)	123312-89-0	農薬	R1.12.18	R2.6.17	ADI ARfD	0.013 0.1
437	他-062	ピラゾスルフロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
438	他-063	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
439	他-065	ビレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	未通知		
440	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
441	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
442	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
443	他-069	フラメビル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
444	他-069	フラメビル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
445	他-070	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
446	他-070	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
447	他-071	プロバニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
448	他-072	プロバホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
449	他-073	プロバルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
450	他-073	プロバルギット(BPPS)(農薬2版)	2312-35-8	農薬	R2.12.14	R3.6.8	ADI ARfD	0.0098 1
451	他-076	プロメトリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H30.4.18	R1.5.21	ADI ARfD	0.03 1.5
452	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
453	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
454	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
455	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬第2版)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
456	他-078	ベンズルタップ(農薬)	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.025 0.3
457	他-079	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
458	他-081	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
459	他-081	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
460	他-081	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
461	他-081	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
462	他-081	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
463	他-083	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
464	他-083	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3
465	他-083	メタミドホス(農薬3版)	10265-92-6	農薬	R5.7.13	R6.2.14	ADI ARfD	0.00056 0.003

*着色:R5年度追加

注:化学・汚染:化学物質・汚染物質

6. 水質基準等に関する情報の更新

6-1. 水質基準等の見直しの動向

令和5年度水質基準逐次改正検討会が、令和5年6月16日に開催された。逐次改正検討会概要を、図6-1に示す（本業務に係る内容に限り抜粋）。内容は厚生科学審議会（生活環境水道部会）で審議された。また、過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、令和6年2月21日時点での情報に更新して表6-1～6-6に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

図6-1 令和5年度水質基準逐次改正検討会概要（R5.6.16）

水質基準等の改正方針(案)について						
2. 水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直し						
ア 水質基準項目及び水質管理目標設定項目						
(2)集計及び検討結果ア水質基準項目及び水質管理目標設定項目水質検査結果を集計し、分類要件に基づき項目を整理したところ、水質基準項目である「陰イオン界面活性剤」が分類変更の項目に該当した。						
今後は、平成30年度から令和4年度までの5年間で基準値の10%超過が確認されない場合は、出荷量及び排出量の状況等を考慮しながら水質管理目標設定項目への変更を検討する。						
イ 農薬類						
分類変更を検討すべき項目に該当したものはなかった						
3. 農薬類の目標値等の見直し案						
(1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し						
令和5年4月末までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会で未検討のものは表5のとおりである。						
この結果、対象農薬リスト掲載農薬類である「パラコート」は、現行の評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを行う必要があると考えられる。						
表5 食品健康影響評価の結果と水道水の評価値						
略号※1	項目	食品安全委員会 評価結果通知 (版数)	新評価：ADI (mg/kg 体重/ 日)	現行評価：ADI (mg/kg 体重/ 日)	新評価値 (mg/L)	現行評価値 (mg/L)
対-015	イソプロチオラン (I P T)	R4. 8. 19 (5)	0. 1	0. 1	0. 3	0. 3
対-035	グルホシネート	R5. 2. 1 (5)	0. 0091	0. 0091	0. 02	0. 02
対-069	パラコート	R4. 6. 28 (1)	0. 0045	0. 002	0. 01	0. 005
要-014	メタアルデヒド	R4. 10. 12 (6)	0. 022	0. 022	0. 06	0. 06
他-018	キザロホップエチル	R5. 3. 29 (3)	0. 009	0. 009	0. 02	0. 02
他-038	シメコナゾール	R4. 10. 12	0. 0085	0. 0085	0. 02	0. 02
他-044	セトキシジム	R4. 12. 14	0. 088	0. 088	0. 2	0. 2
他-59	バリダマイシン	R4. 8. 31	0. 36	0. 36	0. 9	0. 9
※1 略号の意味						
対： 対象農薬リスト掲載農薬類(平成15年10月10日付け健発第1010004号局長通知別添2) 目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの						
要： 要検討農薬類(平成4年12月21日付け衛水第270号別表第5) 積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬						
他： その他農薬類(平成4年12月21日付け衛水第270号別表第6) 測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬						
※ 各農薬の評価値は許容一日摂取量 (ADI) 等から一定の計算式により計算した値で、目標値は浄水技術、測定技術等を考慮して設定する。目標値は評価値と同値となることもあれば、異なる値となることもある。						

表 6-1 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (1/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連した今後の検討	
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等			
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く		
基-002	大腸菌	不検出							糞便汚染の指標として適当		
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01 mg/L を当面維持	<ul style="list-style-type: none"> 2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7$\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$を維持(寄与率10%で2.5$\mu\text{g}/\text{L}$) 食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3)→耐容週間摂取量7$\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$(JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。) 	
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	<ul style="list-style-type: none"> 水質基準として維持 疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4)→ハイスルグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量2.0$\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$(メチル水銀) 食安委化学物質・汚染物質専門調査会幹事会(H24.1.27)→TDI=0.7(水銀として) 食安委答申(H24.5.10)→TDI=0.7(水銀として) 食安委答申(H.24.10.29)→TDI=4 推奨摂取量=25~35$\text{mg}/\text{日}$前後(成人、上限量400$\text{mg}/\text{日}$前後)の必須元素 食安委意見募集終了(H24.7.20締切) 	
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04			意見募集終了(H24.7.20締切)	WHO第4版 暫定基準に変更	<ul style="list-style-type: none"> 評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持 	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(R3.6.29) 現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1$\mu\text{g}/\text{dL}$程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からならぬかの影響が示唆される血中鉛濃度1~2$\mu\text{g}/\text{dL}$と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛はく露低減のための取組が必要であると考えられる。
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		R3.6.29 答申済み	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01 mg/L とし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした。	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(R3.6.29) 現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1$\mu\text{g}/\text{dL}$程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からならぬかの影響が示唆される血中鉛濃度1~2$\mu\text{g}/\text{dL}$と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛はく露低減のための取組が必要であると考えられる。 	
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	<ul style="list-style-type: none"> WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L 食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。 	
基-008	六価クロム化合物	0.02	R2.4.1から基準値強化(0.05→0.02)	1.1	0.05 P(全Cr)	H31.3.13 R2.3.23	H30.9.18 R1.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	<ul style="list-style-type: none"> Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくクロムが必須元素が疑わしい。 食安委答申(化学物質・汚染物質、H30.9.18, R1.8.6) →TDI=1.1 	
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 (Nitriteとして)		H26.1.14	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H24.10.29)→硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 	
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず ^{※2}		H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H22.10.14)→TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H24.10.29)→硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 	
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版追加	<ul style="list-style-type: none"> 水質基準として維持 斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8mg/Lを継続 	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H25.1.21)→TDI=0.05 WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L 食安委答申(H24.8.6清涼飲料水)→TDI=96 食安委意見募集終了(H24.7.20締切) WHO/GDWQ:2008合会にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。 	
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4			意見募集終了(H24.7.20締切)	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	<ul style="list-style-type: none"> ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響 	<ul style="list-style-type: none"> 食安委意見募集終了(H24.7.20締切) WHO/GDWQ:2008合会にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-1 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (2/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ _{※1} (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサソ	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	H19.10.26	H19.3.15(シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申(H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 ⁻⁵ リスク相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申(H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブromクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH ₂ O ₂ -UV法に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申(H26.10.7) →TDI=6

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-029	ブロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして)			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO ₄ 消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標							
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標						水質基準として維持	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-2 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P.T	・LOAEL:0.06 mg/kg日, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 mg/kg/日, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版 追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-2 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、 極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20°C7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1		設定せず 9(2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				
目-031	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFO S)及びペルフルオ ロオクタン酸(PFO A)	0.00005	ペルフルオロオクタン スルホン酸(P FOS) 及びペルフル オロオク タン酸(PFO A)の量 の和として、 0.00005mg/L 以下(暫定)	0.02		R2.3.23				・R2.3.23厚科審にて以下を承認 ・暫定評価値設定: 海外機関の設定評価値を参照し、妥当と考えられるものの中から、安全側の観点より最も低いものを採用(TDI 20ng/kg/日) ・水質管理目標設定項目に追加(旧検-42 PFOS及び旧検-43 PFOAを統合し移行) ・R2.4.1から適用

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-3 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀及びその化合物	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム及びその化合物	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21(mg/kg 体重/日)、UF 10)	
検03	ビスマス及びその化合物	-									鉛代替品としての利用が考えられており 材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン及びその化合物	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体 差)を適用し基準値を 導出			WHO/GDW Q第4版変更 設定せず← 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを 適用				高分子凝集剤の製品管理において残留 モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.002mg/L以下を設定	
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk			線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを 設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/ L	暫定値	4pgTEQ/kg /日								
検18	トリエチレンテトラミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問 (H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
 ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
 ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-3 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	マイクロシスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すざ化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	プロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	プロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジプロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	プロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジプロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリプロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	プロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジプロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5 (C)	179						

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
 ※3 クロロビクリン(検39)はH25.3に削除された
 ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-3 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> ・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、$15\mu\text{g}/\text{l}$を定めている(RfD: $0.7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はコウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=$0.11\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=$0.01\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量
検42	(削除)											<ul style="list-style-type: none"> ・R2.4.1から水質目標設定項目へ移行 (目-31 PFOS及びPFOA)
検43	(削除)											<ul style="list-style-type: none"> ・R2.4.1から水質目標設定項目へ移行 (目-31 PFOS及びPFOA)
検44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> ・WHO/GDWQ第2次追補版追加($0.1\mu\text{g}/\text{l}$)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL= $7\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI= $7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS: 10^{-5}	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値= 0.02 TDI= 7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5				
検49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	-						R3.3.17				<ul style="list-style-type: none"> ・R3.4.1から追加適用

※ P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁 (HPA) による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは $0.01\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは $0.0003\text{mg}/\text{L}$ で評価している。
 ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
 ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (1/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 R1.10.15 答申済み		・食安委答申 (H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15) → ADI = 20
対-002	2, 2-DPA (ダラポン)	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	H30.4.1より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中 (H25.7.10) ・食安委答申 (H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 R3.6.22 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更	・食安委答申 (H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	360		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申 (H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 R6.2.14 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13, R6.2.14) → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請 (H23.10.11)
対-009	アニコホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-010	アミラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10
対-012	インキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H28.2.23) → ADI = 2
対-013	インフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中 (清涼飲料水、H15～)
対-014	インプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中 (清涼飲料水、H15～)

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (2/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-015	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 R4.8.9 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28,R4.8.9) → ADI = 100
対-016	イプフェンカルバジン		0.002	要検討農薬 から変更						R4.4.1対象農薬変更
対-017	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35
対-018	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	総合評価	2.3(イミノク タジンとし て)			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 2.3
対-019	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5
対-020	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
除外農薬 に変更	エディフェンホス(エジフェ ンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除← 0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	31		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 R3.11.16 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24,R3.10.16) → ADI = 31
除外農薬 に変更	エトリジアゾール(エクロメ ゾール)	殺菌剤	0.004		1.6					
対-022	エンドスルファン(ベンゾエ ピン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-023	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) → ADI = 9.1
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (3/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-024	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	10		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) → ADI = 10
対-025	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52
対-026	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新 規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 R3.5.18 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23,R3.5.18) → ADI = 0.25
対-027	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3
対-028	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08	R2.4.1より 0.3→0.08	30			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)
対-029	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02	H31.4.1より 0.05→0.02	7.3		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 7.3
除外農薬 に変更	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13) → ADI = 14
対-030	カルボフラン	代謝物	0.0003	R3.4.1より 0.005→ 0.0003	0.15	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 0.15
対-031	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申 (H25.10.7) → ADI = 2.1
対-032	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申 (H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16) → ADI =100
対-033	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10
対-034	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現 行値を継続	1		H29.1.31 H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000
対-035	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 R4.3.9 R5.2.1 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29,R4.3.9, R5.2.1) → ADI = 9.1
対-036	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) → ADI = 6.2

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (4/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-037	クロロニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001							
対-038	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 μ g/L)
対-039	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI =クロロタロニル:18, 代謝物:8.3
対-040	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001		0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53
対-041	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H29.10.17) → ADI = 1
対-042	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-043	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) → ADI = 10
対-044	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)
対-045	ジクワット	除草剤	0.01	R3.4.1より 0.005→0.01	5.8			R1.10.8 答申済み		・食安委答申(R1.10.8) → ADI = 5.8
対-046	ジスルホトン(エチルチオメ トン)	殺虫剤	0.004		1.4					
その他農 薬に変更	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請(H29.8.31) ・その他農薬に変更
対-047	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新 規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-048	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6
対-049	シハロホップチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-050	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-051	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) → ADI = 9.4
対-052	ジメエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (5/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重 /日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-053	シメトリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1)食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
対-054	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	1		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申 (H26.8.19, H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請 (H29.5.24)
対-055	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 300
対-056	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新規設定	4		H29.1.31	H27.3.24 R1.8.27 R6.1.31 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24, R1.8.27, R6.1.31) → ADI = 4
対-057	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申 (H19.10.25, R2.9.15) →ADI = 40
対-058	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-059	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-060	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-061	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 R5.11.1 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13, H22.8.5, R5.11.1) → ADI = 9
対-062	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答申済み		・食安委答申 (H21.2.19) → ADI = 0.8
対-063	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)
対-064	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-066	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	50		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 50
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (6/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重 /日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-067	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.1.26) → ADI = 24
対-068	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-069	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2			R4.6.28 答申済み		・食安委答申 (R4.6.28) → ADI = 0.045
対-070	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-071	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新 規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4
対-072	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26
対-073	ピラグリネート(ピラプレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-074	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-075	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8
対-076	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	19		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19
対-077	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H28.4.5) → ADI=0.19
対-078	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 R5.11.1 答申済み		・食安委答申 (H26.6.3, H29.8.22, R5.11.1) → ADI = 4.9
対-079	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13
対-080	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申 (H20.11.13, H24.2.2) → ADI = 19
対-081	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H25.9.30) → ADI = 2.3

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (7/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重 /日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-082	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申 (H23.10.6, H25.1.21) → ADI = 2.9
対-083	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新 規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2
対-084	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-085	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 R5.11.1 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25, R5.11.1) → ADI = 10
対-086	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-087	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 R1.6.18 R5.10.11 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R1.6.18, R5.10.11) → ADI = 9
対-088	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 R3.8.31 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H31.2.5,R3.8.31) → ADI = 10
対-089	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-090	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 R3.2.16 R5.8.1 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16, R5.8.1) → ADI = 35
対-091	プロチオホス	殺虫剤	0.007	オキソン体の 濃度と合計し て算出すること (H30.4.1より)	2.7		H30.2.15	H30.10.23 R5.7.12 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定 し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原 体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適 用) ・食安委答申 (H30.10.23, R5.7.12)→ ADI = 2.7
対-092	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	19		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19
対-093	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (8/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-094	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H31.4.1より 0.05→0.03	10		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = 10
対-095	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40
対-096	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-097	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 R3.10.6 答申済み		・食安委答申(H20.10.16,R3.10.6) → ADI = 53
対-098	ベンゾビスシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新 規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI = 34
対-099	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 2
対-100	バンタゾン	除草剤	0.2		90			R3.6.22 答申済み		・食安委答申 (R3.6.22) → ADI = 90
対-101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長 調整剤	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 R3.4.13 答申済み		・食安委答申 (H22.10.7, H24.8.6,R3.4.13) → ADI = 120
対-102	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02	R3.4.1より 0.04→0.02	8.9			R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 8.9
対-103	ベンフルラリン(バスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申 (H22.10.14) → ADI = 5
対-104	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更 なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 23
対-105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	R4.4.1より 0.003→0.005	1			R2.12.15 R4.5.18 答申済み		・食安委答申 (R2.12.15, R4.5.18) → ADI = 2
対-106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	290		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申 (H26.5.13) → ADI = 290
対-107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-4 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (9/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-108	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
	ダゾメット、メタム及びメチル インチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新 規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2	H23.4.1より 0.05→0.06 H31.4.1より 0.06→0.2	80		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20) → ADI = 22 ・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 80 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)
対-110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・オキソン体も検査の対象とし、原体の濃 度に、オキソン体を原体の濃度に換算した ものを合算してメチダチオンの濃度とする (厚生労働科学研究に基づく; R4.4.1より 適用)。
その他農 薬に変更	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請 (H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-111	メミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 R3.8.24 答申済み		・食安委答申 (H22.3.4 ,R3.8.24) → ADI = 16
対-112	メリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-113	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI = 7
対-114	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更 なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申 (H21.12.17) → ADI = 50
対-115	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申 (H25.3.4) → ADI = 2.1
※網掛けは昨年度からの変更箇所										

表 6-5 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (1/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57
要-003	イプロジオン		0.3	除外農薬か ら				R3.11.2 答申済み		・食安委答申 (R3.11.2) → ADI =20
要-004	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-005	クロロピクリン	殺虫剤	-							・評価要請 (H29.6.15)
要-006	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 R1.10.1 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8, R1.10.1) → ADI = 29
要-007	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請 (H21.3.24)
要-008	ヒメキサゾール(ヒドロキシイ ソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-009	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-010	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-011	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より 新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 19
要-012	ペントキサザン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-5 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (2/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る備考	根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-013	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) → ADI = 2
要-014	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 R4.10.12 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14, R4.10.12) → ADI = 22
要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチル イソチオシアネート:メチル イソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-015	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (1/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	農薬等原料	-		-		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) → ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPBエチル	除草剤 植物成長調整剤	0.03	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 12
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24, H30.2.13) → ADI = 77
他-006	アジメスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメリリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申 (H19.9.13) → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 R3.5.25 答申済み		・食安委答申 (H19.5.31,R3.5.25) → ADI = 20
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申 (H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 44
他-014	エンドタール	除草剤	-					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申 (H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (2/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
分類	項目	用途	目標値 値 (mg/L)	備考	根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
他-017	オキシソニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11, R1.8.27) → ADI = 21
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8, R5.3.29) → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変 更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18, H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタルジメチル(TC TP)	除草剤	-		-					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルファミロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整 剤	0.09	H30.4.1より 0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36
他-028	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補 版変更 設定せず← 0.006	

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (3/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-029	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H22.6.17) → ADI = 10 評価要請(H29.8.31) その他農薬に変更
他-030	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		<ul style="list-style-type: none"> 食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-031	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-032	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 R1.6.48 R4.12.14 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22, R1.6.48, R4.12.14) → ADI = 9.6
他-033	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20			R3.6.8 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(R3.6.8, R5.9.15) → ADI = 23
他-034	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20
他-035	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-036	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H24.9.24) → ADI = 27
他-037	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H30.2.13, H30.3.27) → ADI = 22
他-038	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 R4.10.12 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22, R4.10.12) → ADI = 8.5

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (4/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-039	ジメチルピビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-040	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
他-041	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申(H24.2.9) → ADI = 110
他-042	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-043	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 R3.6.15 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17,R3.6.15) → ADI = 24
他-044	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 R4.12.14 答申済み		・食安委答申(H30.12.4, R4.12.14) → ADI = 88
他-045	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-					H30.10.23 答申済み		・食安委答申(H30.12.4) → ADI = 12
他-046	チアトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18
他-047	チオシクラム	殺虫剤	0.03		12			R1.6.4 答申済み		・食安委答申(R1.6.4) → ADI = 21 (グループ評価:16)
他-048	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 R1.6.18 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26, R1.6.18, R5.11.1) → ADI = 14
他-049	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-050	テトラクロルピビンホス(CVM P)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-051	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 R3.10.26 答申済み		・食安委答申(H27.8.18, H30.3.6,R3.10.26) → ADI = 4

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (5/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重 /日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-052	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-053	トリネキサパックエチル	植物成長調整 剤	0.01	H15から変 更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 R4.5.10 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22, R4.5.10) → ADI = 5.9
他-054	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 R.4.1.19 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27,R.4.1.19) → ADI = 15
他-055	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 R2.11.24 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10, R2.11.24) → ADI = 5.6
他-056	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-057	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-058	バクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-059	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-					R2.9.29 R4.8.31 答申済み		・食安委答申 (R2.9.29, R4.8.31) → AD = 360
他-060	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-061	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変 更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 R2.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9, R2.6.17) → AD = 13
他-062	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI = 10
他-063	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI = 20
他-064	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不適當 ADI0.03mg/ kg/日			WHO/GD WQ第3版 第2次追補 版追加	
他-065	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請 (H29.4.19)

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (6/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-066	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-067	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-068	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-069	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17, H31.2.5) → ADI = 7
他-070	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7, H30.3.6) → ADI = 4.4
他-071	プロパニル(DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 16
他-072	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-073	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 R3.6.8 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11,R3.6.8) → ADI = 21
他-074	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-075	プロポキスル(PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-076	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30
他-077	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず ^a		R1.5.21 R3.8.4 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.3	・食安委答申 (R1.5.21,R3.8.4) → ADI = 50
他-078	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09		34			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 25 (グループ評価:16)
他-079	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-6 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (7/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重 /日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-080	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)
他-081	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-082	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-083	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13, R6.2.14) → ADI = 0.56
他-084	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間 体	0.006	H15年答申	2.5					
他-085	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-086	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

6-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理、②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

6-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 6-7 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。令和 5 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

なお、出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務 ; 6.4.2.3 検索要領：出力（物質別）」と基本的に同じであるので省略した。

表 6-7 情報収集の対象とする物質（H26 年度文献調査業務の表 25）

物質グループ		物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1) 収集するデータ項目の整理・更新

令和 5 年度文献調査業務では表 6-7 の対象物質の更新を適宜実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は網掛けを付した。

(1) 更新フィールド

以下のサイト並びに官報をあたり、過年度データとの比較を行った。

- ・製造輸入量：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_index.html

- ・ PRTR 排出（公水）：<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>
- ・ 水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の
対象農薬、要検討項目：官報並びに
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>
- ・ 水道統計：<http://www.jwwa.or.jp/mizu/>
- ・ ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：
<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html>
- ・ 要調査項目存在状況調査：<http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html>
- ・ 化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：
<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>

(2) 過年度データの活用

- ・ 薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・ WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・ 有害性情報
- ・ 農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧